

第 3 編

災害応急対策計画 編

序 災害応急対策計画編の概要

第3編 災害応急対策計画編は、災害の発生から来襲及び通過時などに必要とされる応急対策に関する計画である。

第1章 風水害

第2章 地震・津波災害

に区分するものとする。

そして、本村で最も多い風水害応急対策計画の第1章で、応急対策計画の全ての項目を整理するとともに、地震・津波災害対策の多数項目は第1章に準ずるものとして整理するものとする。

第1章 風水害応急対策計画

序 節 風水害応急対策計画の基本的な考え方

災害応急対策計画は、災害が発生しましたは発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなどの災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

なお、災害応急対策計画は、災害が発生し、来襲が予想され、そして、来襲通過、通過後などの時間の経過に準じた応急対策計画を概ね次のような順序でまとめるものとする。

時間経過		災害応急対策計画項目	
災害来襲予報	災害がきそう	1	組織計画
		2	気象警報等の伝達計画
		3	災害通信計画
		4	災害状況等の収集・伝達計画
		5	災害広報計画
		6	消防計画
災害来襲	災害がきた	7	避難計画
		8	要配慮者対策計画
		9	観光客等対策計画
		10	救出計画
		11	交通輸送計画
災害通過	災害が通過中	12	災害救助法適用計画
		13	給水計画
		14	食料供給計画
		15	生活必需品供給計画
		16	医療救護計画
		17	感染病対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画
		18	行方不明者の捜索、遺体収容及び処理計画
		19	障害物の除去・災害廃棄物処理計画
		20	住宅応急対策計画
		21	二次災害の防止計画
		22	教育対策計画
		23	危険物等応急対策計画
		24	治安警備計画
		25	民間団体の活用計画
		26	ボランティア受入計画
		27	広域応援要請計画
		28	自衛隊災害派遣要請計画
		29	労務確保計画
		30	公共土木施設応急対策計画
		31	ライフライン等施設応急対策計画
		32	農林水産物応急対策計画
		33	水防計画
		34	福地ダム・新川ダムに関する異常気象時の応急対策計画
		35	在港船舶対策計画
		36	海上災害応急対策計画
		37	道路事故災害応急対策計画
通過後	災害が去った	38	その他災害応急対策に必要な事項

第1節 組織計画

部署・関係機関	総務対策班、関係対策班
---------	-------------

I 基本方針

本村に災害が発生しましたは発生する恐れがある場合に、的確かつ迅速な災害応急対策を行うため災害対策組織（対策本部または対策本部の設置に至らない場合の警戒本部）を編成するとともに、各組織の業務分掌をあらかじめ樹立しておくものとする。

II 実施内容

1. 東村災害準備・警戒体制の設置規模及び基準

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報、気象情報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

■災害対策体制配備基準

体制区分	配備区分	配備基準	配備・体制内容
災害 警戒本部	第1配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・本村において震度4を観測された旨発表した場合。 ・沖縄本島地方に、津波注意報を発表した場合 ・本村に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い災害に関する情報の収集、情報の伝達等を特に強化して対処を要する場合 ・暴風、豪雨その他異常な自然現象により、村全域又は一部の地域に、災害が発生する恐れがあり、警戒を要する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務財政課等から必要な人員をもつて当てる（総務財政課長が予め指定しておく。）もので、状況により第2配備へ移行できる体制とする
災害 対策本部	第2配備 (救助体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・本村において震度5弱を観測した場合 ・沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき、情報の収集、伝達等を特に対処する必要がある場合 ・沖縄本島地方に津波警報が発表された場合 ・本村に気象業務法に基づく暴風、大雨、又は洪水、その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生する恐れがある場合 ・暴風、大雨、地震、津波、その他の異常な自然現象により、村の全域又は一部地域に重大な被害が発生した場合 ・大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により村の全域又は一部の地域に重大な被害が発生した場合 ・村全域又は一部地域に災害救助法の適用する災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の本部員、関係各班の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて第3配備に移行できる体制とする

体制区分	配備区分	配備基準	配備・体制内容
災害対策本部	第3配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により村全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 ・沖縄本島地方に大津波警報の「大津波」が発表された場合 ・本村において震度5強以上を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が配置につく

2. 東村災害対策本部の組織及び事務体系

東村災害対策本部（以下「本部」と称す）は村長を本部長として、災害対策基本法第23条の規定に基づき組織し、地域防災計画の定めるところにより、村域に係わる災害予防及び災害応急対策等を実施する。

（1）組織及び所掌事務

- ① 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は村長、副本部長には副村長又は教育長をもってあてる。
- ② 本部に本部会議をおき、本部長・副本部長・教育長・本部の各班長及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。
 - ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
 - イ) その他本部長が必要と認める事項
- ④ 本部の組織編成及び所掌事務は表「東村災害対策本部の組織及び編成」「東村災害対策本部所掌事務及び配備要員」とする。
- ⑤ 本部の各班は原則として、本部の開設と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

（2）本部の設置及び閉鎖

- ① 本部の設置場所

本部は東村役場庁舎内に設置する。なお、役場庁舎内が使用できない場合は、村内の公共及び公益施設の利用可能な場所に設置するものとする。
- ② 本部の廃止

本部は災害発生の危険性が解消したと認められたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認められたときは廃止されるものとする。
- ③ 本部設置・廃止における通知及び公表

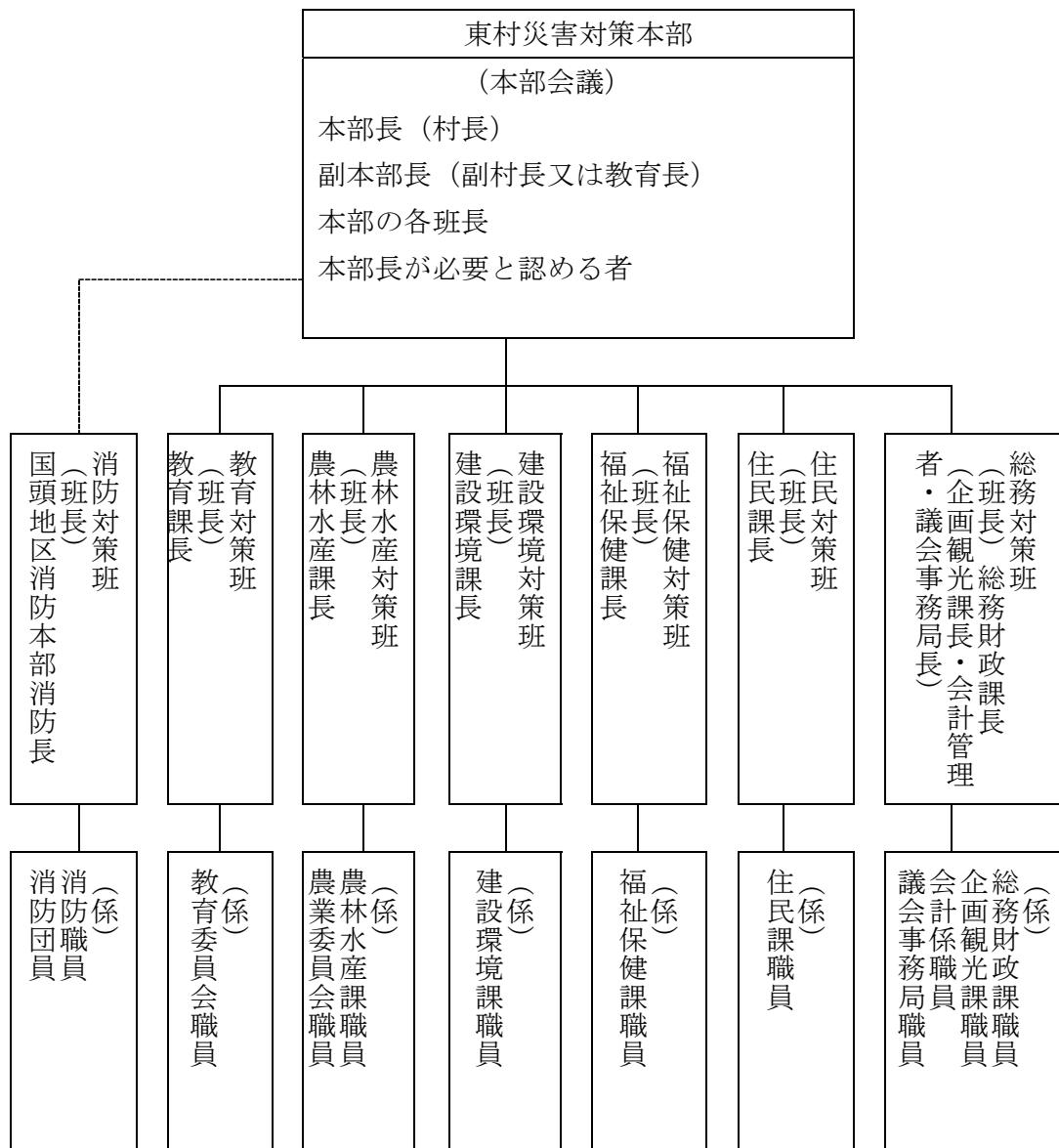
本部を設置または廃止したときは、県及び関係機関並びに村民に対して次表により通知及び公表する。

■ 通知又は公表先・通知又は公表の方法

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当班
各対策班への通知・公表	庁内放送、電話、防災行政無線、庁内 LAN (メール等)、その他迅速な方法	総務対策班
地域住民への公表	防災行政無線、広報車、ホームページ、ラジオ、テレビ、その他迅速な方法	"
国頭地区行政事務組合消防本部	電話・FAX、ネット配信 (ホームページ・メール等)、その他迅速な方法	
県への通知	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク (電話・FAX、メール含む)、その他迅速な方法	"
報道機関への通知・公表	電話・FAX、ネット配信 (ホームページ・メール等)、その他迅速な方法	"
名護警察署	"	"
その他関係機関	"	"

※東村災害対策（警戒）本部と災害（警戒）対策北部地方本部の情報収集・連絡については、P136を参照。

■ 東村災害対策本部の組織及び編成



※ 地方自治法第284条の規定により消防事務につき一部事務組合を設けた場合における当該組合、いわゆる組合消防の職員は、市町村の職員ではないので、災害対策本部の職員に任命することはできない。したがって任命する場合は、事前にその職員を市町村の職員に任命しておく必要がある。(参考: 地方自治法第284条)

3. 災害対策の動員計画

(1) 配備人員及び指名

- ① 災害対策本部各班の配備要員は、表「東村災害対策本部所掌事務及び配備要員」のとおりとする。
- ② 各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ③ 各班長は配備要員名簿を作成し、総務対策班長（総務財政課長）に提出する。なお配備要員に変更があった場合は、その都度修正の上通知する。

(2) 動員方法

- ① 本部長は気象予報や警報並びに災害発生の恐れのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生する危険性があると認めたときは直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定及びその他応急対策に必要な事項を決定する。
- ② 本部会議の招集に関する事務は、総務対策班長（総務財政課長）が行う。
- ③ 総務対策班長（総務財政課長）は本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各班長に通知する。
- ④ 通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対してその旨を通知する。
- ⑤ 通知を受けた対策要員は、直ちに所定の配備につく。
- ⑥ 各班長はあらかじめ班内の非常招集系統を確立しておく。なお、非常招集系統についても配備要員名簿に併記し、総務対策班長（総務財政課長）に提出しておく。
- ⑦ 本部長は、休日や夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したとき参考途上にあっても、適切な連絡手段により災害対策本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請依頼及び県への応援要請など、災害応急対策上必要な意志決定または指示を行うものとする。

(3) 夜間及び休日等における配備

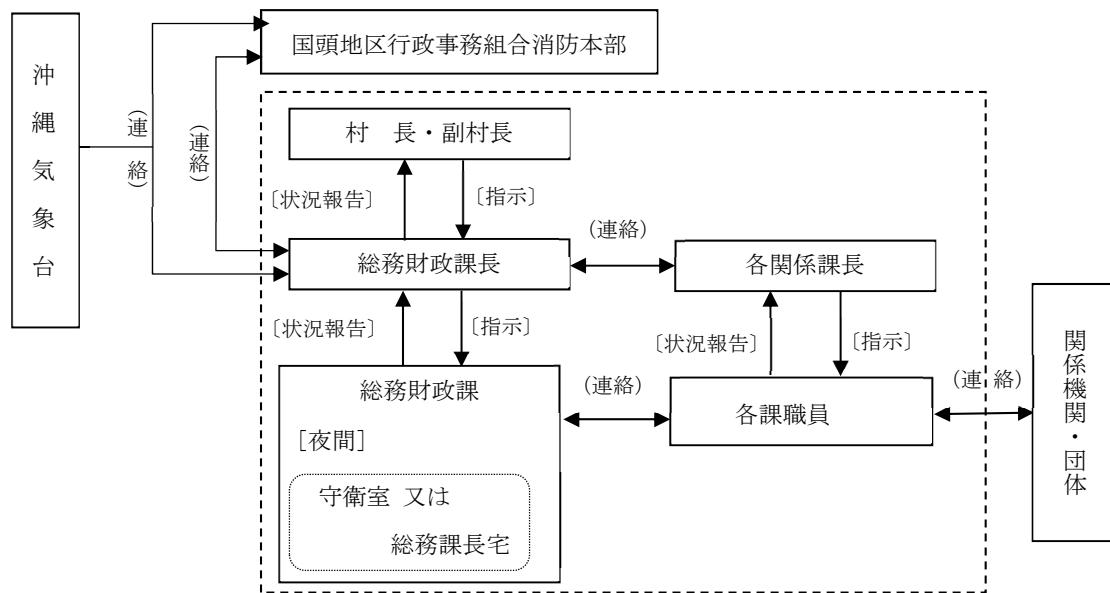
① 宿直等の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対しては、夜間については宿直、休日については日直が注意報の受理等の初期対応を行うものとする。その後早急に総務対策班長（総務財政課長）へ連絡を行うものとする。

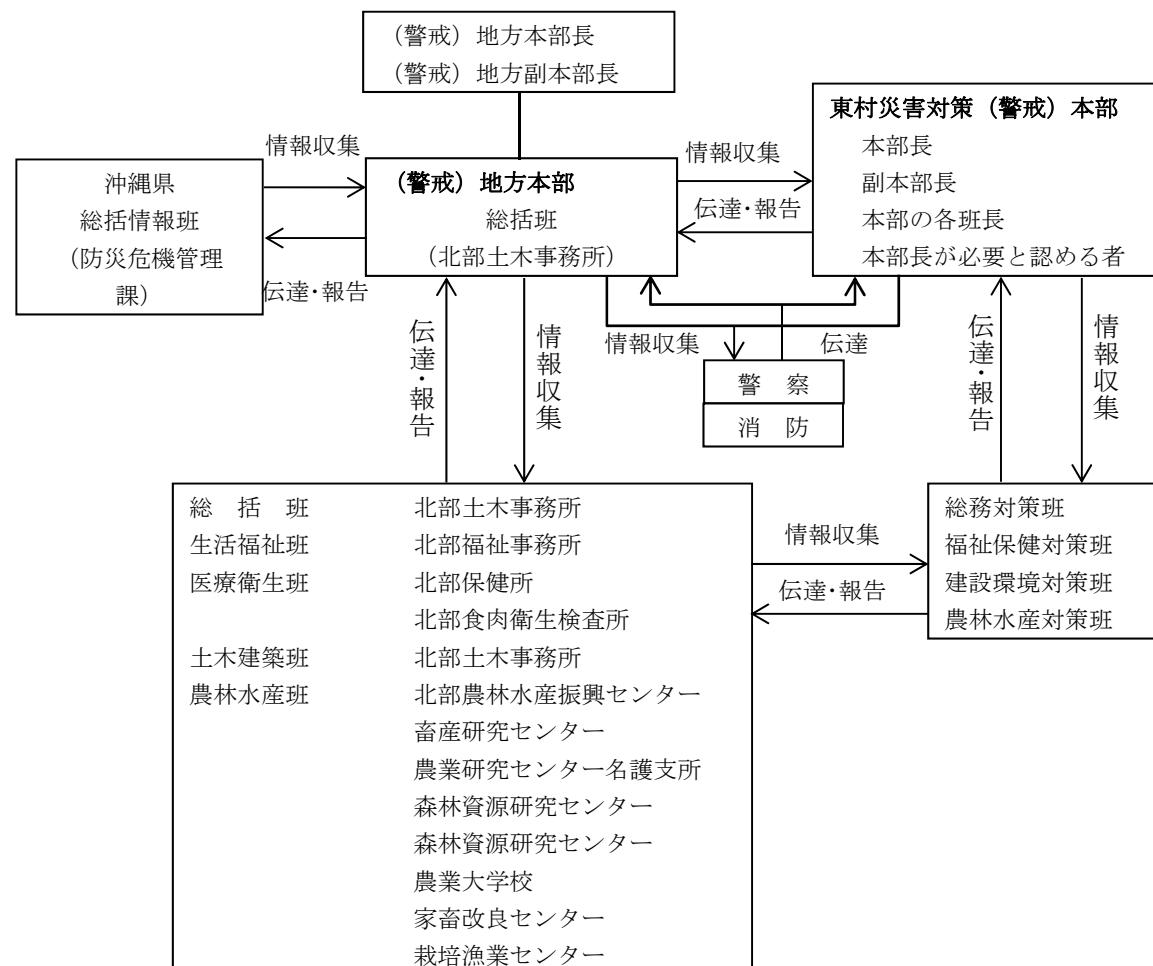
② 非常登庁

職員は勤務時間外及び休日において、災害が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときはすすんで所属長と連絡をとり、或は自らの判断により登庁するものとする。

■ 非常時連絡系統図（東村組織）



■ 災害状況等伝達経路



■ 東村災害対策本部所掌事務及び配備要員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第1配備	第2配備	第3配備
総務対策班 (企画観光課長・会計管理者・議会事務局長)	総務財政課長	1 本部会議に関すること 2 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること 5 各班の分掌事務及び連絡調整に関すること 6 班内の連絡調整に関すること 7 職員の配置及び非常招集並びに輸送に関すること 8 被害者及び物資の輸送に関すること 9 消防職員、消防団員の出動要請に関すること 10 避難所の設置及び管理に関すること 11 応急食料及び生活必需品の配分に関すること 12 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること 13 罹災証明の発行に関する事 14 気象予報及び警報等の受理並びに伝達に関すること 15 被害状況並びに災害写真等災害記録の収集に関すること 16 村有財産の被害状況の調査収集に関すること 17 車両の確保及び配車に関すること 18 災害時の情報システムの活用・調整に関すること 19 災害情報等のインターネット・ホームページへの情報発信に関すること 20 災害情報や被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の住民並びに報道機関への広報に関すること 21 県やその他関係機関に対する被害報告に関すること 22 応急食料その他生活必需品の調達及び管理に関すること 23 災害対策に関する会計業務に関すること 24 災害に関する情報の総括に関すること 25 観光客への情報提供等に関すること 26 その他必要と認めること	総務財政課・企画観光課・会計係職員・議会事務局職員	3人	5人	全職員
住民対策班	住民課長	1 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関すること 2 村民や外国人等の被害状況及び人口動態等の調査収集に関すること 3 応急仮設住宅への入居及び管理に関すること 4 被害者に対する村税の徴収猶予及び免税に関すること 5 遺体の火葬等に関すること 6 その他必要と認めること	住民課職員	0人	2人	全職員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第1配備	第2配備	第3配備
福祉保健対策班	福祉保健課長	1 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関すること 2 災害時における医療及び助産に関すること 3 災害時における感染症対策に関すること 4 感染症その他の災害調査及び感染症対策状況の報告に関すること 5 災害救助法の適用に関すること 6 要配慮者対策に関すること 7 被服及び寝具等生活必需品の給付又は貸与に関すること 8 避難所における被害者及び要配慮者の介護に関すること 9 社会福祉協議会及びボランティア団体等との連絡調整に関すること 10 避難所における炊き出し等に関すること 11 義援金及び見舞金品等の配分に関すること 12 災害救助法活動に協力する村内の団体、自主防災組織及び日本赤十字社その他医療機関との連絡調整に関すること 13 国民健康保険料（税）及び被保険者の一部負担金の減税に関すること 14 その他必要と認めること	福祉保健課職員	0人	2人	全職員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第1配備	第2配備	第3配備
建設環境対策班	建設環境課長	1 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関すること 2 津波・高潮対策に関すること 3 土木対策の庶務及び連絡調整に関すること 4 土木関係災害に対する警戒巡視に関すること 5 河川及び水路の水位測定並びに河川域の警戒巡視に関すること 6 河川・水路・堤防・溝渠の災害応急及び復旧措置に関すること 7 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること 8 交通不通箇所及び通行路線に関すること 9 村道・県道・国道・橋梁及び海岸施設の災害復旧事業に関すること 10 建築物の災害対策及び被害調査に関すること 11 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること 12 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること 13 公園及び街路樹等の災害対策並びに被害調査に関すること 14 ごみ及びし尿の処理等の清掃業務に関すること 15 災害廃棄物の処理に関すること 16 墓地災害の応急対策に関すること 17 死亡獣畜処理に関すること 18 災害時のペット対策に関すること 19 簡易水道給水地域の被害状況調査及び応急措置に関すること 20 簡易水道復旧資機材等の確保に関すること 21 県及び水道事業者等への応援及び連絡調整等に関すること 22 応急給水等に関すること 23 災害時の赤土流出汚染防止に関すること 24 その他必要と認めること	建設環境課職員	0人	2人	全職員
農林水産対策班	農林水産課長	1 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関すること 2 農地や農業用施設及び農作物等の被害調査、並びに災害予防対策と復旧事業に関すること 3 土地改良事業による施設に対する被害対策、並びに被害調査に関すること 4 畜産の被害調査並びに家畜感染症対策に関すること 5 村及び民有林野の林産物や林業施設の災害対策、並びに被害調査に関すること 6 水産物や水産施設及び漁船漁具の災害対策並びに被害調査に関すること 7 漁港施設の警戒及び応急対策に関すること 8 停泊及びけい留船舶の安全維持に関すること 9 その他必要と認めること	農林水産課職員・農業委員会職員	0人	2人	全職員

班	班長	所掌事務	班員	配備要員数		
				第1配備	第2配備	第3配備
教育対策班	教育課長	1 所管の被害状況調査及び総務対策班長への報告に関すること 2 職員の動員や配置及び輸送に関すること 3 各学校及び給食調理場との連絡調整に関すること 4 教育施設の災害調査及び応急対策に関すること 5 社会教育施設の災害対策に関すること 6 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること 7 災害時の教育指導に関すること 8 児童生徒の保健及び学校給食に関すること 9 児童生徒に対する学用品等の給与に関すること 10 児童生徒の避難に関すること 11 避難所の開設及び運営の協力に関すること 12 物品調達手続き及び経理に関すること 13 その他必要と認めること	教育委員会職員	0人	3人	全職員

第2節 気象警報等の伝達計画

部署・関係機関

総務対策班、消防対策班

I 基本方針

災害の発生あるいは拡大を未然に防ぐため、気象及び津波の注意報や警報並びに火災警報等の発表基準及び伝達体制等の村民への周知徹底を図るとともに、災害の発生が予想される異常現象発見時の措置について定めておくものとする。

II 実施方法

1. 気象警報や注意報の種類及び発表基準の周知徹底

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称(※)を用いる場合がある。 (※) 国頭地区：国頭村、大宜味村、東村

災害への心構えを高めるため、警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として【高】、【中】の2段階で発表する。大雨、高潮に関して【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1が発表される。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

資料：沖縄気象台

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	大雨、長雨等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晚霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり冬季の水管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

＜警戒レベルを用いた防災情報の提供＞

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表基準

資料：沖縄気象台

現象の種類	特別警報	発表基準	指標
雨を要因とする特別警報	大雨	大雨特別警報 (浸水害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市長村等に大雨特別警報（浸水害）を発表します。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。 激しい雨※：1時間に概ね30mm以上の雨

現象の種類	特別警報	発表基準	指標
台風を要因とする特別警報		大雨特別警報 (土砂災害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される場合。 激しい雨※:1時間に概ね30mm以上の雨
	暴風	暴風特別警報	指標： 中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上 発表のタイミング： 上記の指標を満たす台風が接近・通過する約12時間前に「台風を要因とする特別警報」の発表を判断。それ以降の暴風、高潮、波浪の警報を特別警報として発表する。発表のタイミングは以下のとおり。
	波浪	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風の接近・通過により記録的な暴風となり、同時に発現する警報級の波浪の現象と複合することで、重大な災害の発生するおそれが著しく大きい場合 ・暴風：上記の指標を満たす台風により暴風警報の基準に達する約6時間前 ・波浪：上記の指標を満たす台風により波浪警報の基準に達する約6時間前※ ・高潮：上記の指標を満たす台風により高潮警報の基準に達する約6時間前
	高潮	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風の接近・通過により記録的な暴風となり、同時に発現する警報級の高潮の現象と複合することで、重大な災害の発生するおそれが著しく大きい場合 ※「台風を要因とする特別警報」の発表の判断よりも前に波浪警報が発表されている場合も考えられる。その場合は結果として、台風が接近・通過する約12時間前に波浪特別警報が発表となる。大雨警報等も同様。

※特別警報解除の条件

①対象とする現象について、警報基準を下回る場合

例えば、台風の暴風域から抜けた場合は、暴風特別警報から強風注意報へ切替える。

高潮警報基準を下回った場合は、高潮特別警報から高潮注意報へ切替える。

②「重大な災害の発生するおそれが著しく大きい」という特別警報の発表基準に該当しない状況となった場合

例えば、大雨特別警報（土砂災害）を発表した後、時間が経過し、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい状況ではなくなつたが、大雨警報基準を満たしている時には、大雨警報に切替える場合がある。

③波浪特別警報は、暴風、高潮について全て警報基準を下回る場合に波浪警報に切り替える。

また、気象庁ホームページで公開されている「キキクル」等を活用し、大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを、地図上で視覚的に捉えることができる。

■キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指數の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

■ 警報・注意報の発表基準

資料：沖縄気象台

種類		基準値等		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	
	洪水	流域雨量指数基準		慶佐次川流域=7.3, 福地川流域=12.9, 新川川流域=7.5
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			太平洋側	25m/s
	暴風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高		6.0m
	高潮	潮位		2.0m
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	
	洪水	流域雨量指数基準		慶佐次川流域=5.8, 福地川流域=10.3, 新川川流域=6
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	強風	平均風速	陸上	15m/s
			太平洋側	15m/s
	風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高		2.5m
	高潮	潮位		1.3m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			太平洋側	500m
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	最低気温 5℃以下		
	霜	最低気温 5℃以下		
	着氷・着雪			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110mm		

※東村における発表基準 令和4年5月26日現在

(3) 台風情報で使用される台風の大きさ等

台風の大きさ（風速15m/s以上の半径）	台風の強さ（最大風速）
大型 500km以上 800km未満	強い 33m/s以上 44m/s未満
超大型 800km以上	非常に強い 44m/s以上 54m/s未満 猛烈な 54m/s以上

(4) 消防法に定める火災警報等

① 火災警報

村長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台が火災気象通報を発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、あるいは下記のような気象状況又はその他火災の予防上危険性があると認めるときは、火災警報を発令することができる。

ア) 実効湿度が60%以下であって、最少湿度が50%を下り、最大風速が毎秒10mを越える見込みのとき

イ) 平均風速毎秒15m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき

② 火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、沖縄管内各気象台がそれぞれ担当区域に火災気象通報を発表する。沖縄気象台が沖縄県知事に対して通報し、県を通じて東村や国頭地区行政事務組合消防本部に伝達される。

(5) 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

① 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域 (SEA AROUND OKINAWA)
- ・ 細分名称
沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA)
東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)
沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

② 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カジヨウケイホ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カジヨウノウムケイホ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が500m以下 (0.3カイ以下)
カジヨウカゼケイホ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が13.9m/s以上 17.2m/s未満 (28ノット以上 34ノット未満)
カジヨウヨウフウケイホ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が17.2m/s以上 24.5m/s未満 (34ノット以上 48ノット未満)
カジヨウボウフウケイホ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が24.5m/s以上 32.7m/s未満 (48ノット以上)
カジヨウタイフウケイホ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	台風による風の最大風速が32.7m/s以上 (64ノット以上)

(6) 土砂災害警戒情報

県と気象台では土砂災害警戒情報に関し、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとしている。

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、東村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、沖縄県と沖縄気象台から共同で発表される。村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

① 作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、沖縄県と気象台が共同で作成・発表される。

② 発表及び解除の基準

ア) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき、県と気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、すでに実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

イ) 解除基準

所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないとき。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、所定観測の状況や危険箇所の点検結果等を鑑み、県と気象台が協議の上、警戒が解除できるものとする。

③ 情報利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意すること。

④ 村の対応

村長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、気象台や県が提供するメッシュ情報等、前兆現象等をもとに、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

(7) 全般気象情報、沖縄地方気象情報、沖縄本島地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

例えば、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する沖縄本島地方気象情報」、「記録的な大雨に関する沖縄地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島北部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島北部）で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(10) 災害時気象支援資料

沖縄気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(11) 村長が行う警報等

村長は、災害に関する予報もしくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する予報もしくは警報を知ったとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報もしくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民に伝達しなければならない。

この場合において、必要があると認めるとき、村長は関係機関及び住民に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知または警告を行う。

2. 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級5の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

3. 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）

(3) 震源・震度に関する情報

震度1以上の地震が観測されたとき、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時及び緊急地震速報（警報）発表時等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上の地点と観測した震度を発表する。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。

(4) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・管内地震活動図及び週間地震概況

地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び沖縄気象台は

週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

4. 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等 の種類	発表基準	津波の高さ予想の 区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きし た場合にとるべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場 合	10m < 高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失 し、人は津波による流 れに巻き込まれる。沿 岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や津 波避難ビルなど安全な 場所へ避難する。 警報が解除されるまで 安全な場所から離れ ない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3 m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	標高の低いところでは 津波が襲い、浸水被害 が発生する。人は津波 による流れに巻き込まれ る。沿岸部や川沿いに いる人はただちに高 台や津波避難ビルなど 安全な場所へ避難す る。警報が解除される まで安全な場所から離 れない。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達時刻等を津波情報で発表する。

■ 津波情報の種類と発表内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照〕を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※2)

(※1)津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを

発表する。

- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■ 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

■ 沖合で観測された津波の最大波観測値及び沿岸での推定値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■ 津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

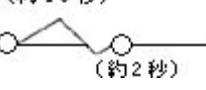
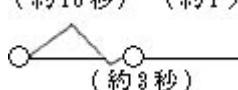
■ 沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。)
大東島地方	沖縄県(島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。)
宮古島・八重山地方	沖縄県(宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。)

ア 鐘音若しくはサイレン音による大津津波警報、津波警報及び津波注意報の標識は次によるものとする。

■ 津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備 考
大津波警報	(連点) 	(約3秒) (約2秒) (短声連点) 	
津波警報	(2点) 	(約5秒) (約6秒) 	

標識の種類	鐘音	サイレン音	備 考
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報、 津波警報及び 大津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

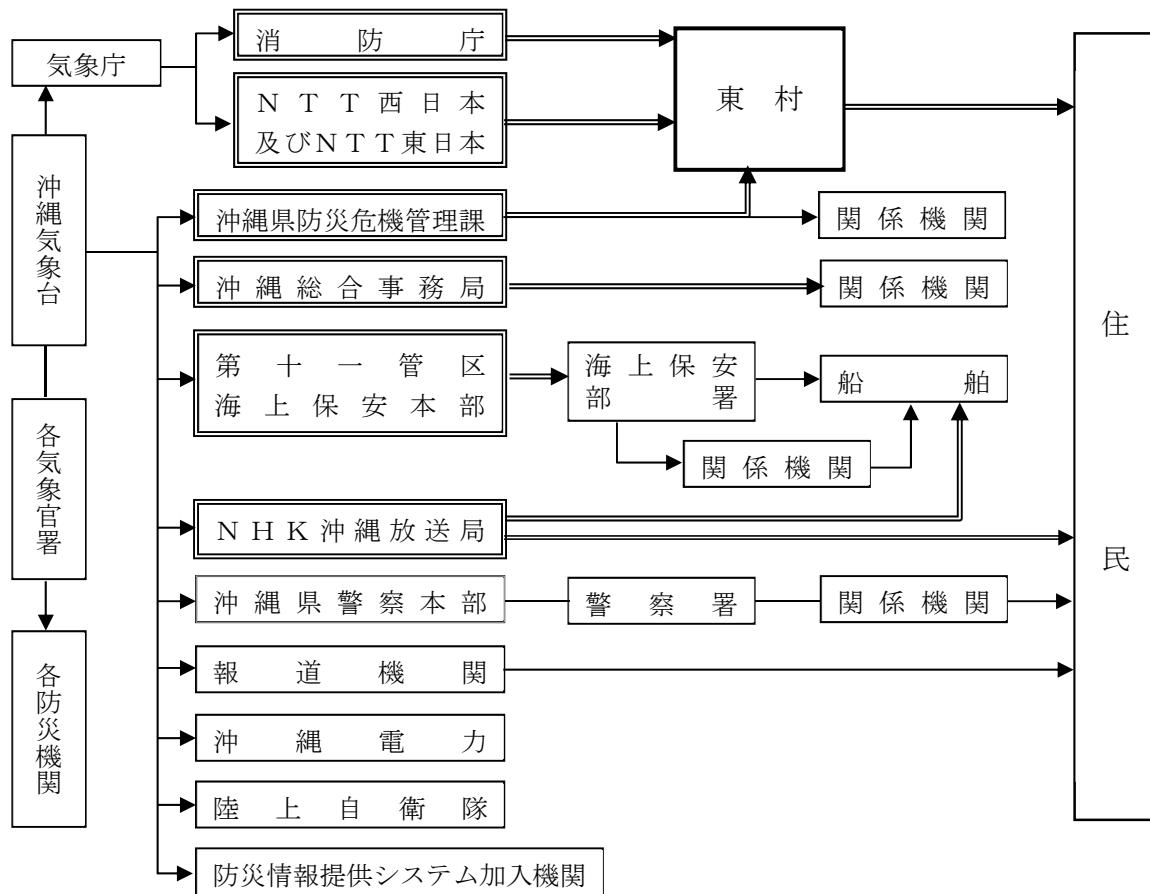
イ 旗を用いた大津波警報、津波警報、津波注意報の標識は次によるものとする。

標識の種類	標識	備 考
津波注意報標識	赤	白
津波警報標識	白	赤
大津波警報標識		

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

5. 気象情報の伝達

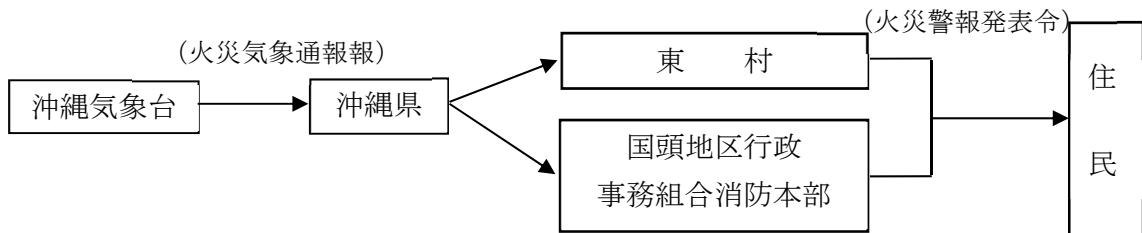
(1) 気象警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

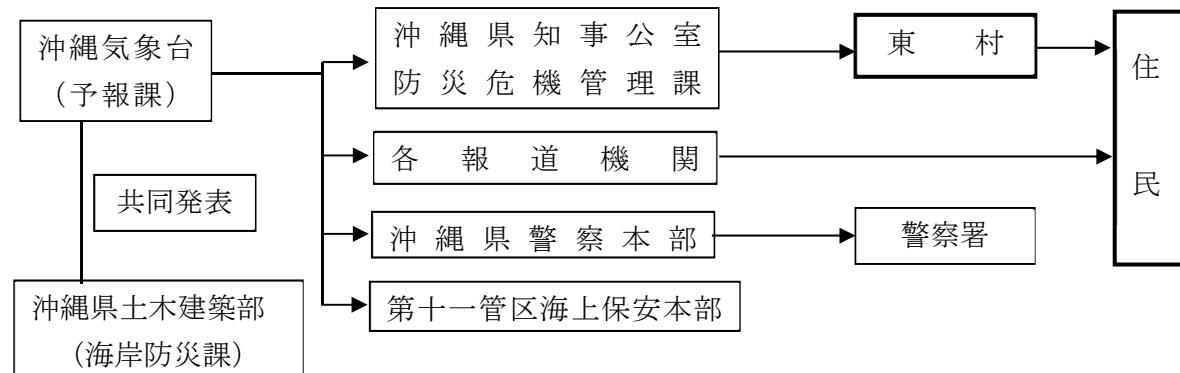
(2) 火災警報等の伝達系統図



(3) 地方海上警報等の伝達系統図



(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



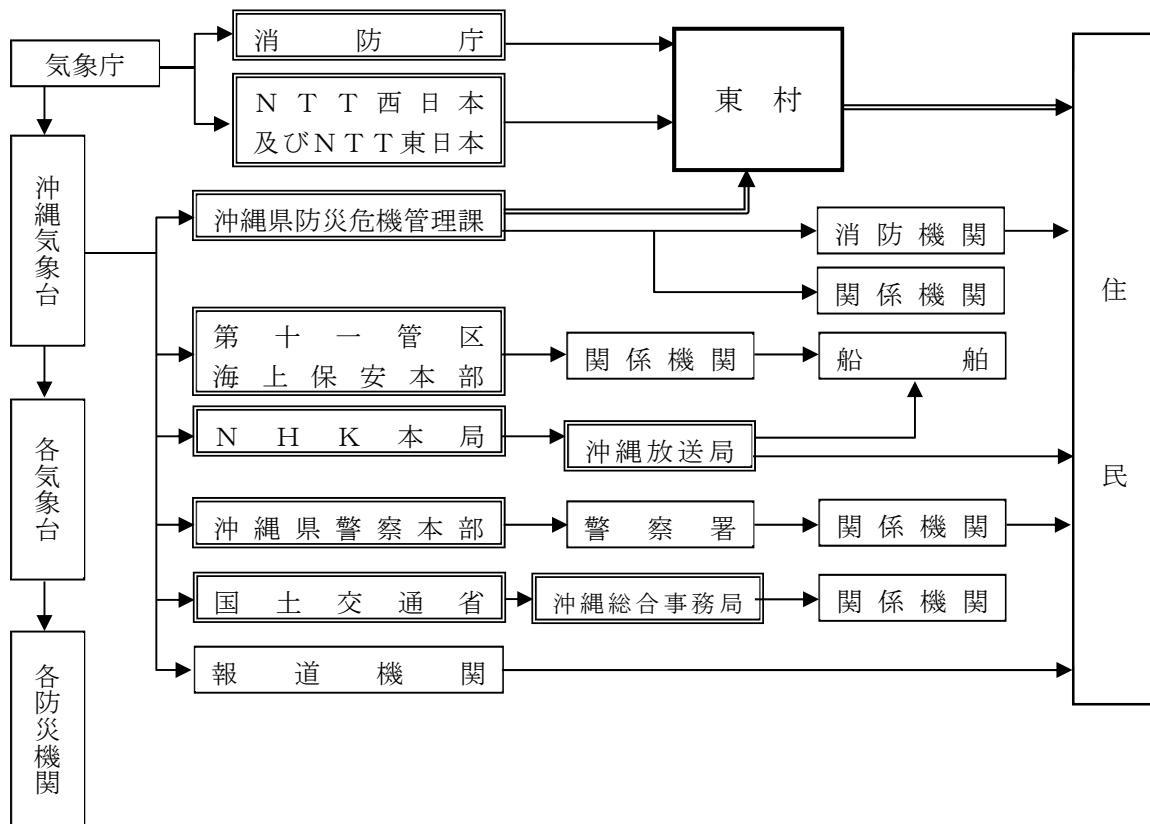
(5) 地震情報及び津波警報等の伝達系統図

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ村防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに住民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

■ 地震情報及び津波警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条等の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

6. 近地地震津波に対する自衛処置

村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、東村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう指示するものとする。

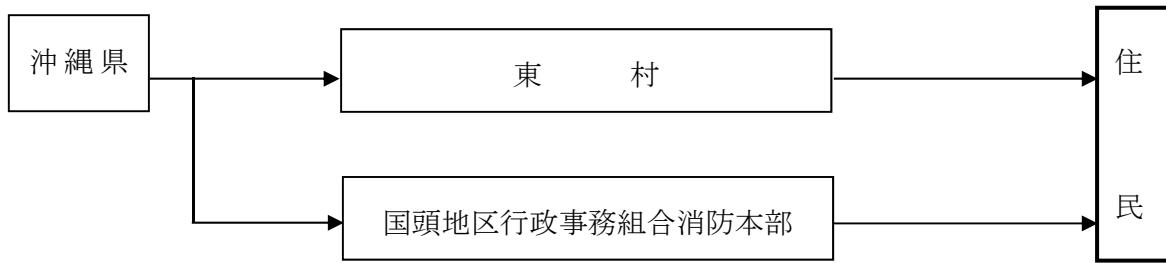
また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

■ 気象庁震度階級

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。	—	—	—	—	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—
	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—
2.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—
	5 (弱)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	安全装置のあるガスマーティ（マイコンメーター）では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。エレベーターは、安全のため自動停止する。	亀裂や液状化が生じことがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
3.5	5 (強)	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い建物では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくいう状況（ふくそう）が起こることがある。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
	6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い建物では、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い建物でも壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくいう状況（ふくそう）が起こることがある。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
4.5	6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くことでもできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い建物では、傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物でも壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じことがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。（大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。）
	7	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	固定されているブロック塀も破損するものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い建物でも壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の高い建物でも1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

7. 東村防災行政無線放送による伝達体制・系統

土砂災害・大雨・津波等警報等の伝達について、村及び国頭地区行政事務組合消防本部は次の時間帯を基本に、防災行政無線放送による周知を図るものとする。



(1) 受領伝達要項

- ① 関係機関から通報される警報等は、村、消防本部において受領し、迅速、確実な情報収集を行うものとする。
- ② 関係機関から警報等を受領した村及び消防本部は、直ちにその旨を総務財政課長に伝達し、必要に応じ情報や体制等の一元化を図るものとする。
- ③ ‘②’により通知を受けた総務財政課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに村長（本部長）に報告するものとする。
- ④ 消防本部から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について記録（文書）するものとする。
 - ア) 警報等又は災害の種類
 - イ) 発表又は発生の日時
 - ウ) 警報等又は災害の内容
 - エ) 送話者及び受話者の職・指名
 - オ) その他の必要な事項
- ⑤ 防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に情報収集を行うものとする。

8. 異常現象発見時の措置の確立

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象及び水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため具体的な情報を関係機関に速やかに通報する体制を確立する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、発見場所や状況及び経過等をできる限り詳しく、村長または警察官もしくは海上保安部に直ちに通報する。

(2) 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに村長及び上部機関に通報する。

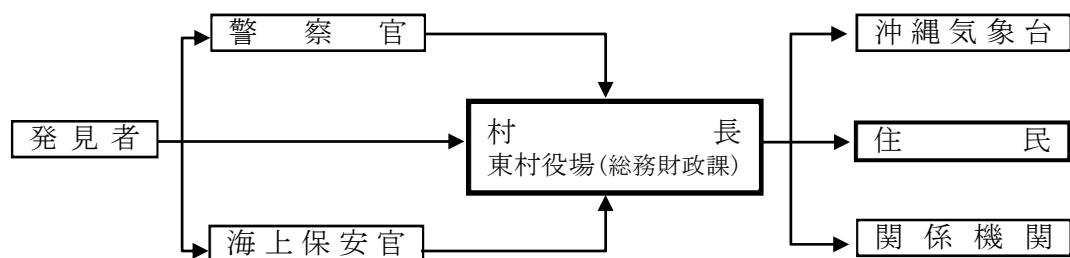
(3) 村長の通報

通報を受けた村長は、直ちに気象台及び関係機関に通報するとともに、防災行政無線等を用いて住民に対し周知徹底を図るものとする。また、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

■ 通報を要する異常気象

事項	現象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、たつまき、激しい雷雨等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象 噴火（爆発、溶岩流、泥流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		火山性異常現象 ①噴火噴煙の顕著な異常変化 ・噴気孔の新生噴煙の量 ・色臭等の異常変化 ②火山付近の海洋の異常変化 ・濁度、臭色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	ひん発地震 数日間以上にわたり、ひん繁に感ずるような地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

■ 異常現象発見者の通報系統図



第3節 災害通信計画

部署・関係機関	総務対策班、消防対策班、名護警察署、電気通信事業者
---------	---------------------------

I 基本方針

気象警報等の伝達や災害情報等の収集並びに応急対策の指示及び伝達等の災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があり、有線及び無線等の通信施設の整備とともに適切な利用及び通信連絡の確保等について必要な事項を定め、通信系統を整備しておくものとする。

II 実施内容

1. 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

2. 通信設備の利用法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

① 非常扱いの通話

村は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする

■非常扱いの通話

次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間

通話の内容	機関等
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

■緊急扱いの通話

次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 (前項の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

② 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センタ(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

③ 衛星電話による通信

東村携帯衛星電話番号 870-77674996

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

- ・消防無線電話による通信
- ・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するものの外、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- ① 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- ② 各防災会議
- ③ 日本赤十字社
- ④ 全国消防長会
- ⑤ 電力会社
- ⑥ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの。なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

(4) 村における措置

① 通信設備優先利用の協定

村は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

② 放送要請の依頼

村は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

●資料編 資料7-1 東村防災行政無線一覧

資料7-2 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

資料7-3 沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関（無線局一覧表）

資料7-4 報道機関一覧表

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

部署・関係機関	総務対策部、消防対策班、各関係対策班
---------	--------------------

I 基本方針

災害の発生あるいは拡大を未然に防ぐため、気象予警報等や被害状況報告並びにその他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえで欠くことができないものであり、迅速かつ的確な収集及び伝達の要領等について定めるものとする。

II 実施責任者

村長は、災害対策本部を設置した場合、社会的影響から報告の必要があると認められる災害の場合、被害状況を県知事に報告する。県に報告ができない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライ夫ライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

III 実施内容

1. 災害状況等の収集報告

村は職員による調査、職員参上途上の情報、住民等からの通報、ライ夫ライン機関からの情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

災害情報の把握については、次の情報・状況について収集する。

- ① 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ② 避難指示の状況、警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況、道路交通状況に関する情報
- ⑥ 農林水産物の被害、応急対策の状況に関する情報
- ⑦ 電気・水道・電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ⑨ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況
- ⑩ ヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報

2. 災害発生時の第1次情報の報告

(1) 災害発生直後（風水害・地震津波）

- ① 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県（防災危機管理課）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ② 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに県に対し報告する。

③ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

④ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

（2）推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集が行いにくく、情報の空白期間が発生することがある。このような場合にあっては被害状況の大まかな様子を推定し、それに基づいて初動対応が必要となってくる。そのため、消防機関への119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定するものとする。

また、倒壊家屋や火災発生等の人命損失に係る情報は早期に把握する必要があるため、消防及び警察機関等から「推定情報」についても報告してもらうものとする。

（3）職員の参集途上における被害状況の把握

夜間や休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、事前に職員の自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集するものとする。

（4）非常災害に係る情報の収集

村は自らの対応力のみで十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めなければならない。

3. 災害報告

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

■ 報告の種類及び要領

報告種別	報告要領	報告様式
災害概況即報	災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。 また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。	災害即報様式 第1号
被害状況即報	被害状況が判明次第遂次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、村から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。 また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。	災害即報様式 第2号
災害確定報告	被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。 なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。	災害報告様式 第1号
災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに県へ報告する。	災害報告様式 第2号

4. 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の設定は、法令等に特に定めがあるものを除くほか、おむね別表2の「被害状況判定基準」による。

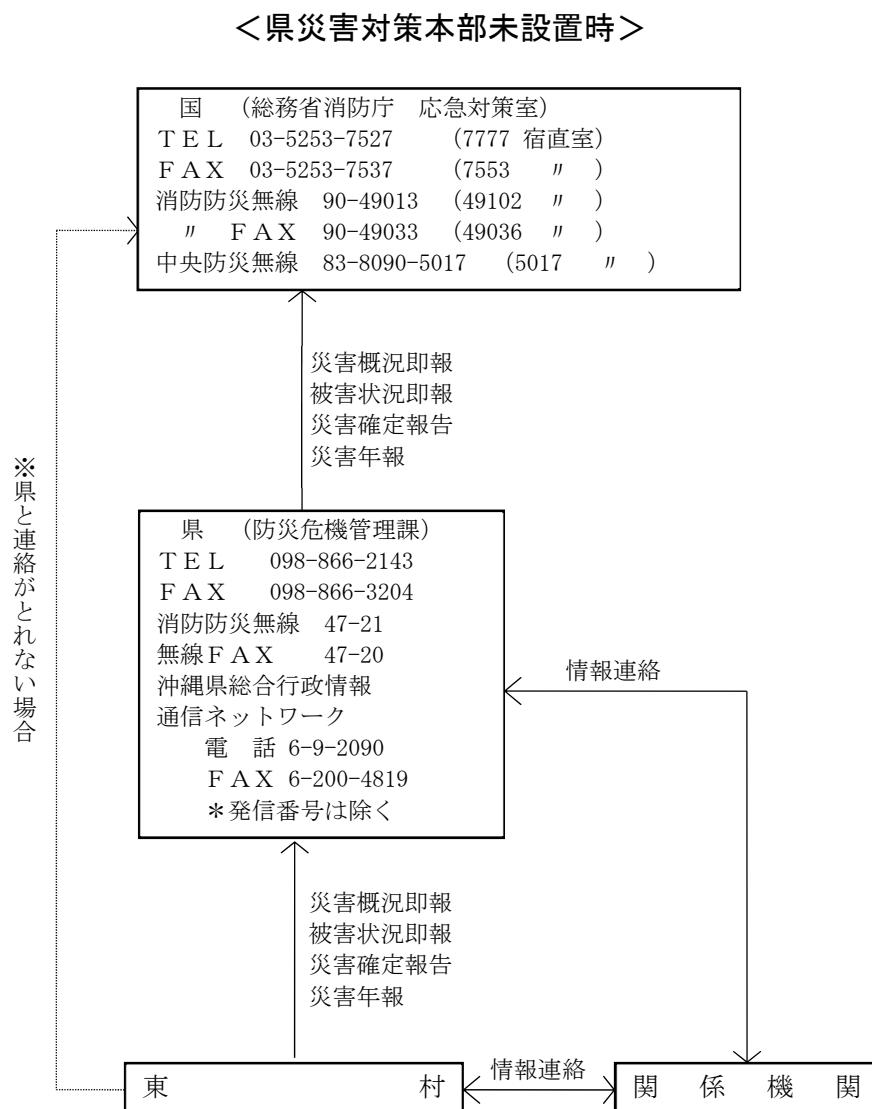
5. 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

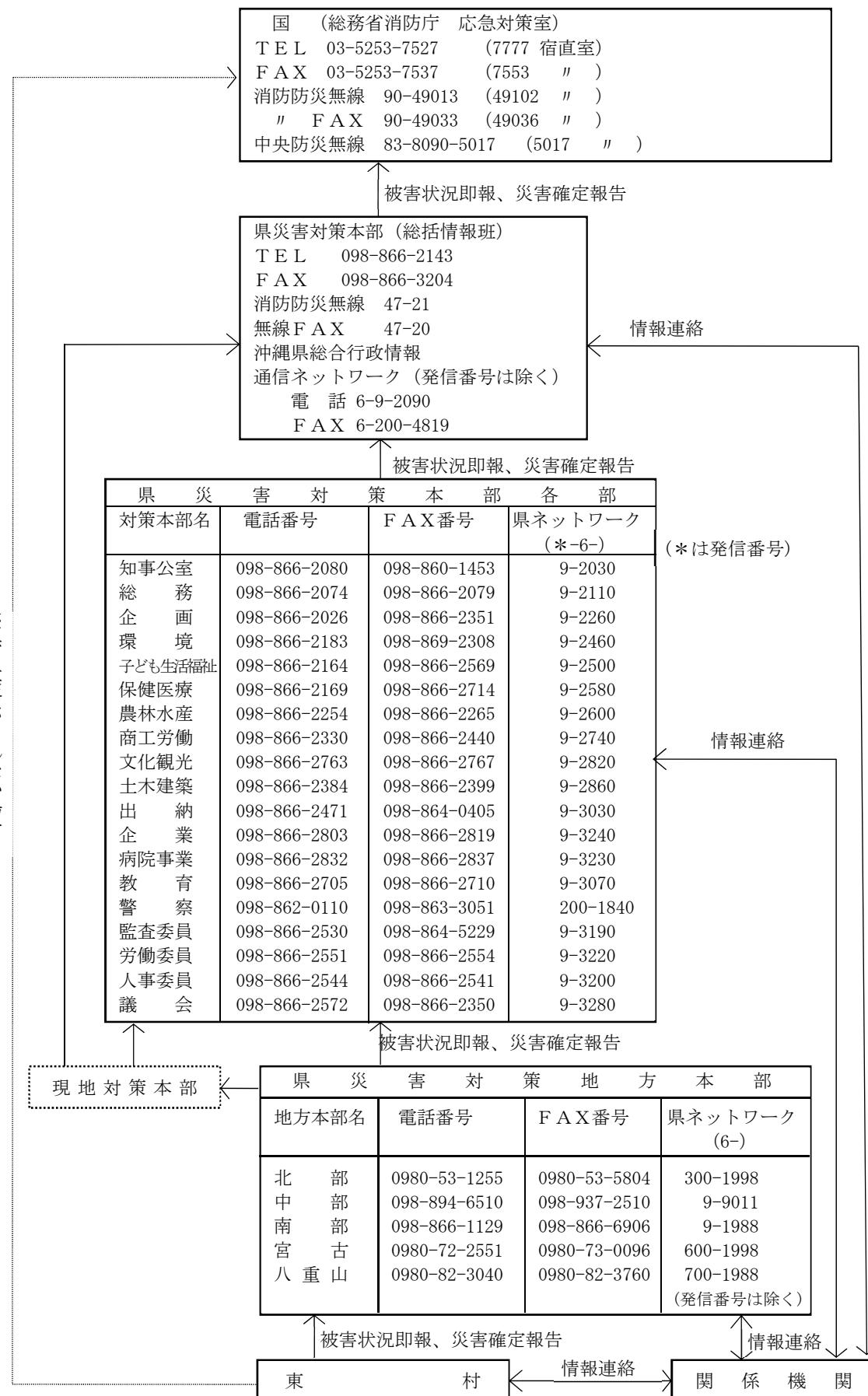
また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

■ 災害情報連絡系統図



<県及び村災害対策本部設置時>



《防災関係機関の収集する情報》

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	
②道路状況、交通状況	
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	
④ライフライン、輸送機関状況	
⑤文教施設関係情報	
⑥その他の施設の状況	
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	
③その他の対策状況	

【別表1】

■ 災害即報様式第1号の記入要領

災 害 の 概 況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。					
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。				
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況。				
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況。				
		その他これらに類する災害の概況。					
被　害　の　状　況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。					
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。					

■ 災害即報様式第2号の記入要領

各　被　害　欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避　難　の　状　況		避難指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応　援　要　請		応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救助活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備 考 欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

【別表2】

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おむね次の基準による。

■ 被害状況判定基準

被 害 区 分		判 定 基 準
① 人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療をする見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
※重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。		
② 住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
	一 部 破 損	全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものをいう。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
③ 非 住 家 被 害	公 共 建 物	例えば町庁舎、保育所等の公用又は公共の用に供する建物をいう。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物をいう。
	※ 非住家被害について	は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
④ 田・畑の被害	田 の 流 失 、 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものをいう。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものをいう。
	畑 の 流 失 、 埋 没 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱う。

被 告 区 分		判 定 基 準
(5)その他の被害	文 教 施 設	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	病 院	院療法(昭和23年法律205)第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸をいう。
	港 湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河川とする。
	清 掃 施 設	ゴミ処理及び屎尿処理施設とする。
	崖 く ず れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被 告 船 舶	ろ、櫂(かい)のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 壁 等	倒壊したブロック壁または石壁の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなつた生計を一にしている世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公 共 施 設 被 告 市 町 村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 产 被 告	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 产 被 告	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 产 被 告	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 产 被 告	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 告	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第5節 災害広報計画

部署・関係機関	総務対策班、健康福祉対策班、消防対策班
---------	---------------------

I 基本方針

住民及び報道機関に対する災害の状態、災害応急対策の実施状況等の内容または広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ円滑な災害広報を図るものとする。

II 実施責任者

村長は村域における災害情報や被害情報並びにその他災害に関する広報を行うものとする。
なお、その際には高齢者、障がい者、外国人の要配慮者等、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

III 実施内容

1. 実施要領

実施事項	実施 内 容
各班の広報	各災害対策班において広報を必要とする事項が生じた時は、直接総務対策班長に原則として文書でもって通知するものとする。
広報担当	各班が把握する災害情報及びその他の広報資料を積極的に収集し、すみやかに村民並びに報道機関へ広報するものとする。また必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。
報道機関の広報	報道機関に対する情報等の発表は総務対策班が行うが、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に周知させるものとする。

2. 住民及び観光客等の災害弱者に対する災害広報

広 報 の 方 法	住民からの問い合わせ等への対応
① 東村防災行政無線による ② 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による広報 ③ 広報車による ④ 写真、ポスター等の掲示による ⑤ 村ホームページによる広報	① 来庁者に対する広報窓口の設置 ② 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動 ③ 住民専用電話の設置による広報活動

3. 報道機関に対する情報等の発表の方法

実施事項	發 表 内 容
情報の発表	報道機関に対する情報等の発表は、全て総務対策班において行うものとする
報道機関への要請	情報等の発表に際しては、広報内容を予め報道機関と協議しておくものとし、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

4. 広報の内容

報道機関を通じて広報する内容

- ① 気象予警報等の発令又は解除
- ② 災害対策本部の設置又は閉鎖
- ③ 地域住民のとるべき措置（災害対策本部への不要不急の電話を遠慮してもらう等）
- ④ 二次災害防止のための事前措置
- ⑤ 被害状況、災害応急対策状況（交通、食料、生活物資、ライフライン等）
- ⑥ 被災者の安否情報
- ⑦ その他必要と認める事項

■ 報道機関一覧表

機関名	所在地	電話番号
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21号	098-865-2222
琉球放送（RBC）	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-867-2151
沖縄テレビ放送（OTV）	那覇市久茂地1丁目2番20号	098-863-2111
琉球朝日放送（QAB）	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ（OCN）	那覇市松尾1丁目18番26号	098-863-0077
ラジオ沖縄（ROK）	那覇市西1丁目4番4号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾40番地	098-877-2361
FM琉球	那覇市おもろまち3丁目3番1号	098-865-3131
沖縄タイムス社	那覇市おもろまち1丁目3番31号	098-860-3000
沖縄タイムス社北部支社	名護市港2-6-5-2F	0980-53-3611
琉球新報社	那覇市天久905	098-865-5111
琉球新報社北部支社	名護市港2-3-11F	0980-53-3131

5. 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

●資料編 資料10-12 行方不明者届出票

第6節 消防計画

部署・関係機関	消防対策班
---------	-------

I 基本方針

火災、風水害、地震等の災害から村民生命・身体及び財産を保護するため、保有消防力の全機能をあげて目的達成に努めるものとする。

また、本計画の他に国頭地区行政事務組合消防本部が定める「国頭地区行政事務組合消防計画」に準ずるものとする。

II 実施責任者

火災または地震等から村民の生命や身体及び財産を保護するとともに、これら災害による被害を軽減するための消防活動並びに避難等の必要な措置について実施するものとする。

III 実施内容

1. 火災予防対策の実施

(1) 火災危険箇所の把握

木造建築物の立地状況や住宅密集地、並びに消防活動の阻害要因となる狭小道路等をあらかじめ火災危険箇所として把握し、火災発生時の迅速な対応に万全を期するものとする。

(2) 火災予防査察

火災予防査察は多数の者が勤務又は出入りあるいは収容する建物や危険物取扱所及び防火対象物等について重点的に実施するものとする。また、一般建物等については春秋行われる全国火災予防運動に合わせて一斉に実施し、防災意識の高揚等を図るものとする。

(3) 危険物設置事務所の予防対策

危険物製造所等は第2編第1章第7節「危険物等災害予防計画」に基づき、火災予防に努めるものとする。

(4) 防火対象物数

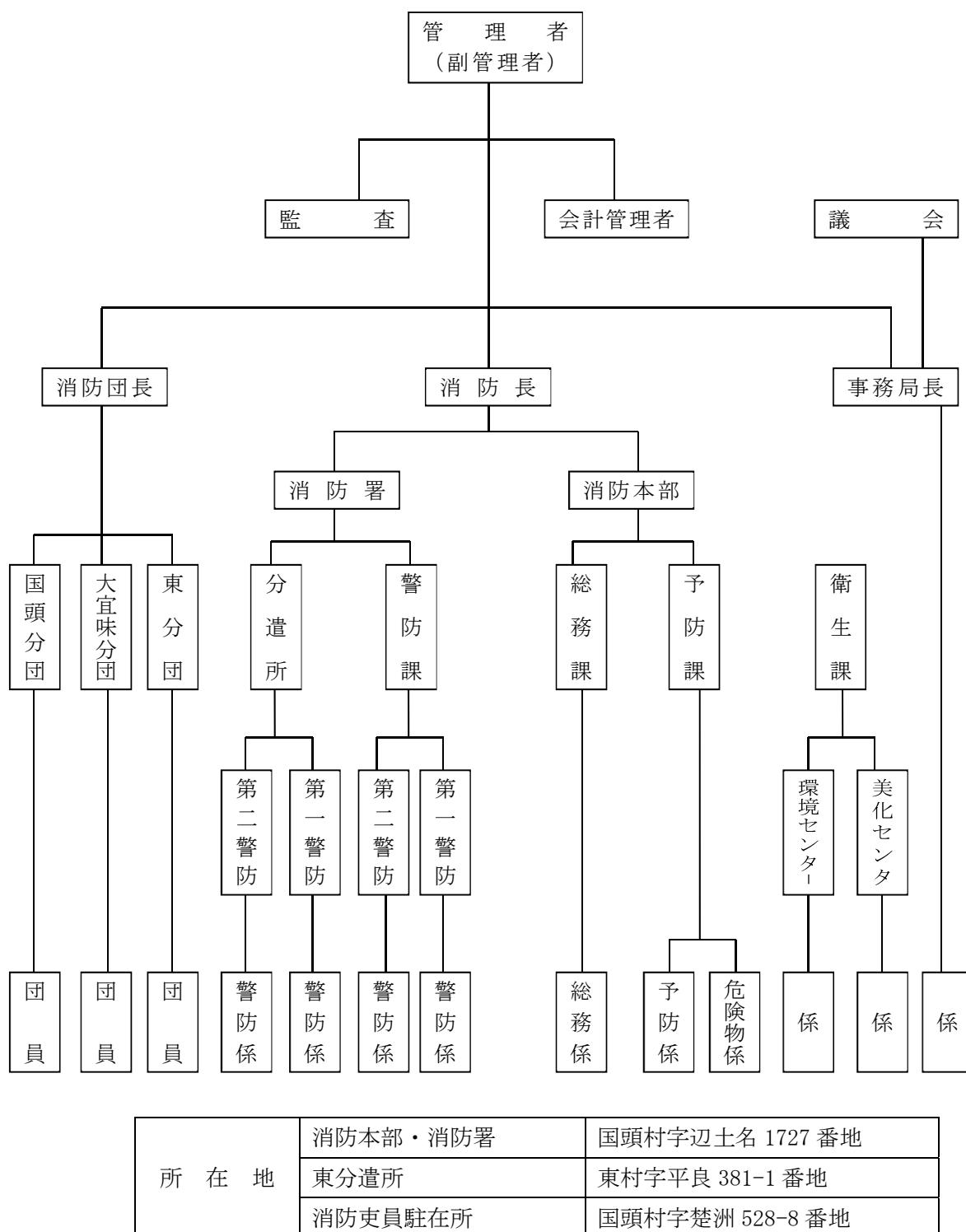
本村の防火対象物数は86箇所となっており、対象物用途も多岐にわたることから災害が複雑多様化している。これらに的確に対処するため、消防設備等の設置及び維持や防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）の普及並びに予防査察の強化や火災予防運動による防火意識の高揚等により、総合的な防災対策の確立を図るものとする。

2. 消防組織及び消防設備の整備

(1) 消防本部及び消防団組織（国頭地区行政事務組合消防本部）

本村の消防活動の主体となる国頭地区行政事務組合消防本部は、国頭村・大宜味村・東村の3村で構成され、その組織図は次のとおりである。

■ 国頭地区行政事務組合組織図（平成27年1月）



3. 火災警報等の伝達及び警戒体制の確立

(1) 火災警報の発令

村長は消防法の規定により知事から村域を対象とした火災気象通報（乾燥注意報及び強風注意報）を受けたとき、あるいはその他の予防上危険があると認めるときは火災警報を発令することができる。

(2) 警戒体制の確立

火災警報が発令されたときは、次の措置を講じるものとする。

- ① 警戒及び警戒員の強化
- ② 出動の俊敏措置と通信機能の点検整備
- ③ 関係機関及び住民に対する警戒心の喚起
- ④ 火気使用制限並びに法令に基づく取り締まりや指導の強化
- ⑤ 積載資機材の増強
- ⑥ 消防職員、消防団員の非常招集

4. 消防活動の実施

(1) 消防にあたる際の基本事項

- ① 消防署及び消防団は、人命を守ることを最重点とした消火活動を行うものとする。
- ② 村民及び自主防災組織並びに事業所は、消防活動においては自らが出火防止活動や初期消火活動を実施するものとする。
- ③ 危険物製造所等は、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防署及び消防団の活動

消防署及び消防団の行う消防活動のうち情報収集で必要となる項目並びに活動時の留意事項は、一般的に次のとおりである。

情報の収集	① 延焼火災の状況 ② 消防車の状況及び通行可能な道路の把握 ③ 消防水利等の利用可能状況
消防活動時の留意事項	① 病院や避難地及び幹線道路並びに防災拠点等の施設を優先的に消火する ② 風向きや建物分布を考慮し効率的な消火活動を実施する ③ 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する ④ 延焼火災の多い地区は住民避難のための避難路を確保する

(3) 村民及び自主防災組織並びに事業所の活動

村民及び自主防災組織並びに事業所の初期消防活動としては、一般的に次のとおりである。

火気の遮断	ガス栓やプロパンガスのバルブの閉止及びブレーカーの遮断
初期 消火活動	火災発生時における消火器及びくみおき水並びに可搬ポンプ等を活用した消火活動の実施
初期 救助活動	近隣地における軽微な下敷き者を発見したとき等の、防災機関への連絡及びその救出活動の実施

(4) 避難

延焼火災が予想され、又は火災発生により住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、次の方法により適切な対策を行うものとする。

① 住民の避難---本章第7節「避難計画」によるものとする。

■ 概略内容

- ア. 避難指示及び警戒区域の設定
- イ. 避難情報の伝達
 - a 伝達事項（避難先や避難経路等）
 - b 伝達方法（拡声器及び口頭等）
- ウ. 適切な避難場所の選定
- エ. 避難の誘導

（5）相互応援

① 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県下全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

② 他都道府県による応援

ア. 消防庁長官への要請

災害等非常事態が発生した場合において県内の消防力をもってこれに対処することができないとき知事（総括情報班）は、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請するものとする。（消防組織法第44条）

- a 災害の発生日時・場所・概要
- b 必要な応援の概要
- c その他参考となるべき事項

イ. 緊急時における消防庁長官の措置

災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により知事（総括情報班）との連絡をとることができないとき、消防庁長官は、知事の要請をまたずに、他の都道府県知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

5. 林野火災対策の実施

総面積の約8割を森林原野が占める本村において林野火災が発生すると、地理的及び気象条件によっては消防活動が極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家への延焼等大きな被害に発展することが予想される。そのため林野火災にあたって特に必要のある消防対策及び避難時の措置について定めるものとする。

（1）消防活動

林野火災における消防活動はこれまで述べたように国頭地区行政事務組合消防本部を中心に行うが、林野火災は被害が広範囲に及ぶことが多いことから人的及び物的の消防力不足が予想される。このような状況下においては、県及び関係機関等に応援を要請するものとする。また、空中消火の実施並びに空中消火用資器材や薬剤等の輸送について必要と認めたときは、県に対して自衛隊の応援要請を依頼するものとする。

（2）避難時の措置

林野火災において避難を行う際にはまず入山者等の実態把握に努めるとともに、安全な場所への避

難の呼びかけ並びに誘導を行うものとする。また、林野に隣接する集落等に延焼拡大のおそれがあるとき又は村長が必要と認めるときは、速やかに当該地区への出入りの制限あるいは避難のための立ち退き及び指示を行い、村民の安全を図るものとする。

なお、避難誘導にあたっては火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向となるよう避難誘導するものとする。

■ 林野火災に対する避難について措置すべき事項

避難場所の決定	本章第7節「避難計画」に定める避難所のうち、火災現場より風上もしくは風横にあるものとする
避 難 順 位	火災現場の風下に位置する住民等から、また「避難計画」に定める病人・身体障がい者・老人・幼児・婦女子等の要配慮者を優先させるものとする
避 難 方 法	火災現場は極度に混乱しているため、車両等の使用を制限し原則として徒歩により避難させるものとする
避 難 経 路	安全かつ消防活動を阻害しない避難経路を選定する
避 難 誘 導	必要であれば警察及び村職員等の協力を得る
避難場所の警戒	消防団員及び村職員を中心として、避難者の実態の把握と避難場所の安全に期するものとする

6. 災害通過後に予想される対策

災害が通過した際の応急対策として、被害情報の収集及び負傷者等が発生した場合の医療救護等の実施が予想される。これらは、それぞれ次の方法で行うものとする。

(1) 被害状況の収集及び報告---本章第4節「災害状況等の収集・伝達計画」による。

■ 概略内容

- ① 災害情報の把握
 - ア. 人的・物的被害の有無
 - イ. 避難者数や避難所の場所等
 - ウ. 道路の被害状況など
- ② 災害報告等

(2) 医療救護の実---本章第16節「医療救護計画」による。

■ 概略内容

- ① 救護班の編成
- ② 救護所の設置
- ③ 医療救護活動の実施（重症者と軽症者の選別など）

(3) その他

また、その他の応急対策が必要となる際は本編「災害応急対策計画」において、当該措置について定められている計画に基づき実施するものとする。

第7節 避難計画

部署・関係機関	総務対策班、福祉保健対策班、建設環境対策班、教育対策班、消防対策班
---------	-----------------------------------

I 基本方針

災害による危険が急迫し住民の生命及び身体の保護が必要と認められる時は、地域住民に対して避難のための立ち退き指示を行い、安全な場所へ避難させることが必要である。そのための方法及び避難所の開設並びに運営等について定めるものとする。

II 実施責任者

災害による危険地域の住民に対しての避難指示並びに警戒区域の設定、避難誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は次の者が行う。

なお、これらの実施責任者は相互に緊密な連携を保ち、地域住民の避難等が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

III 実施内容

1. 避難の原則

避難指示等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動するとのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- ① 指定避難場所への移動
- ② (自宅等から移動しての) 安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等)
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での待避

2. 避難指示及び警戒区域の設定

(1) 高齢者等避難情報

村は、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める高齢者等避難情報を伝達する。(警報等の伝達時には、基本法第56条により実施可能。)

(2) 避難の指示

災害により危険が目前に迫っている場合、村長又はその他の責任者は居住者に対して避難指示を発するものとする。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	村長から要請がある場合または 村長が避難の指示をするいとまの ないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき
知事またはその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。

なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長から要請がある場合または村長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないときまたは要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があつたとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は村長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行う。

また、広域避難等において村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

3. 避難指示等の運用

(1) 避難情報等の種類

高齢者等避難及び避難指示の種類及び基準は、以下のとおりである。

なお、発令の判断は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府、R3.5）」により行う。

種類	警戒レベル	内容	根拠法
高齢者等避難	警戒 レベル3	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 <基準> ①村において震度4が観測され、村長が必要と認めたとき ②遠地地震による津波が到達すると予想されるとき ^{注1} ③村長が必要と認めたとき	なし
避難指示	警戒 レベル4	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。 <基準> ①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注3} が発表されたとき ②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認めたとき ③震度6弱の地震が発生したとき ④村長が必要と認めたとき	災害対策 基本法第 60条
緊急安全確保	警戒 レベル5	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。 <基準> ①村長が必要と認めたとき 注：警戒レベル4での避難場所等への避難が安全に出来ない場合、直ちに身の安全を確保するよう促す情報。	災害対策 基本法第 60条
警戒区域の 設定	-	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策 基本法第 63条

注1：津波の到達時間から概ね3時間前までに高齢者等避難情報を発令するものとする。

注2：津波警報等が入手できない場合など。

注3：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 避難指示等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ① 発令者
- ② 対象区域
- ③ 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定の理由
- ④ 避難日時、避難先及び避難経路
- ⑤ その他必要な事項

(3) 避難指示等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を要請する。

(4) 避難指示等の発令

村は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険個所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合は、基本法第60条に基づき、居住者に対して屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

- ① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報、津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- ② 気象による避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡回報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- ③ 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。
- ④ 警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ及び携帯電話等のあらゆる手段の活用を図る。
- ⑤ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。
- ⑥ 村は、避難指示等の対象地域、判断時期について県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部に助言を求めることができる。

4. 避難指示者又は警戒区域の設定者の措置

(1) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

指示者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
村長の措置	村長 → 知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
知事の措置	知事（防災危機管理課） → 村長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	知事（海岸防災課） → 名護警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官 → 名護警察署長 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置

指示者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備 考
	警察官 → 名護警察署長 → 県警察本部長 → 知事（防災危機管理課） → 村長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	
水防管理者の措置	水防管理者 → 名護警察署長	

（2）住民への周知

避難準備情報、避難の勧告・指示の発令又は警戒区域の設定を行った者は、以下の方法によって、住民への周知を図る。

- ア. 防災行政無線による伝達
- イ. 広報車による伝達
- ウ. 伝達員による伝達
- エ. 緊急速報メール、ホームページ、Ｌアラート

緊急を要し上記ア、イ、ウ、エの方法により難いときは、消防団等による個別伝達を行う。

（3）放送を活用した避難勧告等情報の伝達

村は、村長が避難勧告等を発令した際には、沖縄県防災情報システムにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達するものとする。

（4）解除の基準

- ①避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ②浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

5. 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月内閣府）を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成しているが、これまでの災害の経験や関連法令等の修正等から検討を加え、必要があると認められたときにはこれを修正する。

6. 避難の実施の方法

避難の実施方法は次のとおりとし、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の避難誘導を行う。なお、災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本章第11節「交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

避難者の誘導は総務対策班が中心となって行う。

（1）避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

- ① 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。
- ② 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- ③ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。
- ④ 津波が想定される場合の避難先については、第2編第3章第1節「避難誘導計画」に定められた、津波災害時の指定緊急避難所とする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、東村の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

7. 避難所の開設及び収容保護

(1) 避難所の設置

村は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、本節で定められたとおりとする。

(2) 福祉避難所の設置

村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため村内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議し隣接市町村への収容の依託あるいは建物や土地の借り上げ（テント等の設置）を行うものとする。また、県有施設の一時使用を要請するものとする。

(4) 設置及び収容状況報告

村長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

8. 避難所の運営管理

(1) 避難所の運営

避難所における情報の伝達や食料及び水等の配付並びに清掃等に係わる運営にあたっては、基本的に避難者や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行うものであるが、避難者による自治を原

則とするものとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

村は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

村は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

① 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

② 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

③ 運営にあたっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

④ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

⑤ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

9. 避難長期化への対応

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

10. 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

村から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

11. 在宅避難者等の支援

村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供に努める。

12. 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者や期間及び経費等については、災害救助法施行規則によるものとする。(本章第12節「災害救助法適用計画」参照)

13. 広域一時滞在の協議等

(1) 被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受け入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

協議元市町村長は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

第8節 要配慮者対策計画

部署・関係機関	福祉保健対策班
---------	---------

I 基本方針

大雨・洪水及び津波等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

II 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第7節 避難計画」のとおりである。

III 実施内容

1. 避難行動要支援者の避難支援

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、東村要配慮者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

(1) 避難時の支援

村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、村の要請に基づき必要な体制を支援する。

(4) 外国人への支援

村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財團等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 観光客等対策計画

部署・関係機関	福祉保健対策班、総務対策班、教育対策班、消防対策班
---------	---------------------------

I 基本方針

大雨・洪水・津波等の警報・注意報の発表に伴う災害が発生し、または発生する恐れがある場合、観光客等の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

II 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第7節 避難計画」のとおりである。

III 実施内容

1. 避難情報の伝達及び避難誘導

村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防職員及び消防団員等により海岸等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に最寄りの高台への避難を呼びかける。

2. 避難収容

(1) 収容場所の確保

村は観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、県、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

(2) 安否確認

村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

3. 帰宅困難者対策

(1) 情報の提供

村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

県は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び（一社）沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第10節 救出計画

部署・関係機関	総務対策班、消防対策班
---------	-------------

I 基本方針

災害時において救助活動が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

II 実施責任者

村及び消防機関をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 救出の方法

被災者の救出は、村と消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 村の役割

- ① 村は、救助機関として救出活動を実施するものとする。
- ② 村は、当該村のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 警察の役割

警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、広域緊急援助隊の出動により救出を実施するものとする。

(3) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2. 救出用資機材の調達

村及び消防機関は、備蓄された救出用資機材を使用するとともに、関係団体と協定を結び救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達する。

救出・救助の成功のポイント

- ① 要救出・救助現場の早期把握
- ② 要救出・救助現場に対する人員の投入
- ③ 要救出・救助現場に対する資機材の投入
- ④ 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

※災害救助法が適用された場合は、本章第12節「災害救助法適用計画」に準ずる。

■ 特殊機器具保有状況

令和3年10月現在

分類	品名	保有数
陸上救助資機材	かぎ付はしご	1
	三連はしご	3
	チェーンブロック	1
	救命索発射銃	0
	化学防護服	6
	サバイバースリング	1
	スリングベルト	17
	防毒マスク	5
	アリゾナボーテックス	1
	ロープレスキューシステムキット	2
	平担架	2
	バスケット担架	2
	SKED ストレッチャー	2
	フルハーネス	6
	シットハーネス	3
	油圧ジャッキ	13
	油圧スプレッター	1
陸上救助資機材	パワーユニット	1
	マンホール開閉器	2
	チルホール	4
	エンジンカッター	4
	チェーンソー	7
陸上救助資機材	鉄線カッター	4
	送排風機	2
	緩降機	1
	非常用発電機	3
	携帯用発電機	7
	拡声器	5
	車両積載無線	16
	携帯デジタル無線	10
	携帯アナログ無線	12
	車両移動器具(ゴージャック)	4
	投光器	8
	帶電手袋・長靴	15
	空気呼吸器	21
	予備ボンベ	30
	安全帯	7
	潜水器具(BC)	9
水難救助用資機材	予備ボンベ	15
	救命浮環	8
	潜水ヘルメット	17
	ランチャー	3
	船外機	3
	ジェットスキー	1
	救助艇	1
	クアドラノズル	16
警防資機材	トップバルブ	8
	G-FORCE ノズル	8
	泡消火剤	3
	ホースカー	2
	ガス測定器	3
測定器具	熱画像直視装置	2
	放射線測定器	2
	携帯用線量計	6
	ポータブル測深器	1

分類	品名	保有数
その他	無人航空機（ドローン）	2
	空気充填機（バウアー）	1

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

第11節 交通輸送計画

部署・関係機関	総務対策班、建設環境班、消防対策班	名護警察署
---------	-------------------	-------

I 基本方針

災害時においては応急対策要員及び資器材等の輸送を迅速に行うことが必要であり、円滑な交通が図られるよう道路等交通施設に対する規制及び応急措置について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における交通の規制並びに交通施設の応急対策は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者や応急対策要員並びに応急対策物資等の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

III 実施内容

1. 交通の規制

(1) 交通規制の実施責任

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

実施責任者	規制種別	根拠法
陸上	道路管理者	道路法に基づく規制 [道路法第46条] ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。
	県公安委員会	道路交通法に基づく規制 [道路交通法第4条] ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認められたときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
	災害緊急輸送	災害対策基本法に基づく規制 [災害対策基本法第76条] ○県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。
海上	海上保安本部	海上保安庁法に基づく範囲 [海上保安庁法第18条] 1.船舶交通安全のため必要があると認めるとき 2.海難の発生、その他の事情により船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき、又は混雑緩和に必要なとき 3.海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき

(2) 交通規制等の制限の周知

災害時における道路管理者としての村長は警察機関と相互に緊密な連絡をとり、道路パトロールや通報等による発見・判明したときは、被害及び危険の程度について調査を行うなど情報の収集に努める。

道路規制、制限等の必要を認めた場合、直ちにその実施に関し記載した道路標識を設けるとともに必要に応じ適切な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置を行うほか、道路情報センターや報道関係機関などを利用するなどの周知を図る。

2. 規制措置の内容

(1) 危険個所における規制

村、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適切な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

(2) 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、村長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

■ 規制措置の実施内容

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
公安委員会の措置 (制限の必要を認めたとき)	<p>ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、または制限の対象、区間及び期間を記載した様式1（本節後述）による表示及び適切な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。</p> <p>イ) 上記の通行禁止、または制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止または制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。</p> <p>ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p>

(3) 規制に係わる措置

① 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させる。

② 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときはあらかじめその規制の対象区間、規制期間及び理由を相互に通知する。

③ 発見者等の通報

災害時に道路及び橋りょう等の交通施設の危険な状況、又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたとき（者）は、警察官にあっては村長へ、村長にあってはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

④ 車両運転者の責務

災害対策基本法（第76条）の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

■ 災害時における車両運転者の義務

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

⑤ 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア) 警察官

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらない時又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ) 自衛官及び消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生する恐れがあると認められるとき、警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑥ 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

⑦ 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は本章「第30節 公共土木施設応急対策計画」に定めるところとする。

3. 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。なお、輸送は総務対策班が担当し、各班の協力を得て行う。

ただし次の場合は、県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- ② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

(2) 緊急輸送の対象

■ 優先段階別の輸送対象内容

優先段階	対象内容
第1段階	ア) 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア) “第1段階”の続行 イ) 生命維持に必要な物資（食料・水等） ウ) 傷病者、被災者の被災地外への輸送 エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	ア) “第2段階”の続行 イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ) 生活必需品

(3) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

① 道路輸送

ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者の確保の順位

- a. 応急対策を実施する機関に属する車両等
- b. 公共的団体に属する車両
- c. 営業用の車両等

d. 自家用の車両

イ) 緊急通行車両の届出

a. 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本村において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けるものとする。

県公安委員会は、緊急通行車両に係わる業務実施の責任を有し、緊急通行車両事前届出受理簿の登載を行う。

b. 緊急通行車両の標章及び証明書

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明書の交付を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

[使用者の申出・証明書等の交付]

緊急輸送に車両を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出、所定の標章（様式2）及び証明書（様式3）の交付を受ける。

c. 標章の掲示

緊急車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示する。

●資料編 資料3-2 緊急通行車両事前届出書

資料3-3 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

ウ) 村有車両の確保

村有車両の確保は、総務対策班において行う。各班長は、車両を必要とするときは、必要な事項を明示して配車を要請する。

<必要事項>

a. 輸送日時及び輸送区間

b. 輸送対象の人数、品名及び数量

c. その他必要な事項

総務対策班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急性を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した部へ通知する。

●資料編 資料3-1 村有車両一覧

エ) 民間車両（村有車両以外）による輸送

村において必要な車両確保が困難な場合、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

オ) 燃料の確保

村において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

カ) 費用の基準

a. 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。

b. 官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担するものとする。

② 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施するものとする。

ア) 県有船舶による輸送

村は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県（総括及び情報対策班）に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- a. 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b. 応援を必要とする期間
- c. 応援を必要とする船舶数
- d. 応急措置事項
- e. その他参考となるべき事項

イ) 第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等

村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に對し要請及び要請後の措置を行う。

※「本章第28節 自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる

ウ) 民間船舶による輸送

村において民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

③ 空中輸送

■ 空中輸送の実施内容

実施項目	実 施 内 容
空中輸送 の実施	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請について実施する。 ※ 本章「第28節 自衛隊災害派遣要請計画」により実施する。
ヘリポート の整備	空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。 ※ 本章「第28節 自衛隊災害派遣要請計画」によるヘリポート設置基準による。

④ 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

4. 広域輸送拠点の確保

村は、県が確保した救援物資の受け入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保するものとする。

第12節 災害救助法適用計画

部署・関係機関	福祉保健対策班
---------	---------

I 基本方針

災害に際して応急的及び一時的に必要な救助を行い、被災者の保護や社会秩序の安定化等を図るため救助法の適用について定めるものとする。

II 実施責任者

村長は、県が救助法に基づく救助を実施した場合、これを補助するものとする。ただし、村長は、県が救助を迅速に行うため必要があると認め、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を委託した場合、これを行う。(災害救助法第30条)

1. 救助の種類

- ① 避難所及び应急仮設住宅の供与
 - ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 被災者の救出
 - ⑥ 被災した住宅の応急修理
 - ⑦ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 埋葬
 - ⑩ 死体の搜索及び処理
 - ⑪ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ※ 救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、村防災計画に定めるところにより村長が実施するものとする。

III 実施内容

1. 災害救助法の適用基準

村における救助法に基づく救助は、次に掲げる事項に該当するものである。

- ① 村の被害世帯数が30世帯以上(総人口:5,000人未満に基づく)のとき
- ② 県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち本村内15世帯(前号の1/2世帯)以上のとき
- ③ 県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、本村の被害状況が特に救助を要する状態のとき
- ④ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
 - イ) 多数の生命又は身体に危険を受け、若しくは受けたおそれがある場合

■市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口	被害世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

2. 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊(焼)流失等により減失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口による。

住家損壊内容	被害世帯数1(減失世帯)の算定
全壊(焼)・流失等による減失	1世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	1／2世帯(2世帯で1)
床上浸水、土砂たい積等による一時的居住不可能な状態	1／3世帯(3世帯で1)

3. 救助法の適用手続

区分	実施内容
救助法の適用要請	災害の発生に際し、本村における被害が救助法の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、村長は直ちにその旨を知事へ報告する。
救助法の適用特例	災害の実態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。
県(知事)の対応	県知事は、村長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認められたときは、直ちに法に基づく救助の実施について村長に通知するとともに関係行政機関及び内閣府に通知又は報告する。 救助法を適用したときは、すみやかに公告するものとする。

4. 救助法による救助の程度と期間

- ① 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。
- ② 救助の期間については、県知事と協議する。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

令和3年度災害救助法基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者に	○基本額 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置(天幕借上等)や維持・管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	供与する。	高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		購入費、高熱水費名並びに仮設便所等の設置を含む。 2. 避難に当つての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者。	○建設型仮設住宅 1. 規格、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本金 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3. 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○借上仮設住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 20 日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であつても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅を設置」できる。 4. 供与期間は 2 年以内 1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他のによる食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、浸水等の住家被害により炊事できない者	1. 1 人 1 日当たり (主食、副食、燃料費等) 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実績	災害発生の日から 7 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考		
被服、寝具 その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏期(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物支給に限ること		
(単位:円)								
	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算	
	全壊 全焼 流失	夏 冬	18,800 31,200	24,200 40,400	35,800 56,200	42,800 65,700	54,200 82,700	7,900 11,400
	半壊 半焼 床上浸水	夏 冬	6,100 10,000	8,300 13,000	12,400 18,400	15,100 21,900	19,000 27,600	2,600 3,600
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院または診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上とする。		
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上とする。		
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実績			災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上とする。		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 1. 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から 3ヶ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生から 6ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または床上浸水により学用品を喪失、または毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒。	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けた使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から ○教科書 1ヶ月以内 ○文房具及び通学用品 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体あたり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後 3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く)を行う	○洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 ○検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することができない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第一項）	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第二項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法執行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）	補助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した費用も含む。

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
	5. 使用料及び貸借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	<p>第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し各災害の当該合算した額の合計額が国庫負担対象年度に支出した補助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額がないとすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</p> <p>ロ 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</p> <p>ハ 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については 100 分の 8</p> <p>ニ 1億円を超える2億円以下の部分の金額については 100 分の 7</p> <p>ホ 2億円を超える3億円以下の部分の金額については 100 分の 6</p> <p>ヘ 3億円を超える5億円以下の部分の金額については 100 分の 5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については 100 分の 4</p>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第13節 給水計画

部署・関係機関	建設環境対策班、各対策班
---------	--------------

I 基本方針

災害により飲料水を確保することができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給することを目的に、その方法について定めるものとする。

II 実施責任者

災害のため飲料水を得ることのできない者への給水について、救助法が適用された場合は県が行ない、村はこれを補助するものとする。ただし応急対策を迅速に行うために必要と認めるときは、村が行うことができる。また、救助法が適用されない場合においても、村が必要と認めるときは実施するものとする。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 給水活動の実施

(1) 給水所の設置

- ① 給水は給水所を設置し、給水車等による拠点給水方式で行うものとする。
- ② 設置場所は避難所を中心とするが、必要に応じて被災地等にも給水所を設置するものとする。
- ③ 給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。
- ④ 給水所を設置した時は給水に関する広報を行い、村民へ周知を図る。

(2) 給水量

- ① 給水量は必要最小限度の生活が維持できる用水の供給を目安とする。
- ② 被災者に対する給水量は1人1日3リットルをするが、補給水源の水量や給水能力及び施設の復旧状況等に合わせて増加させるものとする。

(3) 供給方法

- ① 給水は必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。
- ② 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理を施した後に使用するものとする。また飲料水は末端給水栓までの適当な部所において、塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- ③ 供給方法はろ水機によるろ過給水、並びに容器による搬送給水等を現地の実情に応じて行うものとする。

ア) ろ水機によるろ過給水

- a. 給水能力や範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水機によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
- b. ろ過消毒した水は、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送用容器」という）に入れ、適切な方法により給水する。

イ) 容器等による搬送給水

- a. 近隣市村の非被災水道の管理者と協議し、取水基地及び取水計画等を定めるものとする。
- b. 取水した水は給水車等に搬送して給水する。

- ④ 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

(4) 医療施設等への優先的給水

給水活動にあたっては、医療施設及び社会福祉施設並びに避難所等の施設に対して優先的に行うものとする。

2. 災害救助法が適用された場合の給水

災害救助法が適用された場合は、本章第12節「災害救助法適用計画」に準ずる。

第14節 食料供給計画

部署・関係機関

総務対策班、福祉保健対策班、村社会福祉協議会

I 基本方針

災害により食料品の確保が困難となる場合において、被災者及び災害応急対策要員等に対して食料の給与を迅速に行うため、食料の調達及び供給方法等について定めるものとする。また、村社会福祉協議会との協力体制のもと、応急対応をとるものとする。

II 実施責任者

災害時における食料の調達及び供給は、村が実施する。ただし、救助法が適用された場合は知事又は知事から委任された村長が実施するものとする。なお、食料の調達は総務対策班、供給及び炊き出しについては福祉保健対策班がそれぞれ担当するものとする。

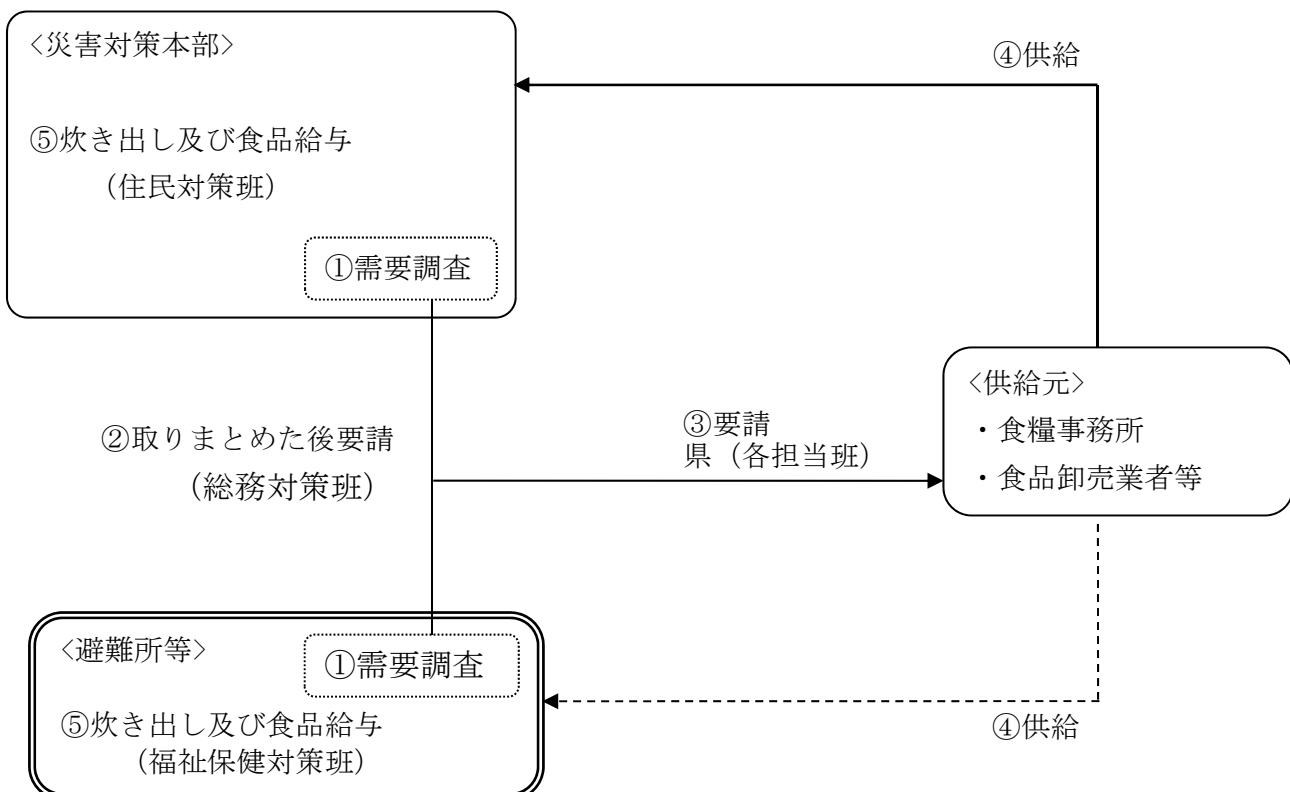
●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 食料の需要量把握

各避難所における避難者並びに災害応急対策要員等の人数から食料需要を把握し、必要となる食料の確保を図るものとする。

なお、食料等の需要量把握から供給に至るまでの経路を示すと次のとおりと考えられる。



2. 食料の調達

食料の需要量把握に基づき、次の方法で必要量の調達を推進するものとする。

(1) 主食（米穀・乾パン）

- ① 主食の調達は基本的には県に食料調達要請を行い、実施するものとする。
- ② 主食の中で米穀については、村長は知事（流通政策班）の発行する応急買受許可書により卸売業者手持ちの米穀から調達する。

(2) 副食

副食の調達は、原則として村において行うものとする。ただし、緊急調達の必要がある場合は、県（園芸振興班）及び他市町村に応援を要請するものとする。

(3) 食料（主食）の応急買受（販売）方法

米穀や災害用乾パンの主食における応急買受（販売）は、一般的に以下に掲げる場合において知事（流通政策班）が村長の申請により必要と認めた場合に、「沖縄県の災害時における米穀の取扱要領」、「災害対策用乾パンの取扱要領」に基づいて行われるものである。

① 米穀の配給対象と配給数量

米穀についての配給対象と配給数量は次のとおりである。

配給対象	配給数量
被災者に対し炊き出しによる給食を行う場合	1人1日当たり 300g
被災により卸売・小売り販売業者が通常の販売を行うことができないため、その期間を通じないで配給を行う必要がある場合	1人1日当たり 300g
災害地における救助作業や急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1人1食当たり 200g

② 災害用乾パンの応急配給

災害の発生又はそのおそれがある場合における乾パンの配給は、食糧庁の定めによる「災害対策用乾パンの取扱要領」に基づいて次により実施するものとする。

乾パンの常備場所	配給の方法
沖縄総合事務局	知事（流通政策班）は、食糧事務所長に対し売却の申請を行い乾パンを購入し、直接又は村を通して被災者に配給するものとする。

3. 食料の供給活動

(1) 給与の方法

- ① 炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。
- ② 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。
- ③ 炊き出しは福祉保健対策班、自主防災組織及び消防団等が行うものとする。
- ④ 炊き出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は総務対策班が行うものとする。
- ⑤ 炊き出し施設は可能な限り、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設又は、避難所に近い施設を選定して設けるものとする。
- ⑥ 炊き出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。
- ⑦ 炊き出しに当っては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

⑧ 食料の提供にあたっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

(2) 納入の種別、品目及び数量

① 種別

ア) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）

イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）

② 納入品目及び数量

ア) 納入品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

イ) 納入数量は、1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾ウドン等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

4. 要配慮者等に配慮した食料の供給

村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の供与に努めるものとする。

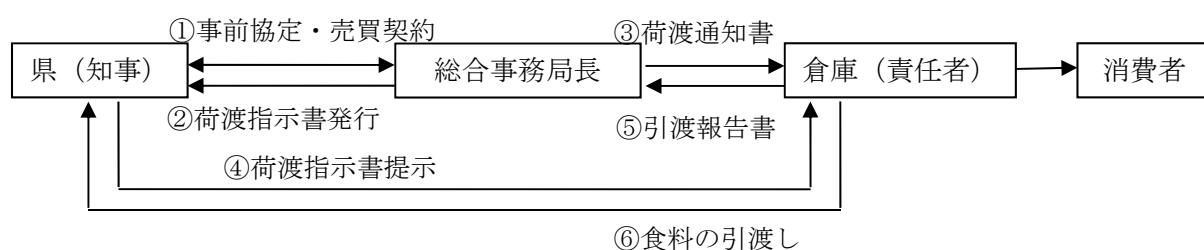
5. 災害救助法が適用された場合の炊き出し等食料の給与の費用及び期間等

災害救助法が適用された場合は、本章第12節「災害救助法適用計画」に準ずる。

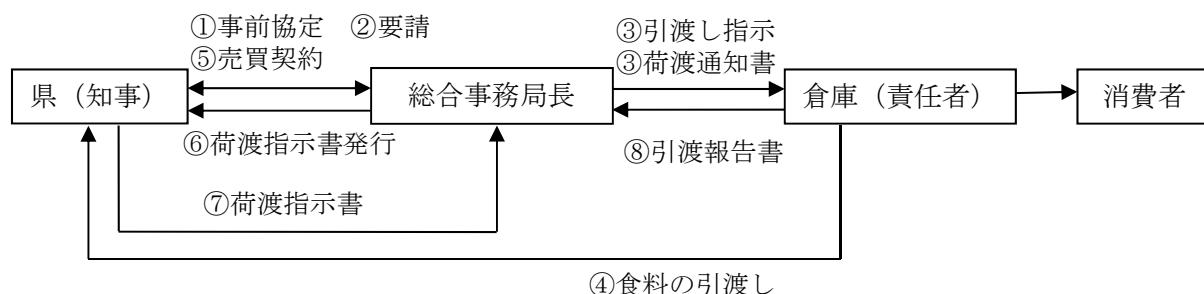
6. 災害救助用米穀（緊急食料）の引渡し系統図

① 県（知事）に対する緊急食料の売却

ア) 荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う場合

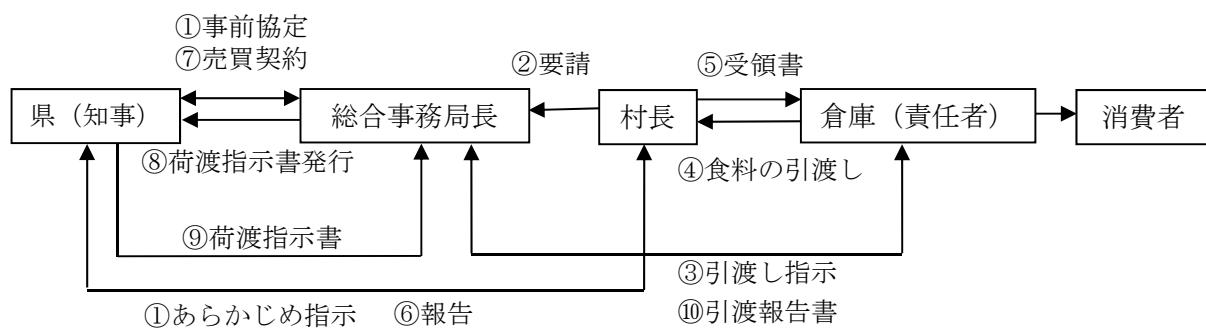


イ) 荷渡指示書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合



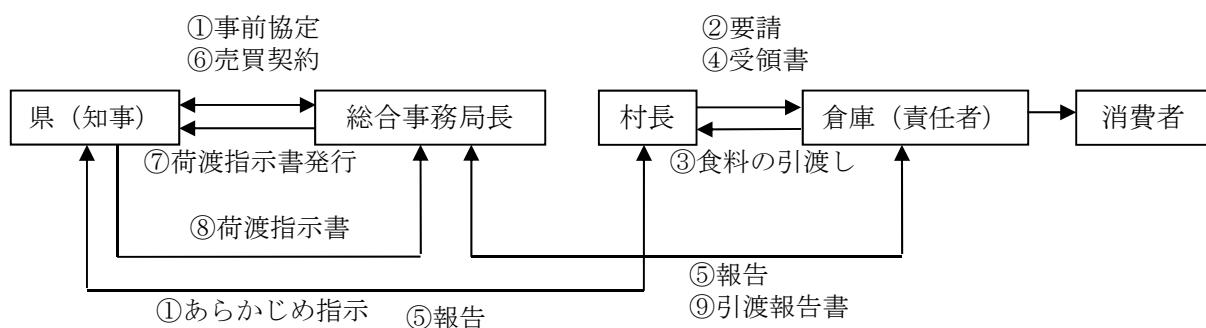
② 村からの緊急食料引渡しの要請

ア) 村長から沖縄総合事務局長に対して緊急の引渡しを要請する場合



イ) 村長から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合

(沖縄総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第15節 生活必需品供給計画

部署・関係機関	総務対策班、福祉保健対策班
---------	---------------

I 基本方針

災害により日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という）を喪失または毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与する必要がある。そのために生活必需品の調達及び供給等について定めるものとする。

II 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、救助法が適用された場合は知事が行なう。ただし応急対策を迅速に行なうために知事が必要と認めるときは、村長が行なうことができる。また、救助法が適用されない場合においても、村長が必要と認めるときは実施するものとする。なお、物資の調達は総務対策班、給与又は貸与は福祉保健対策班がそれぞれ担当するものとする。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 給与又は貸与の方法

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行なるものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

2. 物資の調達

物資の調達については、応急対策用として必要最小限の数量を備蓄するほか、備蓄品目が不足する場合には、関係業者との密接な連絡により調達するものとし、さらに必要量が確保できないときは、県及び他市町村に対し応援を要請するものとする。

3. 給与又は貸与の品目

(1) 対象者

災害により住家が全壊（焼）・流失・半壊（焼）又は床上浸水等により生活必需品等を喪失及び毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 品目

生活必需品の主な供給品目は次のとおりとする。

供給品目	品目例
寝具	就寝に必要な最小限の毛布等
衣類	上着及び下着等
身廻品	タオル・手拭い・運動靴・傘等

供給品目	品目例
炊事道具	鍋・釜・包丁・食器類・コンロ・バケツ等
日用品	石鹼・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き等
光熱材料	マッチ及びろうそく等
その他	懐中電灯及びラジオ等

4. 個人備蓄の奨励

村は災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持ち出し品として個人で備蓄しておくことを地域住民に奨励していくものとする。

5. 災害救助法が適用された場合の生活必需品供給

災害救助法が適用された場合は、本章第12節「災害救助法適用計画」に準ずる。

6. 義援物資及び金品の保管及び配分

村に送付された救援物資は福祉保健対策班において受入れ、保管し、被災者に支給するものとする。

7. 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ

村は全国の自治体及び団体等から救援物資を受け入れる。

村で救援物資の受入れができない場合は、県が村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受入れ方法

県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。

①村のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。

②広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。

③広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるよう必要に要請する。

④村からの要請に基づき、トラック、ヘリコプター又は船舶等で輸送する。

第16節 医療救護計画

部署・関係機関	福祉保健対策班、消防対策班、各関係対策班 北部地区医師会、各関係機関
---------	---------------------------------------

I 基本方針

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止又は混乱あるいは著しい不足のため、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合における応急的な医療又は助産の実施方法について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における医療又は助産について救助法の適用があった場合は、知事（保健医療総務班・保健所・県立病院）が実施するものとし、それ以外の場合は医療機関の協力を得て村長が行うものとする。なお、担当は福祉保健対策班とする。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 医療及び助産救護の実施

(1) 情報の収集

県、村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

(2) 救護班の編成

村は災害の規模及び患者の発生状況によって、北部地区医師会やその他医療機関との協力のもとで医師1人、看護師あるいは保健師1人、事務担当者1人の計3人を基準とする救護班の編成を行うものとする。なお、助産は原則として産科医を構成員とする救護班が当たるとするものの、出産は緊急を要する場合が多いいため最寄りの助産師によって行うことも差し支えないものとする。

●資料編 資料4-1 北部地区医師会 緊急時連絡網

(3) 救護所の設置

救護班は次に掲げる場所や施設に応急救護所や臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回救護を行うものとする。

応急救護所	臨時救護所
① 被災者の収容所 ② その他適当な地点	① 村立診療所 ② 村立保健指導所 ③ 隣接市村の区域の病院及び診療所 ④ 助産所に関しては助産施設のある施設とする。

(4) 医療及び助産の範囲

医療及び助産の実施範囲は次のとおりとする。

医 療	助 産
① 診療	① 分娩の解除
② 薬剤又は治療材料の支給	② 分娩前及び分娩後の処置
③ 処置及び手術その他の治療並びに施術	③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
④ 病院又は診療所への収容	
⑤ 看護	

(5) 救急搬送

傷病者の搬送は、原則として村及び消防機関の救急車両等により行う。

県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、村及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

(6) 船舶の利用

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県（総括情報班）をとおし、第十一管区海上保安本部、海上自衛隊等に対し、所有船舶の借用を要請する。

2. 医療品等の調達

(1) 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

救護所における必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の手持品、資材を携行し繰替使用するものとするが、携行不能又は不足の場合は北部地区医師会健康管理センターにおいて補給するものとする。ただし、当該地域において確保が困難なときは、県（薬務疾病対策班）において確保、輸送の要請を行う。

(2) 血液製剤の確保

村において、災害時の輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県（医療班）をとおし沖縄県赤十字血液センターへ、必要な輸血用血液製剤の確保・要請を行う。

3. 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害に当により傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療を実施できるよう努める。

(1) 救急医療の対象

救急医療の対象とする災害は、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象又は大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故等、災害対策基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害又は事故により、傷病者がおおむね50人以上に及ぶ災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等村の実情により村において、対象傷病者数の基準を引下げもしくは、引上げができる。

(2) 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行う応急措置、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお現場において死に至った場合の遺体の検案洗浄、縫合等の措置も含むものとする。

(3) 救急医療体制の確立

村、県及び医療機関は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう、相互間における連絡、協力に万全を期するとともに、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

■村の内容

- ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ウ) 日赤地区長、分区長に対する出動要請
- エ) 北部地区医師会に対する出動要請

■企業の内容

- ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- イ) 傷病者等の住所・氏名等の確認

4. 被災者の健康管理とこころのケア

(1) 被災者の健康状態の把握

県は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災地域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

(2) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の編成及び活動

- ① 沖縄県災害派遣精神医療チーム（以下、「沖縄県D P A T」という）は、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるD P A T先遣隊と沖縄県D P A Tに登録された機関により編成される。
- ② 被災地域での活動
 - ア) 被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。
 - イ) 活動内容については、別途沖縄D P A T活動マニュアル」に定める。
- ③ D P A T派遣要請及び受入れ調整
 - ア) 県は、必要に応じて、国に対してD P A T派遣斡旋の要請又は他都道府県に対してD P A T派遣協力要請を行う。
 - イ) 県D P A T調整本部は派遣されたD P A Tの受入調整を行う。

(3) こころのケア

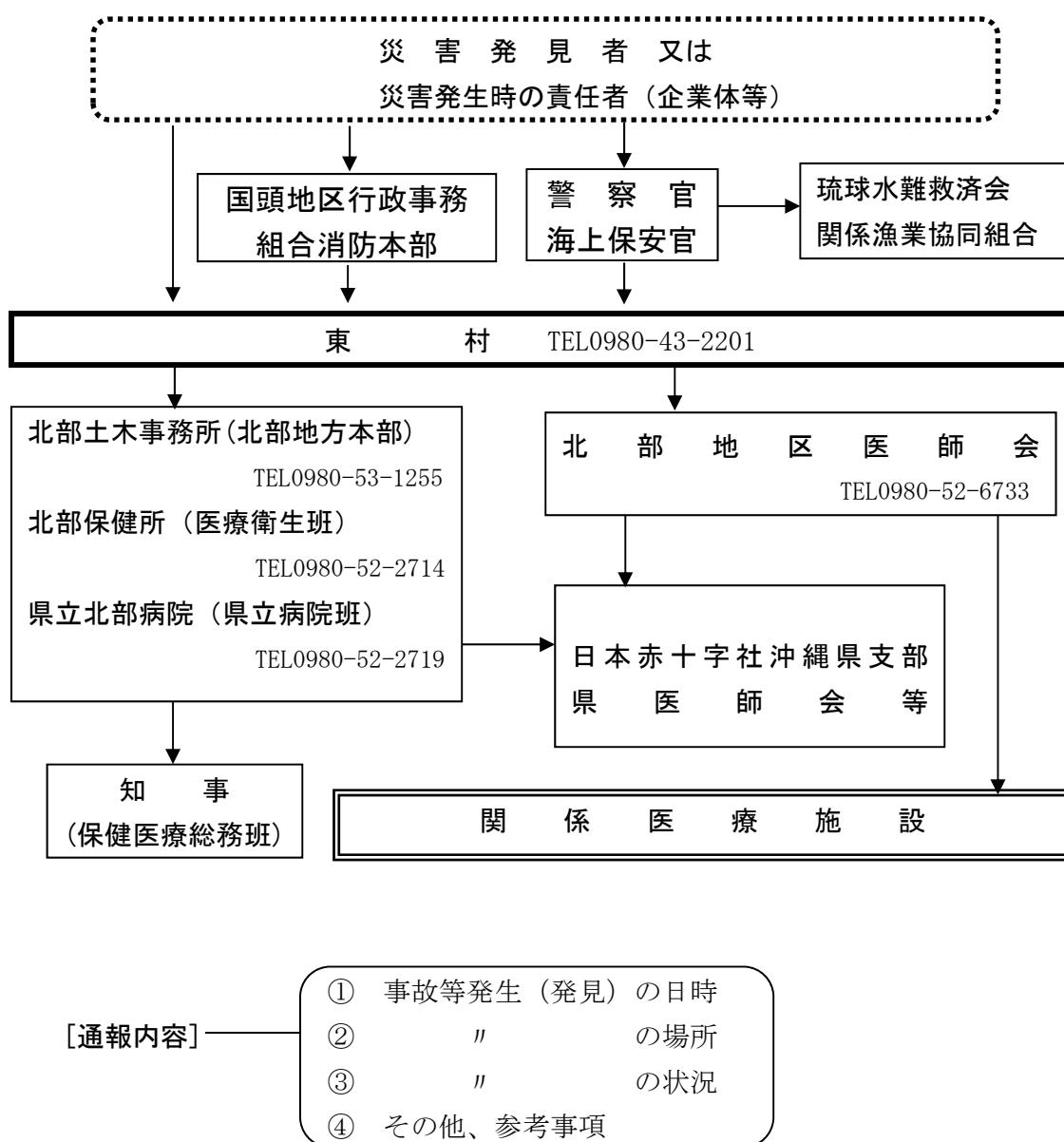
村は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

県保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や村への支援体制を構築する。

(4) 継続的治療への支援

村は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

《集団的な傷病者発生の通報連絡系統》



5. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、本章第12節「災害救助法適用計画」に準ずる。

第17節 感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

部署・関係機関	福祉保健対策班、建設環境対策班
---------	-----------------

I 基本方針

被災地においては、環境衛生が悪化し感染症等の発生及びまん延が予想されるため、これを防ぐための防疫活動について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における感染症対策は、村は県（北部保健所等）の指示を受け、感染対策上、必要な措置を行うものとする。

知事（県）は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本節において「法」という）に基づき感染症対策に必要な措置を行う。

III 実施内容

1. 感染症対策班の編成

感染症対策活動を円滑に推進するため福祉保健対策班に疫学調査係と感染症対策係を必要な人員及び車両を持って編成する（調査係は人員3人・車両1台、感染症対策係は人員5人・車両1台を編成の目安とする）。なお、災害地域が広範囲に及ぶ場合は、その都度即応体制を総務対策班と連携のもとに編成するものとする。

■ 感染症対策班編成の実施内容

担当	実施内容
疫学調査係	実施責任機関となる県の疫学調査班に協力し、情報収集とともに地域の衛生に努める。
感染症対策係	保健所等の指導のもと、清潔方法及び消毒方法の施行、鼠族、虫の駆除等、地域感染症対策の実施を図るものとする。

注) 配備体制は、災害の状況・規模に応じ人員及び車両の確保を図るものとする。

2. 感染症対策の指示、命令等

村長は、知事が感染症予防上必要と認め、その範囲及び期間等を定めて指示を発しそれを受けた場合、すみやかに指示事項を実施する。

実施措置については、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

〈知事の指示事項〉

- ① 消毒に関する指示（法第27条第2項及び法第29条第2項の規定）
- ② ねずみ族及び虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項の規定）
- ③ 生活の用に供する水の供給に関する指示（法31条第2項の規定）
- ④ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項の規定）

3. 感染症対策の実施

実施事項	実施内容
清潔方法	<p>感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいる場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。また、村が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つよう努める。</p> <p>津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうことから、防疫活動に万全を期するよう留意する。</p>
消毒方法	法施行規則第14条に定めるところにより行うものとする。
ねずみ族及び虫等の駆除	法施行規則第15条によるものとする。
生活の用に供される水の供給	知事（北部保健所）の指示に基づき、村はすみやかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。
臨時予防接種	<p>知事（北部保健所）の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害の落着いた時期を見計らって定期予防接種の繰り上げの実施等を考慮する。</p> <p>ただし、集団避難所で患者もしくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。</p>
避難所の感染症対策措置	<p>避難所を開設したときは、県の指導のもと避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。</p> <p>〈感染症対策指導の重点事項〉</p> <p>ア) 疫学調査 イ) 清潔の保持及び消毒の実施 ウ) 集団給食 エ) 飲料水の管理 オ) 健康診断</p>

4. 保健衛生

被災者の健康管理について、次の実施を図るものとする。

実施事項	実施内容
良好な衛生状態の保持	被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変にともない被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。
要配慮者への配慮	高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。
保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

5. し尿の処理

村は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。ただし、被害が甚大なため村において実施できない有害化学物質等が漏出した場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(1) し尿の収集

村は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

(2) 仮設便所等のし尿処理

村は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(3) 清掃用薬剤の調達

村は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

6. 食品衛生監視

飲料水及び食品の管理について、食中毒等の防止を図るため保健所の実施に基づき次の事項を行う。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ 冠水した食品関係業者の監視指導
- ④ その他食料品に起因する危害発生の防止

7. 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

(1) 実施責任者

村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県の設置する特定動物（危険動物）対策班及び県動物愛護管理センターと連絡調整や情報収集を行うものとする。

(2) 収容及び管理

① 犬及び負傷動物対策

県は、村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

② 特定動物（危険動物）対策

県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、村、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求

めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。

(4) 動物の保護・処分

■ 動物処分の実施事項

区分	実施内容
所有者不明犬等	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
特定動物 (危険動物)	人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。

8. ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 動物救済本部の設置

- ① 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。
- ② 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い

村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第18節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

部署・関係機関	住民対策班、建設環境対策班、消防対策班、各対策班 名護警察署、各関係機関
---------	---

I 基本方針

災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するものとする。

II 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬等の措置は村長が行うものとする。なお、行方不明者の搜索は国頭地区行政事務組合消防本部が警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、遺体の収容・処理・火葬等は住民対策班が担当するものとする。

ただし、救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。ただし応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が行うことができる。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 行方不明者の搜索

実施事項	実施内容
行方不明者リストの作成	庁舎に行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票を作成する。 その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、捜索者名簿を作成し、消防本部へ送付するものとする。
捜索隊の設置	行方不明者の搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて消防本部に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成する。
捜索の方法	捜索にあたっては、災害の規模や地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合せを行う。

●資料編 資料9-12 行方不明者届出票

2. 行方不明者の発見後の収容及び処理

実施事項	実施内容
負傷者の収容	捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要するものを発見したとき、または警察及び第十一管区海上保安本部から救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。
遺体の収容	発見した遺体は速やかに警察の検視及び医師の検案を受け、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに村営体育館及び適当な施設に搬送・収容するものとする。
医療機関との連携	捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるよう、災害対策本部(担当)及び医療機関等との連絡を予めとておくものとする。

3. 遺体の取扱い

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のため処置として行うものとする。

② 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬及び埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所に集めて、火葬及び埋葬等の処理をとるまで保存する。

③ 遺体の調査

遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。また、遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

④ 遺体の処理は火葬及び埋葬等の実施と一致することを原則とする。

●資料編 資料 10-13 遺体調査書

4. 遺体の火葬及び埋葬

火葬又は埋葬は村長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、村が実施する。また、村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

●資料編 資料 10-14 死体（火葬・埋葬）許可申請書

資料 10-15 死体（火葬・埋葬）許可証

5. 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりである。

ただし、救助法が適用された場合は、本章第12節「災害救助法適用計画」に基づくものとする。

(1) 災害に遭った者の救出

条件別	基 準 内 容
対象者	災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
費用	船艇、その他救出のための機械、器具等の賃借料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の費用とする。
期間	災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の捜索

条件別	基 準 内 容
対象者	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
費用	捜索における船艇、その他捜索のための機械、器具等の賃借料、修理費及び燃料費とし、当該地域における通常の費用とする。

条件別	基 準 内 容
期 間	災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の処理

条件別	基 準 内 容
対象者	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）をする。
処理の範囲	<p>ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置</p> <p>イ) 遺体の一時保存</p> <p>ウ) 検案</p>
費 用	<p>ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1 体当たり 3,400 円以内</p> <p>イ) 遺体の一時保存 既存建物利用借上のための当該地域における通常の実費 既存建物が利用できないとき、1 件当たり 5,200 円以内（人員輸送費を含む）</p> <p>ウ) 検案 救護班によるものを原則とし、これによらない場合は、当該地域の慣行料金の範囲内（検案料のみで検案書の作成に関する費用は認められない。）</p>
期 間	災害発生の日から 10 日以内とする。

●資料編 資料 9-3 災害救助法・様式集

(4) 埋（火）葬

村は、遺体を速やかに埋葬するため、次の通り実施する。また、遺体の埋葬について埋葬台帳を作成し、その管理にあたる。

条件別	基 準 内 容
対象者	災害の際死亡したもので、その遺族が埋（火）葬を行うことができない者。
費 用	1 体当たり大人（12 才以上） 206,000 円以内 小人（12 才未満） 164,800 円以内
期 間	災害発生の日から 10 日以内とする。

●資料編 資料 10-14 死体（火葬・埋葬）許可申請書

資料 10-15 死体（火葬・埋葬）許可証

資料 9-3 災害救助法・様式集

第19節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

部署・関係機関	建設環境対策班、消防対策班
---------	---------------

I 基本方針

災害のため住居またはその周辺に運ばれた土石及び竹木等の障害物が、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合に、これを除去するための方法について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。ただし応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が行うことができる。また、救助法が適用されない場合にあっても村長が必要と認めるときは実施するものとする。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 障害物の除去

実施者は、自らの応急対策機器を用い、又は状況に応じて建設業者等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

村は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

① 対象者

- ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

② 除去の方法

村は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅

倒壊した住宅の解体は、被災者生活再建支援法に基づき被災世帯に支給された支援金により被災者が実施する。村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者は、管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

2. 震災廃棄物の処理

(1) 震災廃棄物処理体制の確保

災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指

針（平成26年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」又はこれに基づきあらかじめ策定した「東村災害廃棄物処理計画（令和3年2月）」を踏まえて処理体制を速やかに確保する。

廃棄物処理が困難な場合において県は情報提供や技術的な助言等を行うとともに、調整し、広域処理体制を構築する。

（2）仮置場、最終処分地の確保

がれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合には、県に他市町村での確保について、広域的な調整を要請する。

（3）リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

（4）環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県協力のもと技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

3. 災害救助法が適用された場合の除去の方法

災害救助法が適用された場合は、本章第12節「災害救助法適用計画」に準ずる。

第20節 住宅応急対策計画

部署・関係機関	建設環境対策班、住民対策班
---------	---------------

I 基本方針

災害により住宅を失い又はき損し居住することができなくなった者、あるいは自力で住宅の応急修理ができない者に対する応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理の方法について定めるものとする。

II 実施責任者

応急仮設住宅の設置並びに被害住宅の応急修理については、救助法が適用された場合は知事が行ない、村長はこれを補助するものとする。ただし応急対策を迅速に行うために知事が必要と認めるときは、村長が行うことができる。救助法が適用されない場合で村長が必要と認めるときは実施するものとする。

また、二次災害防止のため、住宅の応急危険度判定を行うものとする。

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 応急仮設住宅の設置等

(1) 対象者

住家が全壊(焼)又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(2) 設置場所の選定

① 建築場所は原則として村有地とするが、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすくかつ保健衛生上適当な場所の選定を行う。なお、私有地を借り上げする場合は後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定するものとする。

② 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便及び教育の問題並びに被災者の生業の見通し等について考慮するものとする。

(3) 設置の方法

応急仮設住宅の設置は村長が直接又は建築業者に請け負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は村において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも個数に応じた小規模な施設を設置できる。

(4) 設置戸数及び規模並びに費用等

① 戸数

応急仮設住宅の設置数は全壊(焼)又は流失した世帯数の3割以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議しその承認を得て、数の引き上げをすることができる。

② 規模

応急仮設住宅の規模は一戸当たり 29.7 m^2 (9坪)を基準とし、構造は一戸建及び長家建あるいはアパート式建築のいずれでも差し支えないものとする。

③ 費用

応急仮設住宅の費用は整地費・建築費・付帯工事費・人夫賃・輸送費及び建築事務費の一切の経費を含めて、一戸当たり平均5,610,000円以内とする。

(4) 期間

応急仮設住宅の建設工事に着手する時期は災害発生日から20日以内とする。また、仮設住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

(5) 要配慮者に配慮した仮設住宅

村は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(6) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(7) 賃貸住宅借り上げによる収容

村は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(8) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

2. 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

(2) 修理の方法

① 住宅の応急修理は知事（知事が必要と認めた場合は村長）が直接又は建築事業者に請け負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県（あるいは村）において必要資材の調達を行うものとする。

② 応急修理は居室及び炊事場並びに便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

(3) 修理の戸数及び費用並びに期間**① 戸数**

応急修理の対象数は村内の半壊（焼）した世帯数の原則として3割以内とし、該当者の選定は生活能力の低い者より順次選ぶものとする。

② 費用

修理のため支出できる費用の限度は、一戸当たり 584,000 円以内（修理用の原材料費・労務費・材料等の輸送費及び工事事務費一切の経費を含む）とする。

③ 期間

住宅の応急修理は災害の発生日から一ヶ月以内とする。

3. 村営住宅の活用

村営住宅の空き家状況を把握し、空き家を被災者に対して優先的に入居させ居住の安定を図るものとする。

4. 住家の被災調査

村は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

村は、調査員に不足が生ずる場合は、県に要請する。県は、村の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

●資料編 資料10-16 り災証明様式

5. 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるように努める。

県は、救助法に基づく被災者の救助を行った者について、村から情報提供の求めがあったときは、被災台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

第21節 二次災害の防止計画

部署・関係機関	総務対策班、建設環境対策班
---------	---------------

I 基本方針

災害に二次災害を防ぐため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定、それに伴う派遣及び技術支援の要請を円滑に実施するものとする。

II 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村が実施する。

III 実施内容

1. 被災建築物の応急危険度判定

村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。県は、村の要請があったとき、応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行うものとする。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

2. 被災宅地の危険度判定

村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。村の要請があったとき、県は、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行うものとする。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

3. 降雨等による水害・土砂災害の防止

村は、県と沖縄気象台の警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を踏まえ、災害の発生に備え避難対策を実施する。

4. 高潮、波浪等の対策

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第22節 教育対策計画

部署・関係機関	教育対策班
---------	-------

I 基本方針

災害が発生し教育現場における迅速かつ適切な対応、また文教施設及び幼児・児童生徒の被災により教育を行うことができない場合の応急教育の確保について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

実施責任者	実施内容
村長	<ul style="list-style-type: none"> ・村立幼小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ・救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・村立幼小中学校児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・救助法の適用事項
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ・県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の学校内の応急措置

●資料編 資料9-1 沖縄県災害救助法施行細則(別表第1、別表第2)昭和47年沖縄県規則19号

III 実施内容

1. 災害直後の措置

(1) 災害に関する予警報の把握及び伝達

災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ及びテレビ等の放送に留意し災害に関する情報の把握に努めるものとする。なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、情報の収集及び伝達計画に基づき関係機関から村に対して行われるので、村教育委員会が各学校に対して伝達するものとする。

また、各学校にあっては家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 休校措置

- ① 大災害が発生し又は発生が予想される場合は、各学校は村教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。
- ② 休校措置が登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線等その他の確実な方法により幼児及び児童生徒に周知させるものとする。
- ③ 休校措置が登校後に決定し幼児及び児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校及び教職員による誘導等を行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し又はそのおそれがある場合には、事態に即応してあらかじめ定めた計画により避難するものとする。

また、村から避難所等の開設要請を受けた学校にあっては、村と緊密な連絡をとるとともにこれに積極的に協力するものとする。

2. 応急教育対策

(1) 学校施設の確保

被 壊 規 �模	利用施設等の対応策
校舎の一部が使用不能	特別教室、屋内体育館等の施設を利用する。 不足時には、二部授業等の方法を図る。
校舎の全部又は大部分	公民館等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用。
特定の地区が全体的な被害	避難先の最寄りの学校、又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。 利用すべき校舎がない場合、応急仮校舎の建設を実施。
村内に適当な施設がない場合	村教育委員会は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対し、施設の提供を要請する。

(2) 教育職員の確保

県教育委員会が、県教育事務所及び村教育委員会との連携を図り、教職員の確保に努め、応急教育実施の支障をきたさないよう適切な教育を行うこととする。

- ① 村教育委員会は教職員の被災等により通常の授業が行えない場合は、代替職員を確保し授業に支障をきたさないようにする。また、必要に応じて一時的に教員組織の編成替えを行うものとする。
- ② 教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。
- ③ 各学校内で教職員の確保が困難な場合は、村内の学校間における応援又は県教育委員会に応急教職員の緊急派遣を求めるものとする。

(3) 教科書、教材及び学用品の支給方法

実施区分	実 施 内 容
被害状況の調査報告 (被災児童生徒・教科書等)	村は、被災した児童生徒、災害によって滅失した教科書及び教材の状況を県教育委員会に報告する。
支 給 (斡旋された現品等)	<p>ア) 救助法適用世帯の児童生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ・教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ・文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。 <p>イ) 救助法適用世帯以外の児童生徒の支給について、村又は本人の負担とする。</p>

(4) 災害救助法が適用された場合の学用品の確保

災害により、住家の被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又は、き損した者に対する学用品の給与は本章第12節「災害救助法適用計画」に準ずる。

(5) 転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入被災児童生徒の転校及び編入については教育長が定めるものとする。

4. 学校給食対策

学校給食は原則として一時中止するものとする。但し、村教育委員会は応急給食について必要と認める時は、県教育委員会及び県学校給食会並びに保健所と協議のうえ実施するものとする。

5. 社会教育施設等の対策

災害時における社会教育施設等の応急対策は次によるものとする。

(1) 公民館等施設

公民館等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いので、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した公民館等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

(2) 文化財対策

村教育委員会は文化財についての被害状況を調査するとともに、被災文化財については村及び県文化財審議委員会専門家の意見を参考にその対策を所有者等に指示及び指導するものとする。

●資料編 資料5-6 指定・登録文化財一覧

6. 罹災児童・生徒の保健管理

村は、罹災児童生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図るものとする。

第23節 危険物等災害応急対策計画

部署・関係機関	消防対策班、名護警察署、各事業所
---------	------------------

I 基本方針

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

II 実施責任者

消防法で定める各危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

III 実施内容

1. 石油類

責任者	措置内容
危険物施設の責任者	<ul style="list-style-type: none"> ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 ② タンク破損等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
国頭地区行政事務組合消防本部及び村の措置	国頭地区行政事務組合消防本部及び村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。
警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

2. 高圧ガス類

責任者	措置内容
高圧ガス保管施設責任者	<ul style="list-style-type: none"> ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 ② 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、または大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。 ③ 充てん容器等を安全な場所に移す。
国頭地区行政事務組合消防本部及び村の措置	国頭地区行政事務組合消防本部及び村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。
県の保安措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 高圧ガス保管施設全部または一部の使用の停止を命ずる。 ② 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限する。 ③ 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の廃棄または所在場所の変更を命ずる。
警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

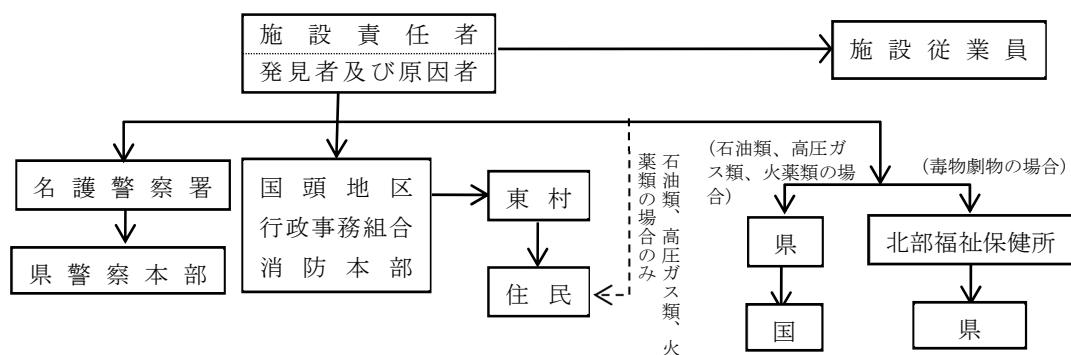
3. 火薬類

国頭地区行政事務組合消防本部及び村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。

4. 毒物劇物

国頭地区行政事務組合消防本部及び村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施する。

■通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物劇物）



第24節 治安警備計画

部署・関係機関	住民対策班、名護警察署
---------	-------------

I 基本方針

災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

II 実施内容

1. 災害地における警察の任務

警察は、災害が発生しましたは発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、本村における社会秩序の維持にあたるものとする。

2. 災害時における警備体制

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、次により災害警備活動を行うものとする。

(1) 警 察

本村において、警察が行う公安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「名護警察署災害警備計画」による。

(2) 村 長

村長の措置	措 置 内 容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力する。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出動要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第25節 民間団体の活用計画

部署・関係機関

総務対策班、農林水産対策班、村社会福祉協議会

I 基本方針

災害時の応急対策活動を実施するにあたっては多くの人員が必要となり防災担当職員だけでは十分対応しきれないことも予想される。このような場合において災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、民間団体（各地区や青年及び婦人団体等）への協力要請又は受け入れ体制等について定めるものとする。

II 実施責任者

民間団体に対する要請は、村長が行う。

III 実施内容

1. 協力要請の方法

区分	実施内容
要請の方法	<p>協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 協力を必要とする理由 ② 活動内容及び活動期間 ③ 従事場所及び所要人員数 ④ その他必要事項
協力を要する活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ③ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 ④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導並びに搬出家財等の監視と整理の奉仕 ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 ⑥ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

2. 受け入れ体制の確立

村は村社会福祉協議会等と連携をとり、民間団体の活動が円滑に行われるよう受け入れ体制を整備するものとする。また、受け入れる際には、団体及び個人の能力に応じ適切な従事場所に配備されるよう配慮するものとし、活動拠点の提供及び物的面での支援に努めるものとする。

3. 活動の支援

村及び村社会福祉協議会等は民間団体の活動支援として、以下の対策について実施するものとする。

(1) 活動場所の提供

民間団体の活動が迅速かつ円滑に行えるよう活動拠点の提供に努めるものとする。

(2) 設備機器の提供

電話・ファックス・携帯電話・パソコン・コピー機・事務用品・自動車・自転車等

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報を民間団体の活動組織に提供することによって、情報の共有

化を図る。なお、提供するにあたっては活動組織が必要とする情報だけでなく、住民に対する生活情報や震災関連情報も同時に提供するものとする。

●資料編 資料2-6 民間団体等一覧表

第26節 ボランティア受入計画

部署・関係機関	福祉保健対策班、各関係対策班、村社会福祉協議会
---------	-------------------------

I 基本方針

災害時の応急対策活動を実施するにあたっては多くの人員が必要となり防災担当職員だけでは十分対応しきれないことも予想される。このような場合において災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、ボランティアへの協力要請又は受入れ体制等について定めるものとする。

II 実施責任者

ボランティアの受入れは、村長が行う。

III 実施内容

1. ボランティアの募集及びニーズの把握

村長は必要に応じて報道機関へボランティア募集の協力要請を行うものとする。

その際のボランティアに関する問い合わせの対応については、村社会福祉協議会等に依頼するものとする。また、村災害対策本部の各班は、それぞれの担当分野における災害状況や被災者の要望等を調査し、ボランティアニーズについて福祉保健対策班へ報告する。その際、一般分野（避難所運営、救援物資の仕分け、清掃活動、炊き出し等）と専門分野（医療、介護、外国語通訳、情報通信等）とは区別すること。

2. ボランティア受入れ体制の整備

村は村社会福祉協議会等と連携をとり、ボランティアの活動が円滑に行われるよう受入れ体制を整備するものとする。また、受入れる際には、団体及び個人の能力に応じ適切な従事場所に配備されるよう配慮するものとし、活動拠点の提供及び物的面での支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

3. ボランティア活動内容と協力要請

ボランティアの活用に際しては、ボランティア活動の内容に即し、協力を求めるものとする。

■ ボランティアの活動内容

種 別	活 動 内 容
専門ボランティア	① 医療救護（医師、看護師、助産師等） ② 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ③ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有するもの） ④ 住宅の応急危険度判定（建築士等） ⑤ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	① 炊き出し ② 清掃 ③ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ④ 被災地外からの応援者に対する地理案内 ⑤ 軽易な事務補助

種 別	活 動 内 容
	⑥ 危険を伴わない軽易な作業 ⑦ 避難所における各種支援活動 ⑧ その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ⑨ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 ⑩ その他必要なボランティア活動

4. ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

区 分	役 割
本 部 (社会福祉協議会が設置するボランティア活動本部)	① ボランティアの活動方針の検討 ② 全体の活動状況の把握 ③ ボランティニアーズの全体的把握 ④ ボランティアコーディネーターの派遣調整 ⑤ 各組織間の調整。特に行政との連絡調整 ⑥ ボランティア活動支援金の募集、配分 ⑦ 被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援
被災地区活動	① 避難所等のボランティア活動の統括 ② 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡） ③ 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル） ④ ボランティアの紹介 ⑤ ボランティニアーズの把握とコーディネーション ⑥ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

村は、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

村は、一元化された適切な情報を民間団体やボランティアの活動組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては活動組織が必要とする情報だけでなく、住民に対する生活情報や震災関連情報も同時に提供するものとする。

(4) ボランティアの保険

村は、ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

村は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて報道するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減することに努める。

第27節 広域応援要請計画

部署・関係機関

総務対策班、消防対策班

I 基本方針

大規模もしくは広範囲にわたる災害が発生し村だけで対応できない場合において、隣接市村及び県並びに指定地方行政機関の職員等の応援により、災害応急活動及び応急復旧活動の万全を図るために派遣要請方法等について定めるものとする。

II 実施責任者

応援協力の派遣要請は、村長が行うものとする。

III 実施内容

1. 村における応援要請

(1) 職員の派遣、あっせん

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、指定行政機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、村長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条、16条)

国	県
ア 派遣を要請する理由	ア 派遣のあっせんを求める理由
イ 派遣を要請する職員の職種別人員数	イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ 派遣を必要とする期間	ウ 派遣を必要とする期間
エ 派遣される職員の勤務条件	エ 派遣される職員の勤務条件
オ その他職員の派遣について必要な事項	オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(2) 他の市町村への応援の要求

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(3) 県への応援の要求

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

2. 防災関係機関における応援要請

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、

被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、村は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

●資料編 資料2-3 災害時の情報交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局）

資料2-4 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等47機関）

資料2-5 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株）

資料2-6 民間団体等一覧表

3. 広域応援要請

(1) 災害相互応援協定の締結

村は、県外における姉妹都市等と積極的に災害時相互応援協定の締結を推進していくものとする。

(2) 九州・山口9県災害時相互応援協定及び全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく要請

村長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときに、知事が応援協定の関係県に直接または幹事県を通して応援要請を求める。

●資料編 資料2-1 九州・山口9県災害時相互応援協定

4. 応援受入れ体制

村長は、村以外への応援を要請する場合には、関係機関と連絡調整を図り、その受入れ体制を準備するものとする。

第28節 自衛隊災害派遣要請計画

部署・関係機関	総務対策班、各関係対策班、自衛隊
---------	------------------

I 基本方針

大規模な災害の発生により村長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき災害に際して人命又は財産保護のため、自衛隊の派遣要請に関する事項を定めるものとする。

II 実施責任者

自衛隊に災害派遣を申請できる者は、知事や第十一管区海上保安本部長及び那覇空港事務所長となっているが、村長は知事に派遣要請を依頼できる。

要請者	災害内容
知事	主として陸上災害
第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
那覇空港事務所長	主として航空機遭難

III 実施内容

1. 災害派遣を要請する場合の基準

- ① 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合。
- ② 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

2. 県への派遣要請の依頼等

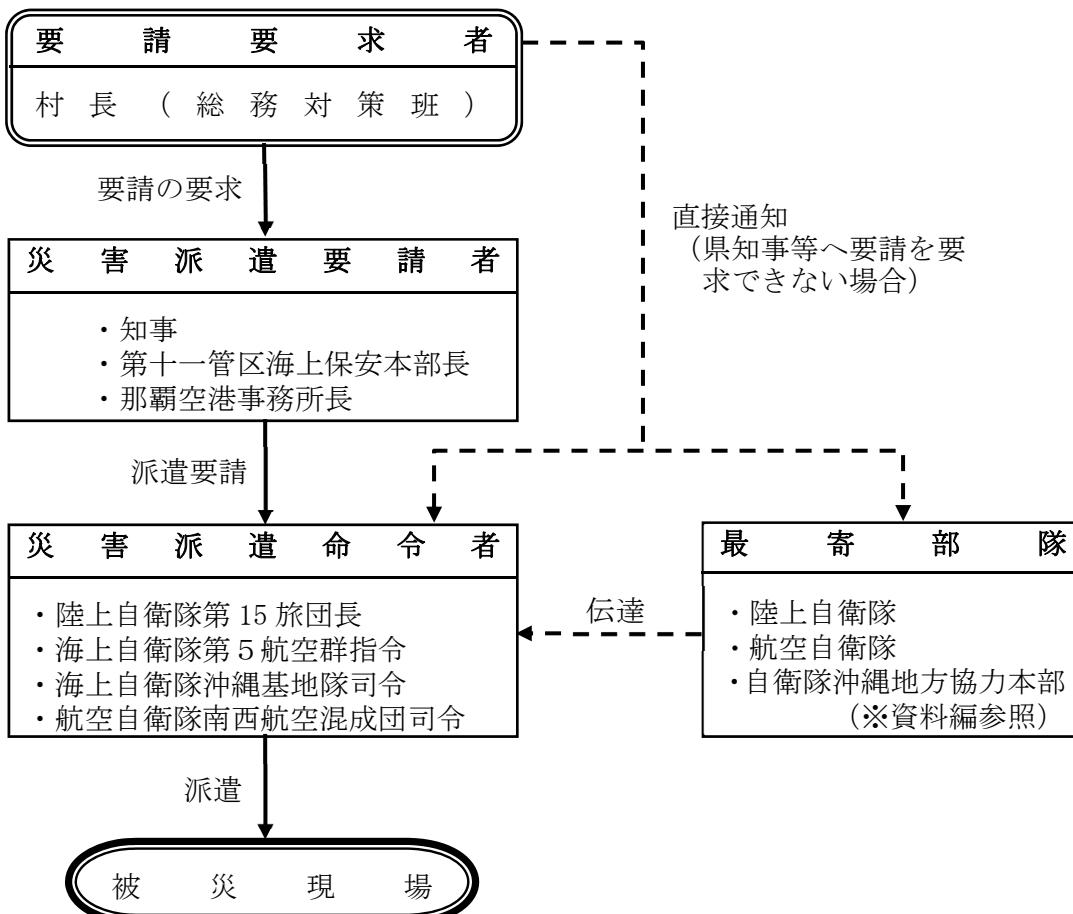
実施事項	実施内容
要請依頼の要望	各班長は、所管の対策業務について要請基準により自衛隊派遣の必要を認めたときは、要請依頼の要望を行う。
県への派遣要請依頼	村長は基本法第68条の2に基づき災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で県に自衛隊派遣要請を依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。 (資料編参照)
防衛大臣等への通知	村長は県への要請依頼ができない場合、その旨及び災害の状況を国（防衛大臣）またはその指定する者に通知することができる。なお、村長は通知を行った場合には速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 通知を受けた防衛大臣またはその指定する者は、その事態が特に緊急を要し要請を待つとまがないと認められるときは、人命または財産保護のため、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

●資料編 資料7-6 災害派遣要請要求様式（自衛隊）

■ 自衛隊の連絡場所

	あて先	所在地	実務担当 (昼間)		実務担当 (夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線276 ～279	団本部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線308
海上自衛隊	第5航空群司令 沖縄基地隊司令	那覇市当間252 うるま市勝連平敷屋1920	作戦幕僚 基地隊本部警備科	857-1191 内線5213 978-2342 978-3453 978-3454 内線230	群司令部当直 隊本部当直	857-1191 内線5222 978-2342 978-3453 978-3454 内線244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間301	司令部運用課	857-1191 内線2236	S O C 当直幕僚	857-1191 内線2204 2304

■ 自衛隊の災害派遣要請系統図



3. 要請の内容

要請は、派遣命令者に対し次の事項を明確にして文書をもって要請する。ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまがないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のために必要とする諸器材、駐車場等の有無等）

4. 村が準備すべき事項

村は、災害時における自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするよう自衛隊派遣に際して次の事項に留意するとともに協力する。

(1) 事前措置

- ① 災害地における作業等に関しては、県及び村と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- ② 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設、または野営施設を提供するものとする。
- ④ 災害救助または応急復旧作業に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村で準備するものとする。
- ⑤ 村及び県（特に離島市町村）は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

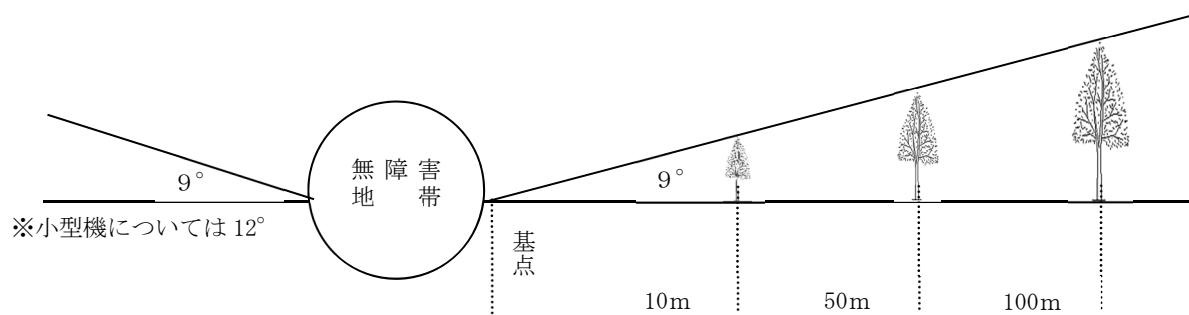
(2) ヘリポートの準備

村は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとし、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を検討に報告する。

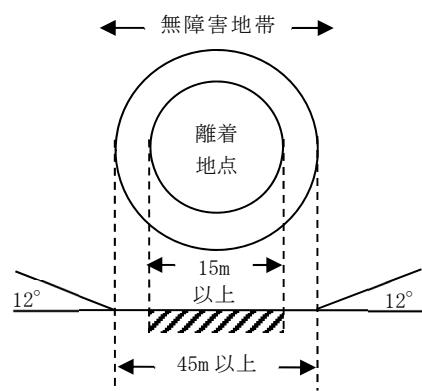
■ヘリポート設置一覧表

ヘリポート予定地	所在地	管理者	連絡先
有銘小学校グラウンド	字有銘 839-1	東村教育委員会	0980-43-2130
ふれあいひるぎ公園広場	字慶佐次 54-1	NPO 法人東村観光推進協議会	0980-51-2433
村営グラウンド	字平良 550-2	東村教育委員会	0980-43-2130
東幼小中学校グラウンド	字川田 746	//	//
宮城区グラウンド	字宮城 184-1	宮城区長	0980-43-2161
高江小学校グラウンド	字高江 83-8	東村教育委員会	0980-43-2130
福地ダムヘリポート (多目的広場)	字川田 1105-108	北部ダム統合管理事務所	0980-52-0531
大保ダムヘリポート (多目的広場)	大宜味村田港 1357-18	北部ダム統合管理事務所	0980-52-0531

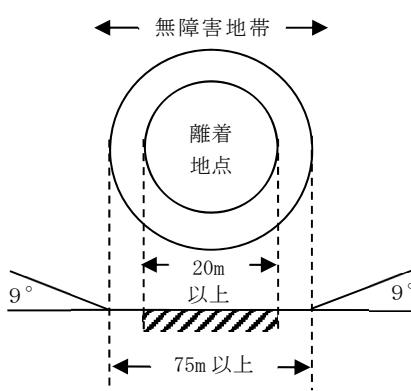
① ヘリポートの設置基準



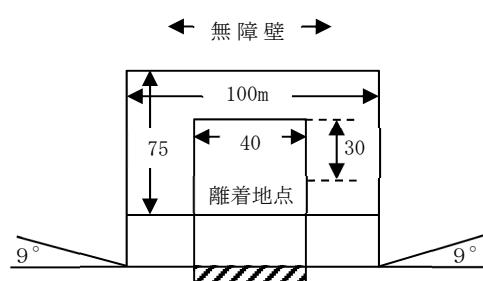
小型機（OH-6）の場合

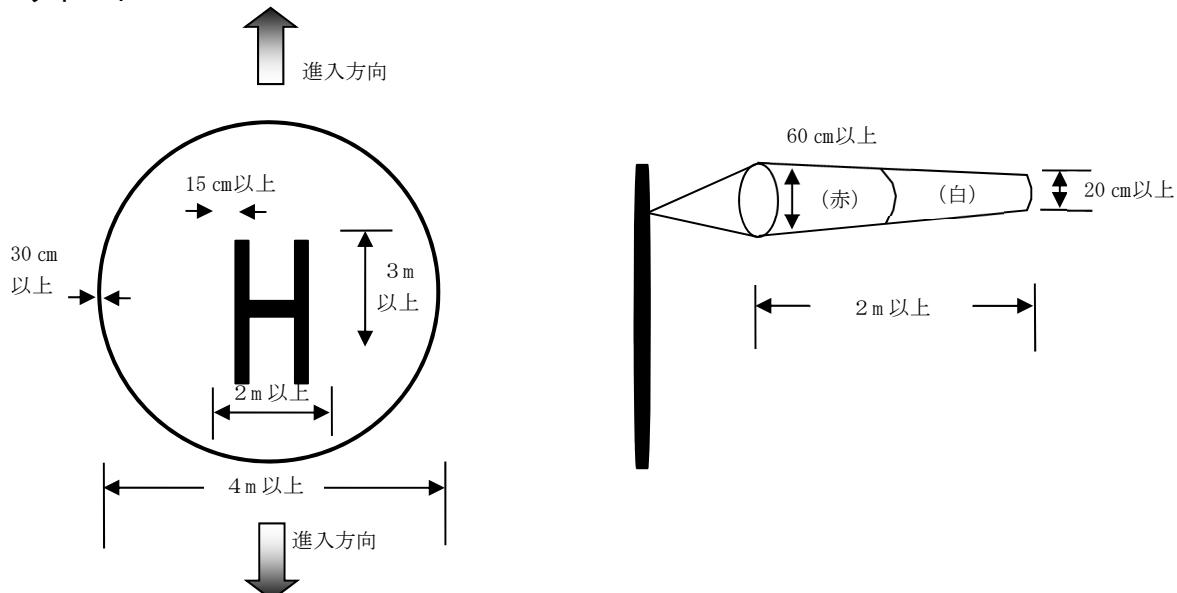


中型機（HU-1）の場合



大型機（V-107、CH-47）の場合



ヘリポート

※ 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

② 受入れの時の準備

- ・離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ・ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ・砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ・ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ・物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ・離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

(3) 派遣部隊到着後の措置

- ① 派遣部隊の集結地への誘導
- ② 作業計画等の協議調整及び必要措置
- ③ 村と派遣部隊が準備・使用する器材等の協議
- ④ 派遣部隊の撤収（時期等）に関する協議
- ⑤ その他必要と認められる措置

5. 連絡員の派遣

災害発生による自衛隊派遣の際、村に連絡幹部を派遣させ、県及び部隊との連絡調整にあたらせるものとする。

6. 派遣部隊の活動内容

- ① 被災状況の把握（偵察行動）
- ② 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- ③ 避難者等の捜索、救助
- ④ 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み等）
- ⑤ 消防活動（消火）
- ⑥ 道路または水路の啓開（障害物除去等の啓開、除去）

- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員・物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援物資の緊急輸送等）
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 物資の無償賞与又は譲与【総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による】
- ⑪ 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- ⑫ その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

7. 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、県の派遣要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。この場合、指定部隊等の長はできるだけ早急に県に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

《要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
次の基準により、救援の措置が必要であると認められたときとする。
 - ア) 通信の途絶等により部隊が県と連絡が不能である場合、村長または警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第68条の2第2項の規定による村長からの通知を含む。）を受けたとき。
 - イ) 通信の途絶等により部隊が県と連絡が不能である場合、部隊等による情報、その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置が必要であると認められるとき。
- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他、上記①～③に準じ、特に緊急を要し県等からの要請を待ついとまないと認められること。

8. 派遣部隊の撤収

（1）要請権者

派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と充分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

（2）派遣命令者

知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防期間等と周密に調整するとともに、の旨を知事に通知するものとする。

●資料編 資料7-7 災害派遣撤収要請要求様式（自衛隊）

9. 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に揚げるものは県及び村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定する。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設等に設置した電話に施設費及び当該電話にかかる通話料金
- ② 関係公共機関等の宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- ③ 岸壁使用料
- ④ その他①～③に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行う。

第29節 労務供給計画

部署・関係機関	総務対策班
---------	-------

I 基本方針

災害応急対策実施のため、各実務機関における職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、必要な労務の確保に関することを定める。

II 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、各班の要請により総務対策班が行うものとする。ただし総務対策班において必要な労務者の確保が困難な場合は、村長より公共職業安定所に支援を要請する。

III 実施内容

1. 労務者の供給の方法

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

2. 救助法による賃金職員等の雇上げ

村が実施する救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、次によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

① 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

② 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならぬ患者があり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

③ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

④ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

⑤ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

- (ア) 被服、寝具、その他の生活必需品
- (イ) 学用品
- (ウ) 炊出し用の食料品、調味料、燃料
- (エ) 医薬品、衛生材料
- ⑥ 死体搜索賃金職員等

死体の搜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

- ⑦ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

（2）賃金職員等雇上げの特例

- ① 上記のほか、埋葬、炊出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。
 - (ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
 - (イ) 賃金職員等の所要人員
 - (ウ) 雇上げを要する期間
 - (エ) 賃金職員等雇上げの理由
- ② 村は県へ要請を依頼し、その必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

（3）雇上げの費用及び期間

- ① 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

- ② 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

3. 従事命令、協力命令

（1）従事命令、協力命令の要領

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

- ① 人的公用負担

災害応急対策を実施するために人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって従事命令、協力命令を発する。

■ 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	村長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官(村長の職権を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官(警察官がその場にいない場合)
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 村長(委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

※ 知事(知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む)の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

■ 命令対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

県又は村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。(基本法第82条第1項)

(3) 実費の弁償

県は従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第35条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。(基本法第82条第2項)

また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第11

条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。(救助法第24条第5項)

(4) 傷害等に対する補償

村は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、当該村は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

第30節 公共土木施設応急対策計画

部署・関係機関	建設環境対策班、農林水産対策班
---------	-----------------

I 基本方針

災害時における村内の公共施設のほか、道路及び河川、漁港等の公共土木施設の応急対策について定めるものとする。

II 実施責任者

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、村、県及び県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が調整のうえ行うものとする。

III 実施内容

1. 施設の防護

(1) 道路施設

① 国道（指定区間外）及び県道

管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。

(イ) 所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

(ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、本章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

② 村道

村道の管理者である村における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を北部土木事務所長に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所

- ・被害の内容及び程度

- ・迂回道路の有無

(イ) 村は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに村長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

(2) 漁港施設

村長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに以下の事項を北部農林水産振興センター長等に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所

- ・被害内容及び程度

- ・泊地内での沈没船舶の有無

2. 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力を上げて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通の確保を図るものとする。

(2) 漁港施設

漁港管理者は、災害が発生した場合は全力を挙げて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護するものとする。

3. 応急工事

(1) 応急工事体制

① 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

(ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

② 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

① 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・排土作業又は盛土作業
- ・仮舗装作業
- ・障害物の除去
- ・仮道、さん道、仮橋等の設備
- ・路面及び橋梁段差の修正

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

② 漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、
応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する
ものとする。

第31節 ライフライン等施設応急対策計画

部署・関係機関	建設環境対策班、消防対策班、関係対策班 沖縄電力(株)名護支店、NTT 西日本沖縄支店、各事業所
---------	---

I 基本方針

ライフライン（電気、通信、ガス、簡易・下水道）の災害応急対策について迅速、適切な対応を行うためのものである。

II 実施内容

1. 電力施設災害応急対策計画

(1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力(株)が定める防災業務計画により実施するものとする。なお、同計画は電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

(2) 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理にあたっては、村本部と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害本部と協議して措置するものとする。

機関の名称	所在地	電話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港五丁目2番1号	098-877-2341
沖縄電力株式会社名護支店	名護市字名護4604番地2	0980-59-2029

2. ガス施設災害応急対策

(1) 実施方針

ガス施設に関する災害応急対策は、東村管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施する。なお、同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害その他の非常時にとるべき措置等について定める。

(2) 関係機関の協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業体は、警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡の上、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて村本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏洩事故における対策には、以下の事項に重点をおいて処置するものとする。

- ① 警察、消防機関等への通報
- ② ガス漏れ応急処置
- ③ 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- ④ 地域住民の避難、救出

(3) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPGガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(4) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大

防止に努める。また、整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

3. 簡易水道施設災害応急対策

水は日常生活及び産業活動を行う上で欠くことのできないものであり、水道施設や設備が災害により被害を受けた場合において、水の供給は緊急を要するものである。そのため、被災時においても飲料水等を円滑に供給できるよう緊急措置並びに応急工事等について定めるものとする。

水道施設の応急復旧等の必要な対策は村長が行ない、担当は建設環境対策班とする。

(1) 災害時における応急対策

- ① 災害の発生に際しては取水及び導水並びに浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能範囲をできるだけ少なくする。
- ② 取水及び導水並びに浄水施設が破損し給水不能または給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水を行うとともに、施設の速やかな復旧を図る。
- ③ 施設が被災したときは、破損か所からの有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう地域住民に周知するものとする。
- ④ 水道施設の応急復旧にあたっては、配水調整等によって断水区域をできる限り少なくするとともに、復旧の優先順位を設けるなど効率的に作業を進めるものとする。また、被災者に対しては本章第13節「給水計画」に基づき速やかに緊急給水を実施する。

(2) 支援の要請及び受け入れ体制の確立

大規模災害の発生によって応急対策の実施に応援を必要とする場合には、県(薬務衛生班、企業局)に対して広域的な支援の要請を依頼するものとする。また、その際に外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面等の配付や連絡手段の確保等を行うものとする。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努めるものとする。

4. 下水道施設災害応急対策

下水道施設(集落排水処理施設)に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

5. 電気通信施設被害応急対策計画

(1) NTT西日本沖縄支店内における応急対策

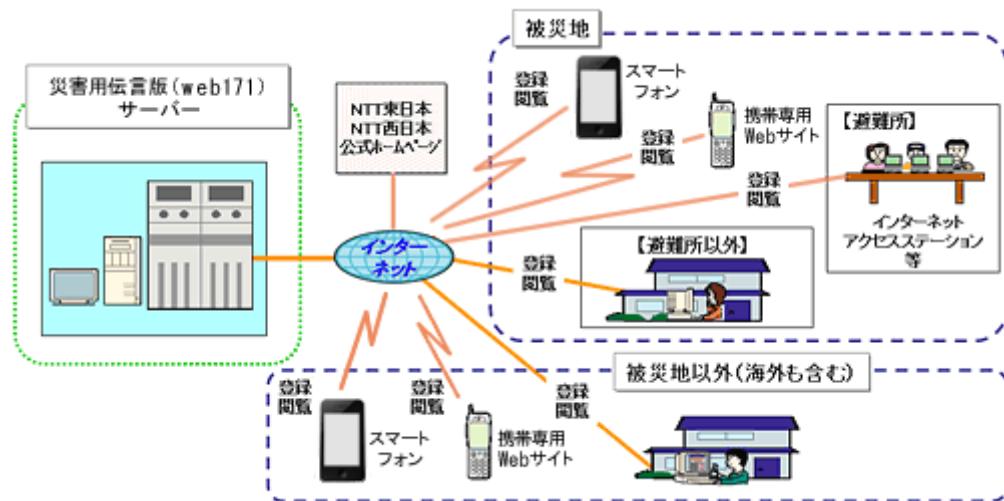
災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生し、または発生のおそれがあると認めたときはNTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施するものとする。なお、電気通信施設の復旧処理に当たっては、必要に応じ村災害対策本部と協議し、実施するものとする。

機関の名称	所在地	電話
NTT西日本沖縄支店	浦添市城間4-35-1	098-870-4163

(2) 災害用伝言板(web171)(NTT西日本)

NTT西日本は、被災地域への通信の疎通確保対策として、電話(音声)による「災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)」及び伝言情報(テキスト)の登録・閲覧を可能とする「災害用伝言板

(web171)」を運用する。本サービスは、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録が可能なサービスで、登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国（海外も含む）から閲覧、追加伝言登録が可能となる。



項目	内 容
提供開始	震度6弱以上の地震発生時 震度5強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌するNTT西日本またはNTT東日本が提供の判断を行う。
利用環境	OS : Microsoft Windows・macOS・Android OS・iOS web ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 7.0～11.0・Mozilla Firefox・Google Chrome・Safari
伝言登録数	伝言板（伝言メッセージボックス）あたり20件
伝言板（伝言メッセージボックス）数	利用者情報なしの場合：1件 利用者情報ありの場合：最大20件 ※利用者情報については、事前に登録する必要性がある。
伝言の保存期間	最大6カ月 ※伝言登録数や保存期間等は、災害の状況により異なる。
伝言の消去	最大伝言登録数を超える場合は、古いものから削除 伝言保存期間（最大6カ月）を経過した時点および運用終了時には、全ての伝言は削除
利用料金	伝言登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料 インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要
伝言のセキュリティ	伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定することが可能

(3) 災害用伝言板（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。災害用伝言板とは、災害時に被災者の安否確認等による携帯電話のふくそうを避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。（利用料金は無料）

※スマートフォンからの安否情報の登録にはspモード契約またはahamo契約が必要。また、Wi-Fiからの安否情報の登録には災害用キットの災害用伝言板（簡易版）が必要。

ドコモ以外の携帯電話を使用している場合や家庭のパソコンからも被災地からの登録情報が確認できる。

項目	内容
運用条件	震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	全国のFOMA・Xi・5Gサービスエリア Wi-Fi(インターネット)経由のアクセスが可能なエリア
メッセージ登録可能件数	1携帯電話番号当たり10件
メッセージ登録内容	・状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択) 日本語版:「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語版:「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント(全角100(半角200)文字以内)
メッセージ確認可能エリア	全国のFOMA・Xi・5Gサービスエリア Wi-Fi(インターネット)経由のアクセスが可能なエリア
メッセージ登録方法	① i Menuのトップに表示される「災害用安否確認」を選択 ② 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択 ③ 現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。 ④ 「登録」を押す。
メッセージ確認方法	① i Menuのトップに表示される「災害用安否確認」を選択 ② 「災害用伝言板」の中の「安否の登録」を選択 ③ 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。 ④ メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。

(4) 「災害用伝言板」サービス(KDDI)

KDDI・沖縄セルラーでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。(利用料金は無料)

機能	内容	
伝言板	安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)	
伝言板	登録方法	Ezweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録
	被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅にいます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)
	コメント入力	100文字まで
	保存期間	1つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで。 10件を超えるメッセージは古いものから順次上書きされます。
	登録可能件数	10件／1電話番号
安否情報登録利用地域	被災地域を担当している営業エリア及びその周辺 (登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。) ※スマートフォンからは、全国より安否情報を登録いただけます。	
安否お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能	
	設定宛先件数	5件
	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス

機能	内容
安否情報確認	安否情報を登録した携帯電話の電話番号
	メール内容 安否情報が登録された旨をお知らせする内容
	伝言板へアクセスするためのリンク
地域制限なく、すべての携帯電話・PHS番号で検索可能 スマートフォン／iPhoneをご利用の方は、+メッセージ公式アカウント au 災害対策からご利用いただけます。 au 災害対策アプリがインストール済みのスマートフォンはアプリからご利用可能です。 WEB ブラウザからのアクセス (Ezweb の登録が必要) au 以外の災害用伝言板に安否情報が登録されている場合は、登録されている各社災害用伝言板へのリンクを表示します。	

●資料編 資料 7-8 災害用伝言板

第32節 農林水産物応急対策計画

部署・関係機関	農林水産対策班、消防対策班
---------	---------------

I 基本方針

災害による農林水産施設や農産物及び家畜並びに林産物や水産物等に対してとるべき応急対策について定めるものとする。

II 実施責任者

農林水産物の応急対策は村長が行う。なお、実施にあたっては県や農業協同組合及び漁業協同組合等と連携により万全を期するものとする。

III 実施内容

1. 農林水産施設応急対策

(1) 農地及び農業施設に対する応急措置

① 農地

村及び土地改良区は河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事等により湛水排除を図るものとする。なお、ポンプ排水又は堤防切開を行うにあたっては、河川管理者や海岸管理者と事前協議を行うものとする。

② 排水機

村及び土地改良区は排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。なお、被災により機能を失ったときは応急排水ポンプ(移動用ポンプ)により湛水の排除に努めるものとする。

③ 用排水路

村及び土地改良区は取水樋門や立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるものとする。

④ 頭首工

村及び土地改良区は頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は応急工事を行うものとする。

⑤ 農業用ダム・ため池

村及び土地改良区は農業用ダム・ため池が増水し漏水や溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を解放し、下流への影響を考慮のうえ水位の低下に努める。なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては水防管理団体と相互に密接な連携をとりながら行うものとする。

また、東村で震度5弱以上を観測した場合には、「地震後の緊急点検マニュアル(ダム・ため池編)」(沖縄県農林水産部)に定める対象ダム・ため池について同マニュアルに基づき点検等を行うものとする。

(2) 漁船漁具並びに漁港設備に対する応急対策

台風や高潮等の災害が予想されるときは、漁船漁具の安全な場所への移動及び給油施設やその他漁港内設備の被害防止に努めるものとする。

2. 農林水産物応急対策

(1) 農産物

① 種苗対策

村は災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告するものとする。

② 病害虫防除対策

ア. 緊急防除対策

村は災害による病害虫の異常発生が予想される場合は、農作物の被害の軽減を図るため県及び農業協同組合等と一体となって対策を検討したうえで、被災農家に対し具体的な防除の実施について指示指導するものとする。なお、特に必要と認めたときは緊急防除指導班（農林水産対策班を中心とする）を編成し指導の徹底を図るものとする。

イ. 農薬の確保

村は災害により緊急に農薬が必要となる場合は、農業協同組合に対し手持農薬の緊急供給を依頼し必要な農薬の確保を図るものとする。

(2) 家畜

① 家畜の管理

村は浸水や崖崩れ等の災害が予想される区域内の飼育者に対して、家畜の安全な場所への避難について指導するものとする。この場合の避難方法や避難場所の選定が必要と認められるときは、あらかじめ飼育者及び関係機関等と協力し計画しておくものとする。

② 家畜の疾病対策

村は各種家畜感染症の発生のおそれがある場合は、県（家畜保健衛生所）や獣医師会の協力を得て畜舎等の消毒を行い、必要があると認められるときは緊急予防注射を実施するものとする。また家畜感染症が発生した場合は、家畜等の移動を制限するなど必要な措置について指導を行うものとする。

③ 飼料の確保

村は災害により農業協同組合において飼料の供給が困難な場合は、県に対して政府保有飼料または流通粗飼料（沖縄県経済農業協同組合連合会保有）等の必要数量の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

(3) 林産物

① 災害対策技術指導

村は県や森林組合等の協力を得て林業経営者及び森林所有者に対して、被災苗木や林木に対する措置等林産物の災害対策について技術指導を行うものとする。

② 森林病害虫等の防除指導

村は森林病害虫等を防除するため県や森林組合等の協力を得て林業経営者及び森林所有者に対して、その防除活動につき技術指導を行うものとする。

(4) 水産物

① 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

村は災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給や補給の必要が生じた場合は、県（水産班）に対し生産を確保するため必要な措置の斡旋を要請するものとする。

② 魚病等の防除指導

村は災害により水産養殖物に魚病発生または発生蔓延のおそれがある場合は、県（水産班）に対して必要な防除対策についての指導を要請するものとする。

3. 啓蒙活動及び連絡協力体制の確立

村は台風等の災害により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、被害の防除または被害の拡大防止のため必要な事前対策を防災行政無線及び広報車等を用いて周知徹底を図るものとする。なお、事前対策を迅速かつ適確に行うため、県並びに農業協同組合や漁業協同組合など関係機関とあらかじめ必要な措置について協議し定めておくものとする。

第33節 水防計画

部署・関係機関	建設環境対策班、消防対策班
---------	---------------

I 基本方針

本村には有銘川、慶佐次川、福地川、新川川など中小14の河川が流れるとともに、多くの集落は河川下流域の海岸部に立地している。このため集中豪雨等による河川の氾濫並びに高潮や津波等の水害が予想される。こうした中で水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき、河川や海岸域における洪水・高潮・津波等から村民の生命や身体並びに財産を守るとともに、水害による被害を軽減するために必要な事項について定めるものとする。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努めるものとする。

II 実施責任者

管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておくものとする。水防計画は、水防管理者である村長が行うものとする。

III 実施内容

1. 水害危険区域の把握

村内を流れる河川の下流域や集落が多く立地する海岸域における地形状況並びに過去の水害発生状況等により水害危険区域を把握し、迅速な応急対策に備えるものとする。

2. 水防本部の組織化

(1) 水防本部の設置

沖縄気象台より洪水・豪雨・津波・高潮の発生のおそれのある気象予警報を受けたとき、又は水防本部長が必要と認めたときからその危険が解消するまで東村水防本部を建設環境課内に設置するものとする。

ただし、東村災害対策本部が設置されると水防組織は解消し、災害対策本部の組織に統合されるものとする。

(2) 水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長・副本部長・本部員及びその他本部長が必要と認める者をもつて構成し、本部長がこれを招集する。

(3) 組織及び所掌事務

本部長は村長、副本部長は副村長をもってあてるものとする。なお、水防本部の各班は東村災害対策本部の所掌事務に準ずるものとするが、特に建設環境対策班及び協力班は次のとおりとする。

① 建設環境対策班（建設環境課）

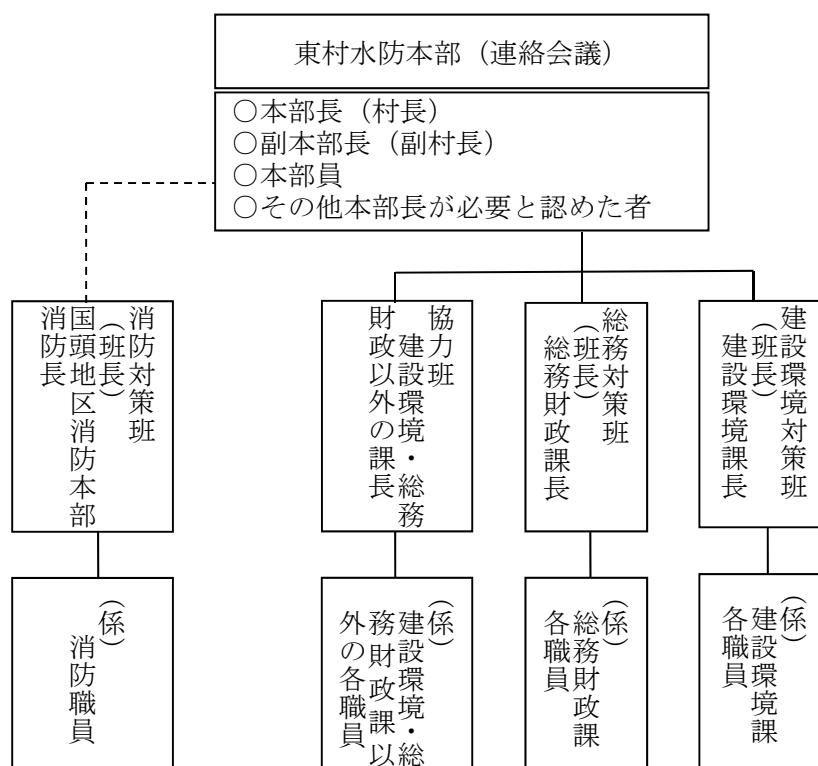
ア) 連絡会議に関すること

イ) 水害に関する気象予警報の受理伝達に関すること

ウ) 災害情報の受理伝達に関すること

- エ) 水防本部の連絡調整に関すること
オ) 必要と認める際の総務財政課長への報告に関すること
- ② 協力班（建設環境課、総務財政課以外の各課）
協力班に協力を依頼するときは、下記の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、急を要するときはその他の方法でも差し支えないものとし、依頼を受けた班は速やかに実施するものとする。
- [明記事項]
ア) 協力を必要とする理由
イ) 協力内容
ウ) その他必要事項

■ 東村水防本部組織図



(4) 非常配備態勢の確立

① 非常配備

平常勤務から水防非常配備態勢への切り換えを迅速かつ確実に行うため、下記の要領により配備するものとする。

配備態勢	配 備 要 領
第一配備態勢	気象予警報等により警戒を必要とする場合に、情報連絡に必要な人員を配備する。
第二配備態勢	水害の発生が予想されるに至った場合に、所属人員の約半数を配備する。
第三配備態勢	情報を総合的に判断して第二配備態勢で処理困難な状態の場合は、完全水防態勢のために所属人員全員を配備につかせるものとする。

② 非常登庁

水防本部員は常に気象予警報等に注意し、非常配備態勢の発令が予想されると思われるときは進んで所属長と連絡を取り又は自らの判断により登庁するものとする。

3. 水防活動体制の確立

(1) 予報（注意報や警報）等の伝達

村長は、知事から村域を対象とした水害に関する気象予警報を受けたとき又は自ら知ったとき、あるいは自ら水害に関する警報を発令したときは本章第2節「気象警報等の伝達計画」並びに第5節「災害広報計画」に基づき、村民及び関係機関等に伝達するものとする。

(2) 水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部又は北部土木事務所から注意報や警報の通知を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、直ちに水防団及び国頭地区消防本部を水防活動態勢に入らせるとともに、管内の状況を県水防本部又は北部土木事務所に報告するものとする。

態勢	気象状況等	水防管理者の措置
出動準備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位の上昇により危険が予想され、かつ出動の必要があると予想されるとき ・気象状況から高潮又は津波の危険が予知されるとき 	水防管理者は、水防団又は消防機関に対して出動準備をさせるものとする。
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位が上昇し非常事態が予想されるとき ・堤防等に異常を発見したとき ・気象状況により高潮又は津波の危険が予知され、非常事態が予想されるとき 	水防管理者は、水防団又は消防機関に対してあらかじめ定められた計画に基づき警戒配置につかせるとともに、その旨を所轄土木事務所長に報告するものとする。

(3) 監視及び警戒

① 常時監視

水防管理者は建設環境対策班に巡回員を設け、隨時区域内の河川又は海岸堤防等の巡回を行うものとする。水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川及び海岸堤防等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

②非常警戒

水防管理者は出動命令を行ったときから水防区域のうち特に以前に被災した箇所等を中心に警戒を厳重にし、異常を発見した場合は直ちに水防作業を実施するとともに所轄土木事務所長等に報告するものとする。

③ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合において水防団又は消防関係機関に属する者は、警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りの禁止や制限あるいはその区域からの退去を命じることができる。また、その区域内の居住者もしくは水防現場にある者に対して水防活動に従事させることができる。

(4) 水防施設及び水防器具

- ① 水防管理団体は管内における水防を十分に果たす責任を有し、水防活動が円滑に運用されるよう必要に応じて水防倉庫又は水防資材の備蓄場等を設置し、必要な水防機材等を準備しておくものとする。
- ② 備蓄水防資機材の不足が生じかつ水防上緊急な場合においては、所轄土木事務所に調達の要請を行うものとする。

4. 水防作業及び避難

(1) 水防作業の実施

堤防等が決壊し又はこれに準ずる非常事態が発生した場合は、水防管理者や国頭地区行政事務組合消防本部の長は直ちにその旨を北部土木事務所長等及び氾濫のおそれのある方向の隣接する地域の水防管理者並びにその他の水防関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 水防応援体制の確立

水防のため緊急の必要があるときに水防管理者は、その他の水防管理者又は国頭地区行政事務組合消防本部の長に対して応援を求めることができる。また、応援を求められた者はできる限りその求めに応じるものとし応援のため派遣された者は応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

(3) 避難のための立ち退き（水防法第22条）

- ① 洪水・高潮・津波等により著しく危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は水防法の規定に基づき必要と認める区域の居住者に対して、本章第7節「避難計画」に基づき避難のための準備又は立ち退きを指示するものとする。また、避難先や避難経路等については名護警察署長等とあらかじめ協議して設定するとともに、住民への周知などの必要な措置を講じておくものとする。

なお、立ち退きを指示したときは速やかに県水防本部にその旨を報告するものとする。

- ② 避難活動は原則として各自で行うものとするが、必要に応じて関係車両及び船艇等を利用するものとする。

5. 災害通過後の措置

(1) 水防活動体制の解除

水防管理者は河川や海岸の水位が低下し、警戒の必要がなくなったとき又は高潮及び津波のおそれがなくなったときは管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに土木事務所長等にその旨を報告するものとする。

(2) 災害通過後に予想される対策

災害が通過した際の応急対策として、被害情報の収集及び負傷者等が発生した場合の医療救護並びに障害物の除去や清掃等が予想される。これらは、それぞれ次の方法で行うものとする。

- ① 被害状況の収集及び報---本章第4節「被害状況等の収集・伝達計画」による。

《概略内容》

ア. 災害情報の把握

- a 人的・物的被害の有無
- b 避難者数や避難所の場所等
- c 道路の被害状況など

イ. 災害報告等

- ② 医療救護の実施---章第16節「医療救護計画」による。

《概略内容》

ア. 救護班の編成

イ. 救護所の設置

ウ. 医療救護活動の実施（重症者と軽症者の選別など）

- ③ 障害物の除去及び清掃---本章第17節「感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」及び第19節「障害物の除去・災害廃棄物処理計画」による。

《概略内容》

ア. 村有機器材による障害物除去

イ. 最終処分地等の確保

ウ. 村有車両によるごみの収集処理

- ④ その他

また、その他の応急対策が必要となる際は本章 災害応急対策計画において、当該措置について定められている計画に基づき実施するものとする。

6. その他必要な事項

(1) 災害補償（水防法第34条）

水防法第17条により地域住民の中で水防に従事した者が、水防に従事したことにより死亡及び負傷もしくは病気にかかった場合、又は水防に従事したことによる負傷もしくは病気が原因により死亡並びに障害の状態になった場合において、水防管理団体は政令で定める基準に従い組合規約に定めるところにより、その者又はその遺族がこれらの原因によって受けける損害を補償するものとする。

(2) 費用負担と公用負担（水防法第32条）

- ① 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、その水防管理団体等に対する応援のために要する費用額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定めるものとする。

- ② 公用負担

公用負担権限（水防法第21条）により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は次の権限を行使することができる。

ア. 必要な土地の一時使用

- イ. 土石や竹木及びその他の資材の使用並びに収用
- ウ. 車両及びその他の運搬具または器具の使用
- エ. 排水用機器の使用
- オ. 工作物並びにその他の障害物の処分

(3) 水防知識の普及

水防知識の普及は県及び水防管理団体において次の方法により行うほか、適宜関係機関の協力を得て行うものとする。

① 水防月間の活用

5月の水防月間を通して、各機関の協力をもとに村民に水防の重要性と水防思想の普及を図るとともに、水防に対する村民の理解と協力を深めるものとする。

② 各種広報活動による普及

- ア. ラジオやテレビ等の放送による普及
- イ. 新聞や広報紙及びその他の刊行物による普及
- ウ. その他の方法による普及

第34節 福地ダム・新川ダムに関する異常気象時の応急対策計画

部署・関係機関

総務対策班、建設環境対策班、消防対策班

I 基本方針

本村は沖縄本島の水がめと言われ、福地ダムと新川ダムが建設されている。そのうち福地ダムは5,500万m³の総貯水用と32.0km²の広大な集水面積を擁しており、新川ダム・安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダムの4つのダムと調整水路で連結され、都市用水を供給している。

福地ダムと新川ダムはともに洪水調整機能を持った多目的ダムで、通常は下流域の洪水を防止する機能を備えている。しかし集中豪雨等により、計画規模を越える流入量があった場合、福地川及び新川川では下流河川の流量が増大して下流河川の流下能力を超え、氾濫することも予想されることから、住民の安全を確保するために必要となる情報連絡系統の確立や避難方法等について定めるものとする。



II 実施責任者

福地ダム・新川ダムに関する異常気象時の応急対策は、村長が実施するものとする。なお、実施にあたっては福地ダム管理支所及び国頭地区行政事務組合消防本部などの関係機関と連携協力により行うものとする。

III 実施内容

1. 洪水危険区域の把握

集中豪雨等により、ダムに計画規模を越える流入量があった場合、河川が氾濫して水害の恐れがある福地川及び新川川の下流域について、洪水危険区域として把握しておくものとする。

なお、地域住民に対しては、平常時より河川の氾濫に対する防災意識の高揚に努めるものとする。

2. 災害対策本部の設置

沖縄気象台からの大雨洪水警報の発表及び福地ダム管理支所からのダム操作規則・細則に基づく通知を受け、洪水による水害が予想される時は、災害対策本部を本章第1節「組織計画」に定めるところにより設置するものとする。

3. 警報等連絡系統の確立

大雨洪水警報等の気象予警報又は災害が予想される場合の警戒体制の発令など、災害応急対策において重要な情報連絡が敏速かつ適確に行われるよう、連絡体制の確立について定めておくものとする。

(1) 福地ダム管理支所の措置

ダムからの放流及び災害が予想される場合における福地ダム管理支所の主な措置は次のとおりである。

① 福地ダム管理支所からの通知（東村役場及び関係機関へ）

通知 内容	措置を行う際の要件
<通知1> 洪水警戒体制の通知	1) ダムへの流入量が洪水量に達したとき 2) 気象台から（ダム所在市町村に）降雨に関する警報が発表されたとき 3) ダム流域の累計雨量が40mmに達した後、さらに40mm/2hを超えると予想されたとき 4) 台風が接近し、6時間後の暴風警戒域が沖縄本島北部にかかるとき 5) その他必要と認めたとき
<通知2> 洪水警戒体制解除の通知	降雨に関する警報が解除され、ダムからの放流量が概ね洪水量の半分程度に減少し、気象・水象及び下流河川水位の状況等から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと判断した場合
<通知4> ダム越流による急激な河川水位上昇の通知	ダムへの流入量の急激な増加により、ダム（常用洪水吐）からの越流開始または越流量が急激に増加し、下流河川において急激な水位上昇が生じる恐れがある場合
<情報7-2> 福地ダム 異常洪水時防災操作に関する重要情報	福地ダムでの計画規模を超える異常洪水のため、防災操作に移行する約3時間前の情報提供
<通知8-2> 福地ダム 異常洪水時防災操作に関する事前通知	福地ダムでの異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に移行する60分前の通知

通知内容	措置を行う際の要件
<通知9-2> 福地ダム 異常洪水時防災操作開始の通知	福地ダムの貯水位がE L 86.2mに達し、異常洪水時防災操作(ただし書き操作)を開始したときの通知
<情報10-2> 福地ダム 異常洪水時防災操作終了の情報	福地ダムでの異常洪水時防災操作(ただし書き操作)を終了したときの情報提供
<情報7-3> 新川ダム 洪水時最高水位超過に関する重要情報	計画規模を超える異常洪水のため、洪水時最高水位(E L 162.5m)を超えると予想される約3時間前の情報提供
<通知8-3> 新川ダム 洪水時最高水位超過に関する事前通知	洪水時最高水位(E L 162.5m)を超えると予想される60分前の通知
<通知9-3> 新川ダム 洪水時最高水位超過に関する通知	洪水時最高水位(E L 162.5m)を超えたときの通知
<情報10-3> 新川ダム 洪水時最高水位超過終了の情報	洪水時最高水位(E L 162.5m)以下に低下したときの情報提供
通知：ダム管理者が法令等に基づいて行うもの 情報：ダム管理者が努力義務として行うもの	
平常時最高貯水位 非洪水時にダムによって貯留することとした流水の最高の水位 福地ダム E L 83.5m 新川ダム E L 158.0m	
※1 異常洪水時防災操作(ただし書き操作) 福地ダム地点において計画規模を超えるような異常な流入量によりダムの異常洪水時防災操作(ただし書き操作)開始水位を超える場合に、下流への放流量を定められた貯水位に応じて隨時増加させ、福地ダム本体を守るためのゲート操作 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)開始水位 E L 86.2m	
※2 洪水時最高貯水位 洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高の水位 福地ダム E L 86.5m 新川ダム E L 162.5m	

② 福地ダム管理支所による下流河川等の巡視

ダムからの放流により下流河川の急激な水位上昇が見込まれ河川利用者がいる可能性がある場合又は計画規模を超えるダムへの流入により福地ダムにおいて異常洪水時防災操作(ただし書き操作)を行う場合等に、福地ダム管理支所においては、警報及びサイレンの吹鳴を行うとともに、警報車を用いて各ダムの下流河川の巡視及び警報を行うものとする。

警報車による巡視及び警報の発令は下記による。

- ア. ダム越流による急激な河川水位上昇の通知<通知4>が出され、河川利用者がいる可能性がある場合
- イ. 福地ダム 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に関する事前通知<通知8-2>が出された時
- ウ. 新川ダム 洪水時最高水位超過に関する事前通知<通知8-3>が出された時

(2) 災害対策本部の措置 (担当 総務対策班)

災害対策本部の行う措置は次のとおりである。

通知内容	措置を行う際の要件
①災害対策本部に関する通知 (住民及び全関係機関へ)	災害対策本部の設置を行った場合
②警報や予想被害の通知 (区域住民へ)	発表された警報の周知又は浸水等の被害が予想される場合
③避難勧告 (区域住民へ)	ダムからの異常な自然越流や洪水調整のためのダムからの放流により、下流域における水位が上昇し氾濫するおそれがある場合

4. 災害発生時の対策

(1) 周辺の巡視

ダムからの放流が開始され、下流河川が氾濫する恐れがある場合には下流域の巡視を行うものとする。なお、巡視にあたっては福地ダム管理支所と連携して行うものとする。

(2) 住民の避難

ダムからの放流に伴って下流域が氾濫するおそれが生じ、区域住民の避難が必要となった場合は、本章第7節「避難計画」に定めるところにより行うものとする。

《概略内容》

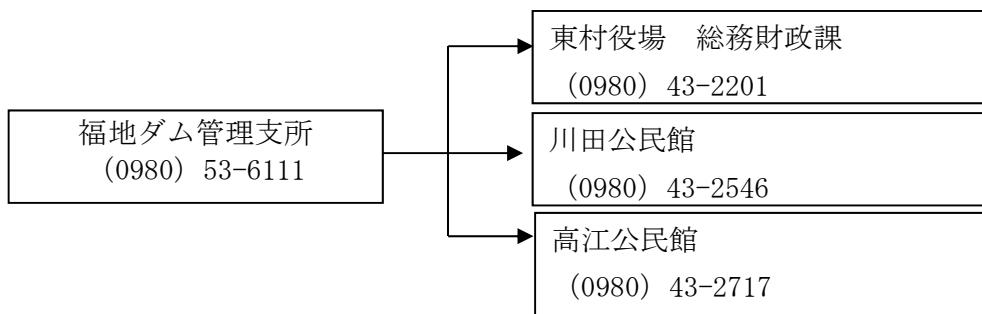
- ① 避難の勧告や指示及び警戒区域の設定
- ② 避難情報の伝達
 - ア. 伝達事項（避難先や避難経路等）
 - イ. 伝達方法（防災行政無線や広報車等）
- ③ 適切な避難場所の選定
- ④ 避難の誘導

(3) 地震発生後のダム点検

一定規模以上の地震が発生した場合に福地ダム管理支所においては、『北部ダム統合管理事務所災害対策支部等設置要領』に記載されている「地震発生後のダム臨時点検要領」に基づき、次のとおり点検が実施されることとなっている。

適用範囲（対象となる地震規模）	臨時点検の種類
1. ダムの基礎基盤、あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上の地震。	[一次点検] 一次点検は地震発生直後に実施し、目視による外観点検を主とするものとする。北部ダム統合管理事務所長は、点検結果を地震発生後3時間以内に沖縄総合事務局長へ報告するものとする。
2. 東村で震度4以上を観測した場合。	[二次点検] 二次点検は一時点検に引き続いて行い、詳細な外観点検と計器による点検とする。北部ダム統合管理事務所長は、点検結果を地震発生後24時間以内に沖縄総合事務局長へ報告するものとする。

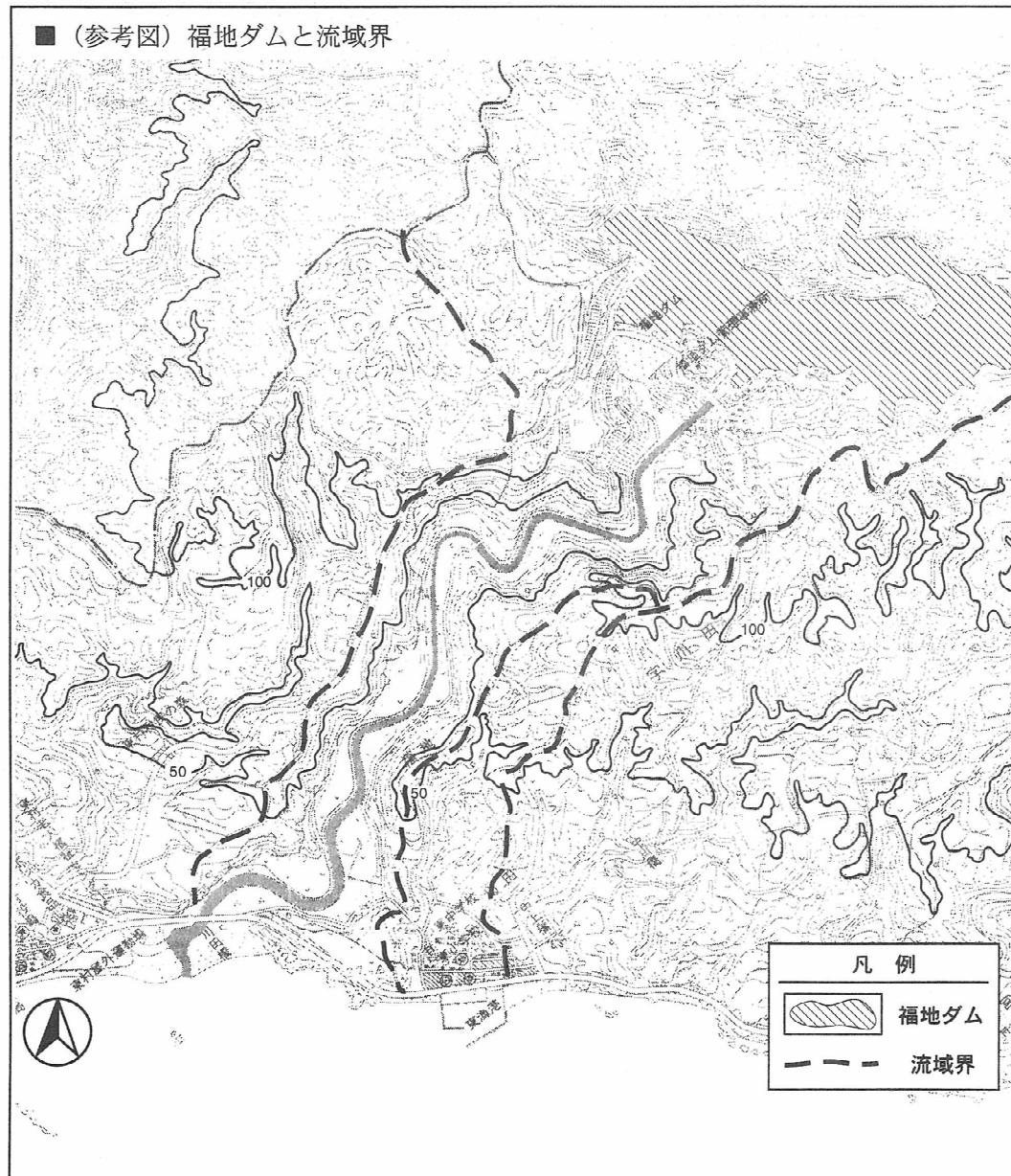
なお、点検により大規模な被害等が確認された場合には、次の連絡系統により情報の伝達が実施される。

■ 関係機関連絡系統図**5. 災害通過後に予想される対策****(1) 災害対策本部の廃止**

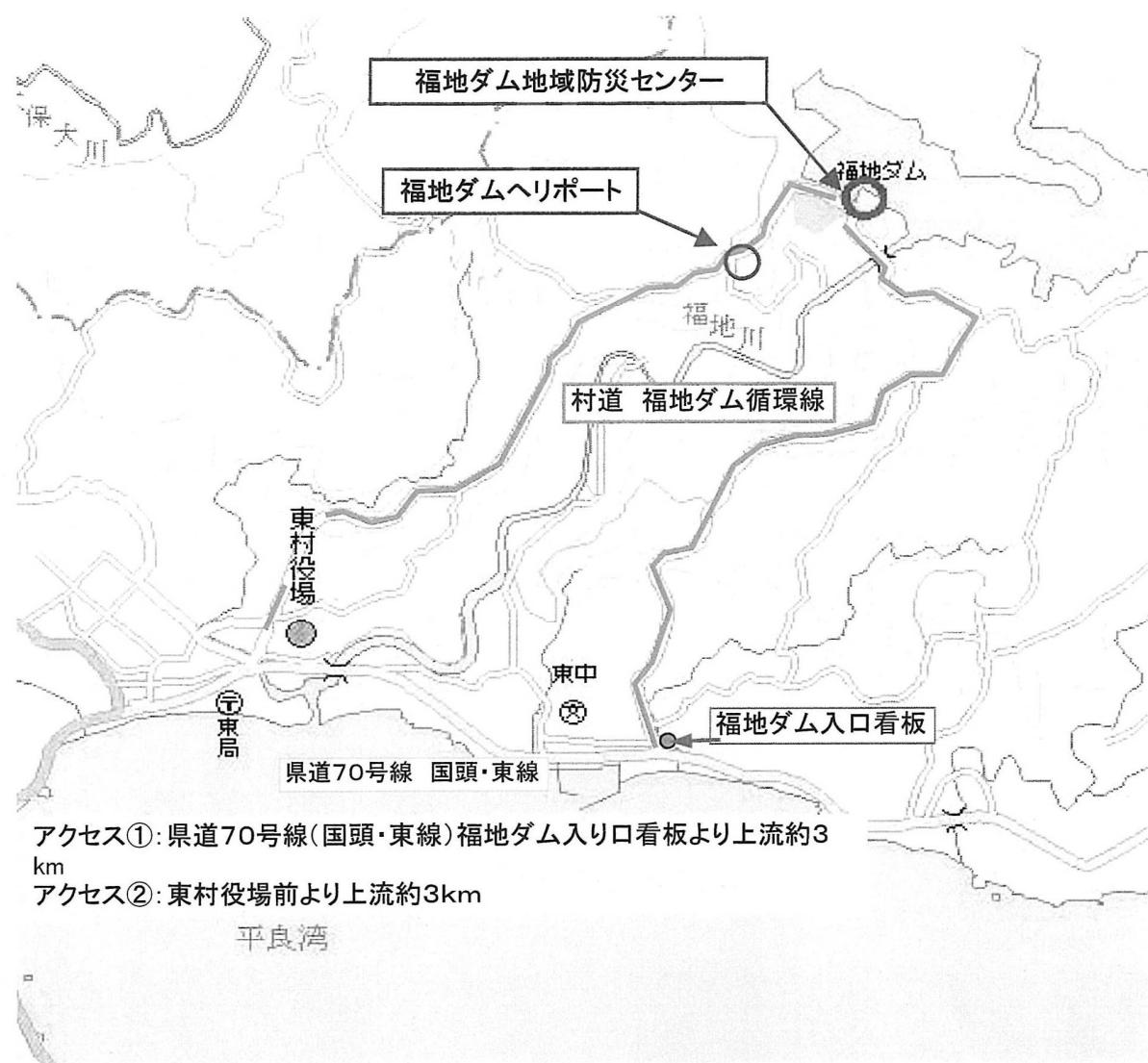
村は、気象警報の解除及びダムからの放水量の減少等による洪水警戒体制の解除の通知を受けたときは、全ての応急対策完了の確認とともに災害対策本部を廃止するものとする。また、その後は速やかに県や国頭地区行政事務組合消防本部及び住民に対してその旨を報告するものとする。

(2) その他必要となる対策

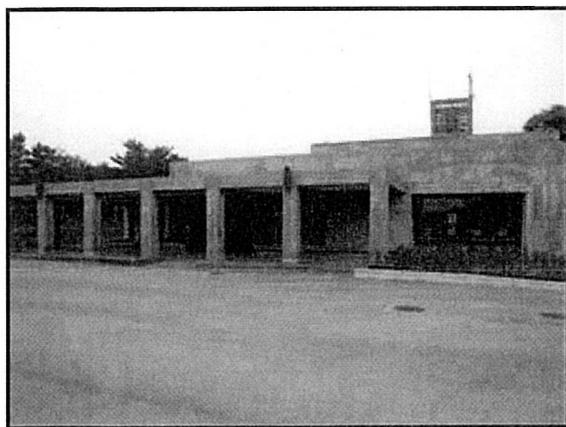
その他災害が通過した際に予想される被害情報の収集、並びに負傷者等が発生した場合の医療救護等の応急対策については、当該措置について定められているそれぞれの災害応急対策計画に基づき実施するものとする。



■ 福地ダム地域防災センター位置図

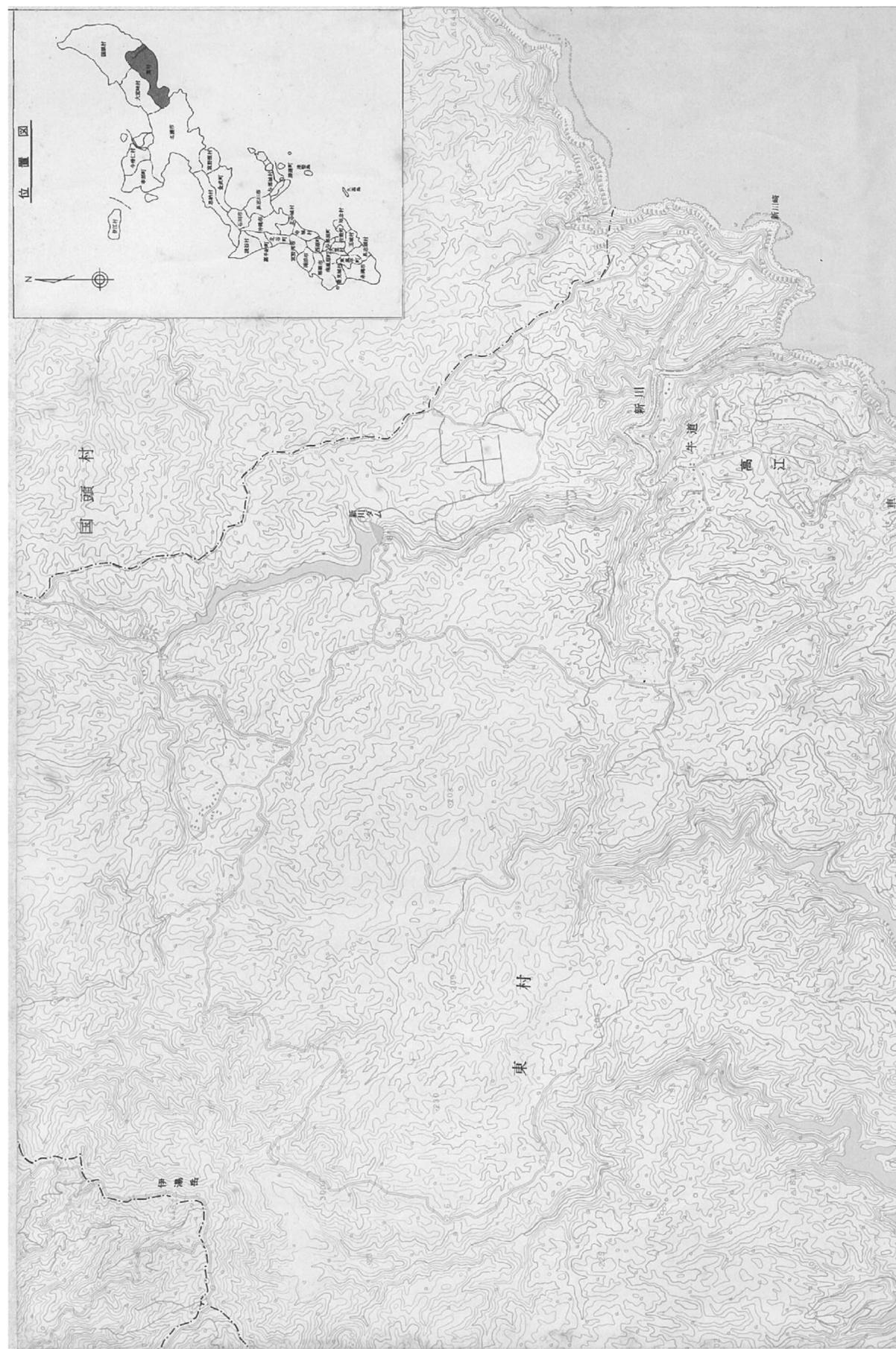


○福地ダム地域防災センター外観



○多目的コーナー(センター内)



■ 新川ダム位置図

第35節 在港船舶対策計画

部署・関係機関	農林水産対策班、名護警察署、中城海上保安部、関係機関
---------	----------------------------

I 基本方針

本村に立地する東漁港及び慶佐次漁港（ともに第1種漁港）において災害が発生した場合は発生するおそれがある場合に港内在港船舶の被害を防止するため必要な対策を定めるものとする。

II 実施内容

1. 船舶の被害防止対策の確立

船舶の被害を防止するため、本章第2節「気象警報等の伝達計画」及び第3節「災害通信計画」に基づき、気象予警報並びに災害情報等の伝達体制について万全を期するものとする。これにより情報の周知徹底を図るとともに、次の措置について指導を行うものとする。

- ① 港内停泊船は安全な泊地に移動させる。
- ② 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- ③ 荷役中の船舶は速やかに荷役終了または中止させる。
- ④ 航行中の船舶は早めに安全な港へ避難するよう勧告する。
- ⑤ 災害により港内または港内の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体が生じたときは、その物体の所有者等に物件の除去等について指導する。

2. 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、本章第7節「避難計画」による。

第36節 海上災害応急対策計画

部署・関係機関	総務対策班、消防対策班、各関係対策班 第十一管区海上保安本部、各関係機関
---------	---

I 基本方針

本計画は災害対策基本法に定める災害や船舶もしくは危険物貯蔵施設からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、並びに海上火災その他の海上災害の発生が予想され又はこれらが発生した場合において、関係機関の緊密な相互協力体制のもとに、人命や財産の保護及び海上交通の安全確保並びに流出油等の防除など危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人や環境に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るものである。

II 実施内容

1. 応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

海上災害の防除活動を効果的かつ円滑に推進するため、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という）を設置し、「調整本部」と関係市町村及び防災関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行するものとする。また関係市町村及び防災機関は、必要に応じて「調整本部」に防災責任者を派遣し災害対策の調整を図るものとする。

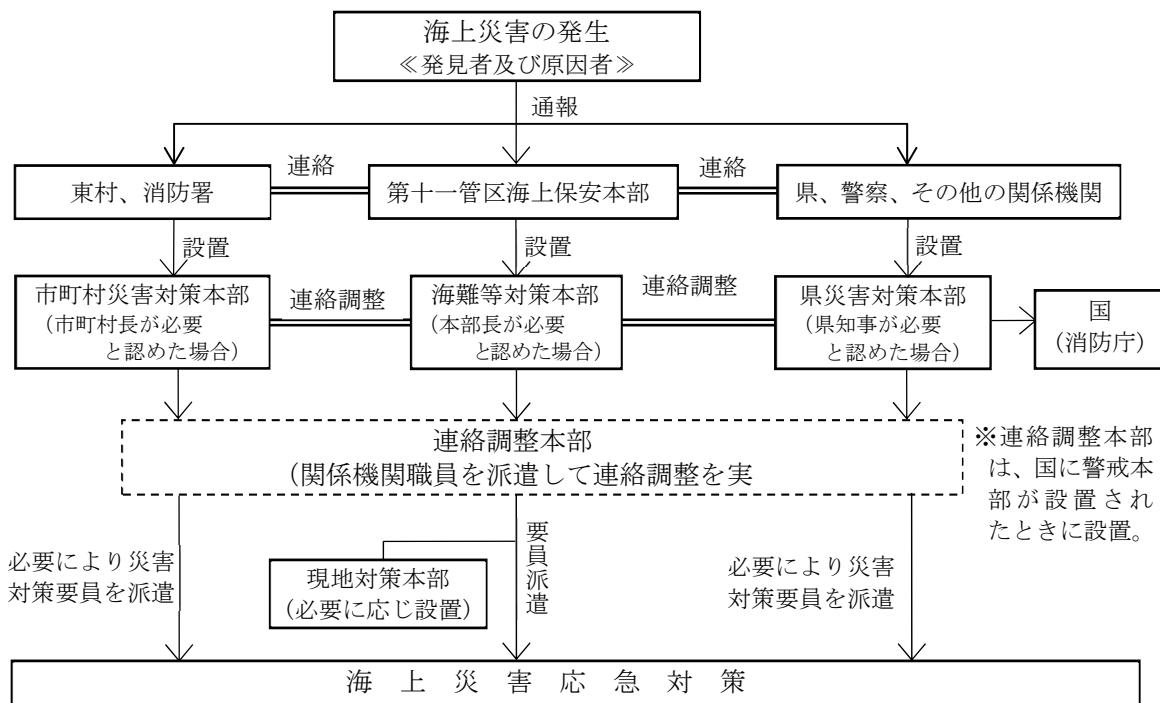
なお、「調整本部」の設置時期については第十一管区海上保安本部に、大規模海難対策本部が設置されたときとする。

- ① 第十一管区海上保安本部
- ② 沖縄総合事務局
- ③ 沖縄気象台
- ④ 陸上自衛隊第15旅団
- ⑤ 海上自衛隊沖縄基地隊
- ⑥ 沖縄県
- ⑦ 沖縄県警察本部・名護警察署
- ⑧ 東村
- ⑨ 国頭地区行政事務組合消防本部・消防団
- ⑩ 日本赤十字社沖縄県支部
- ⑪ 事故関係企業等
- ⑫ 指定海上防災機関
- ⑬ その他関係機関及び団体

(2) 海上災害発生時の通報系統

海上災害発生の原因者や発見者から通報を受けた場合には直ちに下記系統により通報を行うものとする。

《海上災害の通報系統図》



2. 第十一管区海上保安本部の実施事項

沖縄沿岸域を管轄する第十一管区海上保安本部が実施する一般的な災害応急対策は次の通りである。

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部を設置する。
- ③ 通信体制を強化するとともに、必要ある場合は非常無線通信に協力要請し、通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇や航空機により、被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告又は出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

災害発生の予兆等	警報及び伝達方法
① 気象・津波・高潮・波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報や安全警報及び標識の掲揚並びに巡視船艇や航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者に周知する。

災害発生の予兆等	警報及び伝達方法
② 航路障害物の発生や航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
③ 大量の油の流出等により船舶や水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報や安全通報並びに船舶及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関して関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

災害が予想されるとき	災害発生後
① 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等） ② 船舶交通のふくそう状況 ③ 船だまり等の対応状況 ④ 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤ 港湾等における避難者の状況 ⑥ 関係機関等の対応状況 ⑦ その他災害応急対策の実施上必要な事項	① 海上及び沿岸部における被害状況 ② 被災地周辺海域における船舶交通の状況 ③ 被災地周辺海域における漂流物等の状況 ④ 船舶・海洋施設・港湾施設等の被害状況 ⑤ 水路・航路標識の異常の有無 ⑥ 港湾等における避難者の状況 ⑦ 関係機関等の対応状況 ⑧ その他災害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うにあたっては災害の種類や規模等に応じて合理的な計画を作成し、次に掲げる措置を講じるものとする。

その際、救助や救急活動において使用する資機材については原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより必要な資機材を確保し、効率的な救助や救急活動を行うものとする。

- ① 船舶の海難及び人身事故が発生したときは、速やかに巡視艇航空機又は特殊救難隊によりその捜索救助を行う。
- ② 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視艇によりその消火を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。
- ③ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止及び航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- ④ 救助・救急活動等に当たっては、ガス検知器による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る

(5) 緊急輸送

傷病者や医師及び避難者又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき迅速

かつ積極的に実施するものとする。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとし、想定される輸送対象は次の通りとする。

第1段階 (避難期)	① 救助や救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ② 消防や水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員や地方公共団体災害対策要員、並びに情報通信や電力及びガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ④ 負傷者等の後方医療機関への搬送 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設や輸送拠点の応急復旧、並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (輸送機能確保期)	① 第1段階の続行 ② 食料や水など生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (応急復旧期)	① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和30年運輸省令第10号）」に基づき、海上災害救助物品を被災者に対し無償貸付又は譲与するものとする。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助及び救急活動について支援するものとする。ほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする。

- ① 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- ② 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- ③ その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、関係機関の相互協力体制のもとで次に掲げる措置を迅速に講じ、海洋環境の汚染防止に努めるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類や性状及び拡散状況並びに気象や海象その他種々の条件によってその手法が異なる。そのた流出油等の漂流、拡散及び性状変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において迅速かつ効率的な排出油等の拡散防止や回収並びに処理が実施されるよう留意するものとする。

災害現場の状況	講るべき措置
① 防除措置を講すべき者が行う防除措置を効果的なものとするため	巡視船艇・航空機により又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況や防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担及び作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
② 防除措置を講すべき者が措置を講じないと認められるとき	先の者に対し防除措置を講すべきことを命ずる。
③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合	海上災害防止センターに防除措置を講すべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する
④ 防除措置を講すべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて緊密な情報の交換を行う。	迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。
⑤ 危険物が流出した場合	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置等船舶の航行制限を行う。
⑥ 危険物の防除作業	ガス探知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

現場の状況	講るべき措置
① 海上交通のふくそうが予想される海域において	必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行い、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める。
② 海難の発生及びその他事情により、船舶交通の危険が生じたとき又はそのおそれがあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
③ 海難船舶又は漂流物や沈殿物及びその他の物件により、船舶交通の危険が生じたとき又はそのおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対してこれらの除去及びその他船舶交通の危険を防止するための措置を講すべきことを命じる、又は勧告する。
④ 船舶交通の混乱を回避するため	災害の概要及び港湾や岸壁の状況並びに関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について無線機等を通じ船舶へ情報提供を行う。
⑤ 水路の水深に異常が生じたと認められるとき	必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

現場の状況	講べき措置
⑥ 航路標識が損壊し又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び同条第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは直ちに最寄りの市長村長に、その旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため情報収集に努めるとともに、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 災害発生地域の周辺海域に巡視船艇を配備し、犯罪の予防や取締りを行う。
- ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 危険物積載船舶については必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限もしくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすとともに、人の健康及び財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊や油の焼却並びに現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

3. 東村及び国頭地区行政事務組合消防本部の実施事項

- (1) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- (2) 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- (3) 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- (4) 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- (5) 沿岸及び地先海面の警戒
- (6) 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- (7) 消火作業及び延焼防止作業
- (8) その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- (9) 防除資機材及び消火資機材の整備
- (10) 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- (11) 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

第37節 道路事故災害応急対策計画

部署・関係機関	建設環境対策班、農林水産対策班、消防対策班
---------	-----------------------

I 基本方針

この計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定めるものである。

II 実施内容

1. 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

2. 応急活動及び活動体制の確立

道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

関係機関は、本章第1節「組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制を取る。

3. 救助・応急、医療及び消火活動

道路管理者は、村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

村及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

4. 道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

5. その他

(1) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(2) 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第38節 その他災害応急対策に必要な事項

部署・関係機関	各関係対策班
---------	--------

I 基本方針

災害時におけるその他災害応急対策に必要な事項は次のとおりとなっている。

II 実施内容

1. 物的公用負担

物的公用負担の種類と執行者は次表のとおりとなっており、公用令書の様式は様式1・様式2・様式4・様式5によるものとする。

■ 公用負担の種類と執行者

対象物	公用負担の種類	執行者	根拠法
消防対象土地	使用処分使用制限	消防吏員 消防団員	消防法第29条第1項
土地	一時使用	村長	水防法第28条第1項
土石・竹材・その他の資材	使用収用		
車場及びその他の運搬器具	使用		
必要物資の生産・集荷・配給・保管・運送の業者	保管命令	指定行政機関及び指定地方行政機関の長	災害救助法第23条の2第1項 災害対策基本法第78条第1項
必要な物資	収用	知事(村長)	災害救助法第26条第1項 災害対策基本法第71条第1項及び第2項
病院・助産所・診療所・宿泊施設・飲食店	管理		
土地・家屋・物資	使用		
必要物資の生産・集荷・配給・保管・運送の業者	保管命令		
必要な物資	収用		
他人の土地及び建物並びに工作物	一時使用	村長 警察官	災害対策基本法第64条第1項
土石・竹材・その他の物件	使用収用	海上保安官	
災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるもの	除去、その他の必要な措置		災害対策基本法第64条第2項

2. 人的公用負担

人的公用負担の対象作業と執行者は次表のとおりとなっている。また、知事(知事が権限を委任した場合の村長を含む)の従事命令の執行に際しては、法令に定める令書を交付するものとし公用令書の様式は様式3・様式4・様式5によるものとする。ただし、知事以外の従事命令発令権者による従事命令等には令書の公布は必要としない。

■ 人的公用負担の対象作業と執行者

対象作業	命令区分	執行者	根拠法
災害応急対策作業全般	従事命令	村長	災害対策基本法第65条第1項
		警察官及び海上保安官	災害対策基本法第65条第2項
		警察官	警察官職務執行法第4条
災害応急対策作業全般 (災害救助法による救助を除く)	従事命令	知事	災害対策基本法第71条
	協力命令		
災害救助作業	従事命令	知事	災害救助法第24条
	協力命令		災害救助法第25条
消防作業	従事命令	消防吏員	消防法第29条第5項

3. 警戒区域の設定権

(1) 設定権を有する者

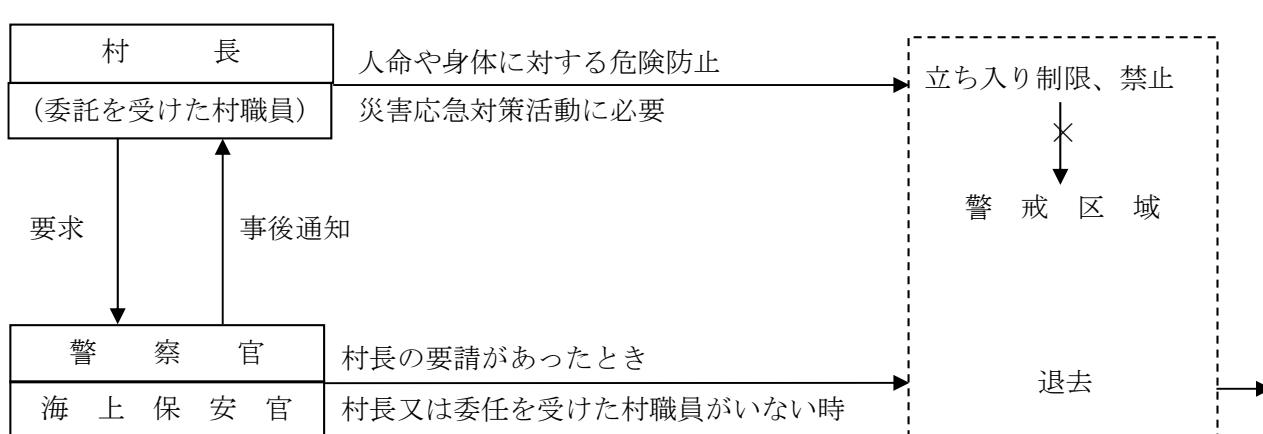
- ① 村長
- ② 村長の委任を受けた村職員
- ③ 警察官又は海上保安官
- ④ 消防吏員
- ⑤ 消防団員

(2) 設定の要件

- ① 災害が発生し又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合
- ② 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合

(3) 警戒区域の設定

警戒区域への一般の立ち入りを制限及び禁止又はその地域からの退去を命ずる。



(4) 罰則

警戒区域設定に基づく禁止及び制限又は退去命令について違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留に処せられる。

■ 様式（従事命令、協力命令、保管命令、管理、使用、収用、変更、取消）

1. 従事命令、協力命令

従事第 号	公 用 令 書
住 所	
氏 名	
	従事
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。	
	協力
年 月 日	
	処分権者 氏名
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

2. 保管命令

管理第 号	公 用 令 書			
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
	処分権者 氏名			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

3. 管理、使用、収用

管理（使用、収用）第 号		公 用 令 書					
住 所							
氏 名							
管理							
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり使用する。							
収用							
年 月 日							
処分権者 氏名							印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

4. 変更

管理（使用、収用）第 号		公 用 変 更 令 書					
住 所							
氏 名							
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる 処分を次のとおり変更しましたので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付す る。							
年 月 日							
処分権者 氏名							印
変更した処分の内容							

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

5. 取消

取消第	号
公用取消令書	
住所	
氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年月日第号)にかかる 処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。	
年月日	
処分権者 氏名	
印	

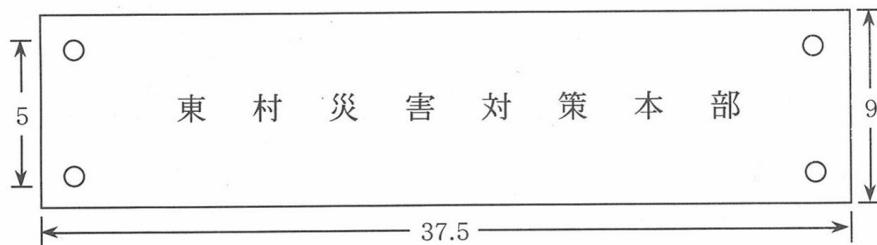
(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

●資料 資料10-17 従事命令、協力命令、保管命令等

6. 証票

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に腕章をする。



備考

- ① 文字の色彩は赤色、地の色彩は白
- ② 図示の長さの単位はセンチメートル

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の全面の視野を妨げない場所に標示をする。

